

# 都市再生安全確保計画

## 作成の手引き

内閣府  
国土交通省

この手引きは、「都市再生の推進に係る有識者ボード」（座長・八田達夫）のもとに設置された「防災ワーキンググループ（防災WG）」（座長・中林一樹）における有識者からの助言を得て作成した。

なお、この手引きについては、関係省庁（内閣府（防災担当）、警察庁、消防庁）と調整済みである。

#### 都市再生の推進に係る有識者ボード 防災WG

朝倉 康夫（東京工業大学 教授）

加藤 孝明（東京大学 教授）

小林 恭一（東京理科大学 教授）

中林 一樹（座長・東京都立大学・首都大学東京 名誉教授）

丸谷 浩明（東北大学 教授）

村上 正浩（工学院大学 教授）

注）五十音順、敬称略、所属は令和4年3月時点

## はじめに

大都市のターミナル駅周辺を中心に指定されている「都市再生緊急整備地域」は、業務機能、商業機能等が集積し、我が国経済を牽引する都市の国際競争拠点である一方、高層建築物、鉄道施設、地下街等が水平的かつ垂直的に複雑に連結・近接する空間に、多くの人口が集中するエリアとなっている。

このため、ひとたび地震等の大規模災害が発生した場合、多数の死傷者の発生、特定の場所への退避者の集中による将棋倒し等のパニックの発生、大量の帰宅困難者の発生等の甚大な人的被害が生じるリスクも持ち合わせている。さらに、各種施設の損壊、ライフライン関連施設の破損等の物的被害が発生した場合には、立地企業等の事業の継続が困難となり、都市の国際競争拠点としての機能が大きく損なわれ、我が国経済に多大な影響をもたらすリスクも抱えている。

そこで、第180回国会（平成24年）において、都市再生特別措置法が改正され、都市再生安全確保計画制度が創設された。本制度は都市再生緊急整備地域を対象に、官民が協働して都市再生安全確保計画を作成し、災害時のパニックの発生等による人的被害等の抑制を図るとともに、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施し企業の事業継続を容易にする環境を整えることにより、従業員を含む滞在者等の安全性の向上及び立地企業の事業継続性を向上するとともに、地域全体のブランド力及び価値の向上を通じて、都市の国際競争力の強化を図るものである。

この手引きは、地域の関係者に対し都市再生安全確保計画制度の普及・啓発を行い、実際の取組を支援する目的で作成したものであり、

- I. 取り組み編（都市再生安全確保計画の位置づけ、作成及び実施の流れ）
- II. 計画づくり編（都市再生安全確保計画に盛り込む内容）
- III. 具体的な対策、組織づくりのアイデア集（都市再生安全確保計画に記載する対策の具体的なアイデア）の3編で構成されている。

今後、関係各位において、目的に応じて手引きや※ワンポイント事例集・Q&A集を参考にし、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るための事業等が推進されることを期待している。また、地域における都市再生安全確保計画の作成と事業等の実施により必要な知見を蓄積し、制度の運用や手引き等の一層の充実を図るとともに、都市再生の一層の進展を図る環境整備を進めることとする。

※詳細については以下を参照

<http://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html>

# 都市再生安全確保計画

## 作成の手引き

### I. 取り組み編

内 閣 府

国 土 交 通 省

# 都市再生安全確保計画 作成の手引き 全体構成

I. 取り組み編	【本編】
II. 計画づくり編	(別冊)
III. 具体的な対策、組織づくりのアイデア集	(別冊)

## I. 取り組み編 目次

はじめに .....	2
1 都市再生安全確保計画とは .....	3
1-1 都市再生安全確保計画の位置づけ .....	3
1-2 都市再生安全確保計画制度の検討経緯 .....	3
1-3 都市再生安全確保計画の効果.....	4
1-4 都市再生安全確保計画の作成及び実施の流れ .....	6
2 多様な主体の参画 .....	7
3 地域の現状把握.....	8
3-1 基礎データ等の収集 .....	8
3-2 リスクの評価 .....	9
3-3 地域資源の評価 .....	9
3-4 被害の検討等 .....	10
4 都市再生安全確保計画の作成・実施等.....	11
4-1 都市再生安全確保計画の作成.....	11
4-2 都市再生安全確保計画の目標設定 .....	12
4-4 都市再生安全確保計画の実施.....	15
5 効果の検証と計画の改善.....	16
5-1 都市再生安全確保計画の充実・改善.....	16
5-2 体制の整備・改善.....	17

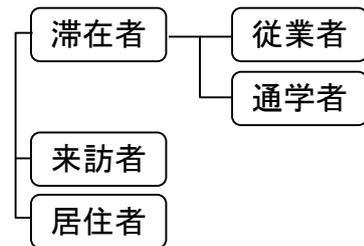
## 用語の定義

### 【行動】

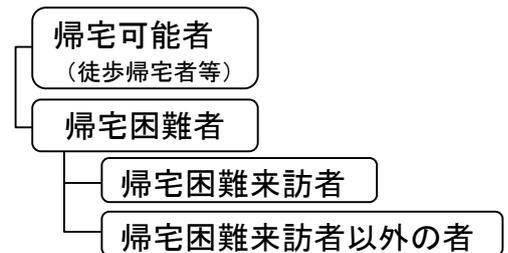
- ・ 避難 大規模災害時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
- ・ 退避 大規模災害時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること

### 【ひと】

- ・ 滞在者 都市再生緊急整備地域内に就業、通学の目的で滞在する者
- ・ 従業者 滞在者のうち、就業を目的とした者
- ・ 通学者 滞在者のうち、就学を目的とした者
- ・ 居住者 その地域で居住している者
- ・ 来訪者 都市再生緊急整備地域にいる滞在者・居住者以外の者
- ・ 帰宅困難者 自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人  
(中央防災会議 首都直下地震被害想定結果資料より)
- ・ 帰宅困難来訪者 帰宅困難者のうち、滞在者で勤務先、通学先の建築物が倒壊の恐れがある等滞在場所を確保できなかった者及び来訪者



【図1】 滞在者・来訪者の考え方



【図2】 帰宅困難者・帰宅困難来訪者の考え方

### 【施設】

- ・ 避難場所(広域避難場所) 大震災時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペースをいい、地方公共団体が指定している場所
- ・ 退避施設 (= 「一時滞在施設」(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会中間報告)) 帰宅困難来訪者を数日間受け入れるための施設
- ・ 一時退避場所 大規模災害時に、施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、施設の滞在者が一時的に退避するための場所
- ・ 非常用電気等供給施設 大規模災害時に、滞在者等の安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続に必要なエネルギーの安定供給を確保するための電気又は熱の供給施設

## 1 都市再生安全確保計画とは

### 1-1 都市再生安全確保計画の位置づけ

都市再生安全確保計画は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）の平成24年の改正により創設された制度であり、法第19条の15に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

都市再生安全確保計画により、人口・機能が集積する都市再生緊急整備地域において、大規模災害発生時に発生する人的・物的被害や、避難・退避に伴う混乱等を最小限に抑えることは、災害時の迅速・円滑な応急対応や、地域内の企業の通常業務への速やかな復帰につながる。また、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を実現するためには、人的被害等の抑制を図ることに加え、立地企業の事業継続性の向上を目指す取組も併せて実施することが、都市の国際競争力を高めるために重要となる。このため、都市再生安全確保計画は、都市再生緊急整備地域内の主要な建築物の所有者、テナント、企業、交通機関、ライフライン事業者等が連携して、都市再生緊急整備地域単位でハード・ソフト両面の防災対策を盛り込むこととしている。

また、平成28年の改正により、大規模災害時に、滞在者等の安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続に必要なエネルギーの安定供給を確保するための電気又は熱の供給施設の整備等に関する事項についても記載できることとしている。

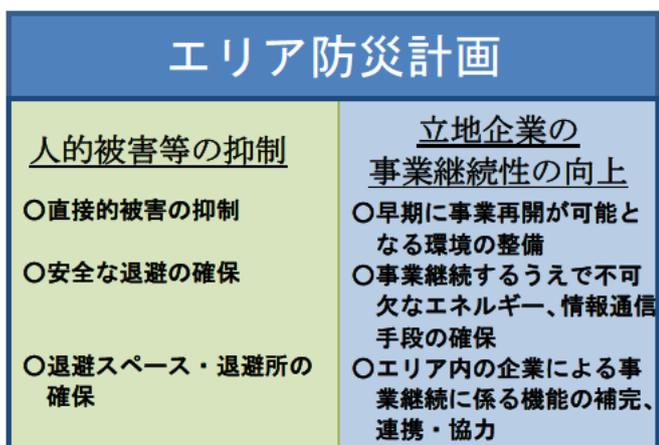
### 1-2 都市再生安全確保計画制度の検討経緯

平成23年12月に内閣官房地域活性化統合事務局に設置された都市再生の推進に係る有識者ボード及びそのもとに設置された防災ワーキングにおいて、「人口・機能集積エリアにおけるエリア防災のあり方 とりまとめ（以下「とりまとめ」という。）」がまとめられた。

「とりまとめ」では、「大都市のターミナル駅周辺をはじめとする人口・機能集積エリアにおいて、エリア内の関係者が密接に連携してエリアとしての防災機能の強化を促進することが重要」として、「主要な建築物等の所有者等が連携・協力して、ハード・ソフト両面からのエリア単位での防災対策の充実に関する計画（以下「エリア防災計画」という。）を策定し、計画に基づく対策の推進や効果的な実施等を促す新たな制度的枠組みを整備することにより、大規模災害発生時における人的被害等の抑制や立地企業の事業継続性の向上を通じ、我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化を図ることが必要」

としている【図3】。

これを受け、国では大都市のターミナル駅周辺をはじめとする人口・機能集積エリアの多くが、「都市再生緊急整備地域」に指定されていることに着目し、都市再生安全確保計画制度を創設した。



【図3】 エリア防災計画

### 1-3 都市再生安全確保計画の効果

都市再生安全確保計画を作成し、その実現を目指して事業等に取り組むことは、地域に様々な効果をもたらす。

#### 1) 地域の防災性能の向上

##### ○地域の防災性能の着実な向上

都市再生安全確保計画は、当該地域の空間形態、土地利用状況、経済活動状況、人口集積状況等の特性や、都市圏における当該地域の役割・位置づけを踏まえて作成する必要がある。都市再生安全確保計画に盛り込まれる対策は、ハード・ソフト両面からの幅広いものが想定されるが、地域の実情・特性に応じた即地的な計画、着手可能なエリア・対策からの取組とすることで、地域の防災性能の着実な向上が見込まれる。

##### ○人的被害等の抑制

都市再生安全確保計画に基づくハード・ソフト両面からの事業等が進展し、地域の防災性能が向上することは、人的被害等の抑制と災害時の地域内での混乱の抑制につながると考えられる。これは、立地企業にとっては人的資源（従業者）の保護と事業継続性の確保につながる。

##### ○地域の円滑な応急対応の実現

都市再生安全確保計画に基づく事業等の実施により、地域の混乱や人的被害等を抑制することは、帰宅困難者等の一時滞在や帰宅の円滑な支援、人命救助等の応急対応の円滑な実施に資するものである。都市再生安全確保計画の作成により、災害発生直後の応急対応が円滑に実施されることは、応急復旧作業への速やかな着手にもつながると考えられる。

### ○地域コミュニティの醸成

都市再生安全確保計画は、地域の様々な立場の関係者が協力して作成することが重要である。都市再生緊急整備協議会において、地域の関係者が一堂に会し、地域の課題等を共有し、対策を講じることは、関係者間の連携の強化に資することから、「共助」の体制の構築が進み、防災に関するコミュニティの醸成に寄与すると考えられる。また、こうした「共助」の体制は、平常時におけるエリアマネジメント活動等の促進にも寄与すると考えられるため、地域環境の向上の取組につながると考えられる。

## 2) 地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化

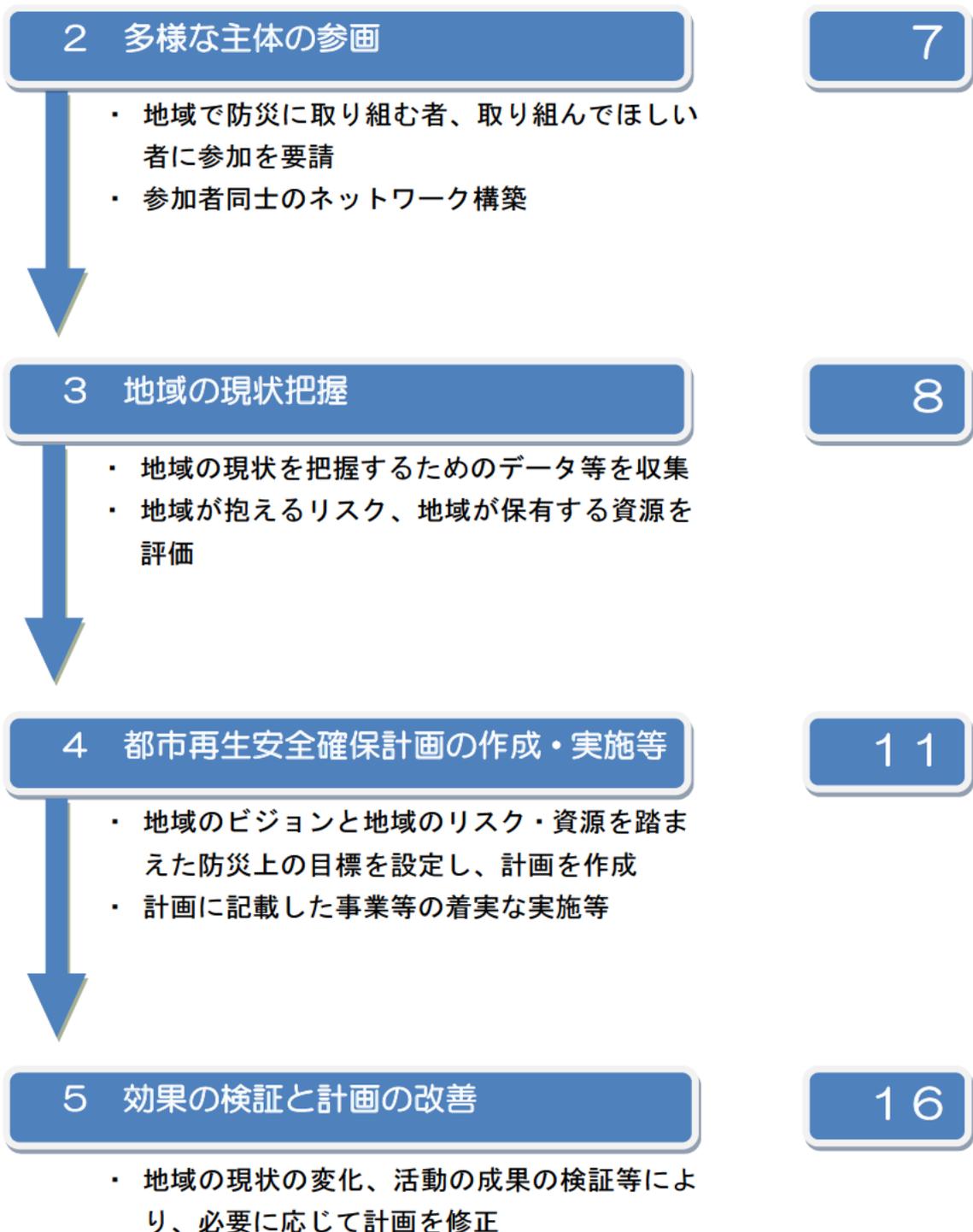
### ○立地企業の事業継続力の向上

都市再生安全確保計画に基づく事業等の実施により、地域の防災性能が向上することは、立地企業の人的資源（従業者）の保護につながり、ひいては事業継続力の確保が可能となる。また、立地企業が都市再生安全確保計画の作成に参加することは、当該企業が災害リスクを適切に管理し、地域貢献・社会貢献を行う企業として市場から評価を得ることにもつながる。

### ○都市の国際競争力の強化

都市再生安全確保計画が作成されたエリアは、エリア内の企業が事業継続に係る要素・資源を補完しつつ、連携・協力して、効率的で効果的な対策が講じられるため、各企業の事業継続性の向上に資するだけでなく、「災害に強い業務エリア」としてのブランド力・価値の向上につながり、ひいては都市の国際競争力の強化につながる。

## 1-4 都市再生安全確保計画の作成及び実施の流れ



## 2 多様な主体の参画

### ポイント

都市再生緊急整備地域内で、都市再生安全確保計画の作成・実施に必要な多様な主体の参画を促す。この段階では、地方公共団体の役割が大きい。

- ・ 地域で防災の取組をしている任意の協議会や防災の取組に寄与する専門性を有する企業等に参加を要請
- ・ 多様な参加者の選定により多様な観点、人材を確保
- ・ 参加者同士のネットワークを構築

都市再生安全確保計画（エリア防災計画）に係る取組は、まず必要な関係者を集めることから始まる。これは地方公共団体が中心となり、参加要請を行うことを想定している。

参加を要請する対象者は、以下のような者が考えられる。

- ①地域で防災の取組をしている任意の協議会
- ②防災の取組に寄与する専門性を有する企業等

①は、例えば、主要駅周辺で災害対策を実施している任意の協議会が考えられる。このような協議会の構成員は防災意識が高く、都市再生安全確保計画の作成及び実施に積極的な関与が得られるとともに、これまで蓄積した地域の資源、課題等の情報を活かすことが可能であると考えられることから、地域の実情に応じた都市再生安全確保計画の作成及び同計画に基づく取組の実施が円滑に進むとが考えられることから重要な役割と果たすと考えられる。

②は、例えば、建築士や応急危険度判定士が在籍する建設会社や設計事務所、システムエンジニアが在籍するIT企業等が考えられる。このような企業等は、専門的な知見を活かして、建築物の安全性確認、地域の情報共有のシステム構築等の防災の取組において重要な役割を果たすと考えられる。

この他、多くの滞在者・来訪者を抱える大規模建築物所有者や、企業、鉄道事業者、災害時の居住環境を左右するライフライン事業者等、地域の防災を考える際の前提条件に大きな影響を有する者に参加を要請することが考えられる。

また、多様な主体の参画により、多様な観点から地域のリスク及び資源の検証等が可能になるとともに、多様な防災の取組を実施することが可能となり、効果的な防災対策の展開を図ることができる。さらに、平常時から多様な関係者間で構築されたネットワークは、災害時にも有効に機能すると考えられる。

法に基づく都市再生安全確保計画を作成する際は、法第19条に規定する都市再生緊急整備協議会を組織する必要がある。これについては、Ⅱ．計画づくり編「2 都市再生安全確保計画の作成及び実施の体制について」を参照のこと。

## 3 地域の現状把握

### ☞ポイント

- ・ 防災活動においては、地域の強みと弱みの把握が重要
- ・ 災害リスクだけでなく、災害に対応するための資源も把握すること

防災活動を実施するためには、地域の現状を理解することが重要である。  
地域により災害に対するリスクは異なり、災害に対応するための資源も異なる。

### 3-1 基礎データ等の収集

#### ☞ポイント

- ・ 地域の主要な者の災害時の行動に関する情報共有
- ・ 災害時のリスクにつながる人口・機能の集積状況を把握
- ・ 災害時に資源として活用可能な人材、物資、空間等を把握

災害時に地域で何が起こるのか、何が課題になるのかを理解するために、地域の主要な者の災害時における対策や、地域の現状に係る基礎データについて、関係者間で情報共有することが重要である。

また、収集した基礎データについては、例えば災害発生前後、災害発生時刻等の違いによる時間軸に沿った整理、地図上に分布状況を記載するなど空間軸に沿った整理を行うことで、関係者の理解が進むことが考えられる。

#### 1) 地域の主要な者の災害時の行動に関する情報共有

地域における防災対策を考えるうえで、災害時に地域でどのようなことが起こりうるのかを把握することが重要であるため、地域内の行政機関、鉄道事業者、ビル管理者、ライフライン事業者等の関係者が災害時にどのような行動をとることを前提としているのかを関係者間で共有することが重要である。当初段階で都市再生安全確保計画の作成に参画しない者の中で、今後重要な役割を担うことが想定される者には、こうした情報の提供を行うとともにヒアリングや災害時の防災に係る計画の提供等を通じて情報共有することが望ましい。

#### 2) 地域の現状に係る基礎データを関係者間で共有

災害時に地域で起こる事象の考察を行ううえで、地域の現状や災害時における関係者の行動が地域にどのような影響を与えるのかを把握することが重要であるため、地域の

現状に係る基礎データを関係者間で共有することが重要である。

### 3-2 リスクの評価

#### ☞ポイント

- ・ 地域が抱えるリスクを多角的に評価
- ・ リスクの情報を関係者間で共有することが重要
- ・ 地域の実情に応じた評価を実施

基礎データ等をもとに地域が抱える災害リスクを評価することにより、必要とする対策の立案が容易になる。その際、多様な主体の参加により、リスクの見逃し、過大評価、過小評価等の危険性を軽減することができる。

ここでは、地域の関係者間で災害リスクを共有し、地域全体で防災に取り組む必要があることを、地域の関係者が当事者として理解することが重要である。

### 3-3 地域資源の評価

#### ☞ポイント

- ・ 災害時に活用可能な地域資源を評価
- ・ 地域資源の情報を関係者間で共有することが重要
- ・ 地域の実情に応じた評価を実施

基礎データ等をもとに地域資源を評価することにより、地域が抱える災害リスクに対応するための対策の立案が容易になる。

ここでは、地域の関係者間で地域に存在する資源の情報を共有し、単独で取り組むよりもこれらの資源を活用しながら地域全体で防災に取り組む方が、享受するメリットが大きいことを地域の関係者で理解することが重要である。

リスクと資源を評価する場合は、①空間的資源の有無（量）、②物的資源の有無（量）、③経済的資源の有無（量）、④社会的資源の有無（量）、⑤人的資源の有無（量）等の観点から実施することが重要である。

### 3-4 被害の検討等

#### ☞ポイント

- ・ 地域の特性に応じた災害を想定
- ・ 地域のリスク、地域資源を踏まえて、災害時に発生する事象を検討

地域のリスク、地域資源を踏まえて、災害時に地域で発生する被害、事象について、検討を行い、地域の関係者で共有を図ることが重要である。また、新型コロナウイルス感染症拡大のおそれがある中での対応について検討することも重要である。

## 4 都市再生安全確保計画の作成・実施等

### 4-1 都市再生安全確保計画の作成

#### ☞ポイント

- ・ 関係者間で共有した「地域の現状」「目標」「目標実現のための対策」等を都市再生安全確保計画としてまとめる

関係者が共有した地域の現状、目標、目標実現のための対策、役割・費用負担の分担等を、都市再生安全確保計画にまとめ、共有することは、計画の成果を確認する場合や、多様な主体の参加を促す場合、地域の取組を説明する場合に役立つ。

都市再生安全確保計画を作成する際に、都市再生緊急整備地域全域にわたる計画の作成が困難な場合には、関係者の防災意識が高く計画作成のコンセンサスが得られやすいエリア等計画の作成に取り組みやすいエリアから順次計画を作成することが重要である。

また、都市再生安全確保計画には、ハード・ソフト両面からの幅広い対策が盛り込まれることが想定されるが、当初から全ての対策に取り組むことが困難な場合もあるため、都市再生緊急整備地域の持つ特性、資源、リスク、課題を大局的に把握したうえで、着手可能な対策から順次計画を作成することが重要である。例えば、滞在者等の安全確保に向けた帰宅困難者対策のみに関する計画、あるいは、業務機能・行政機能等の継続についてのエネルギー供給施設のみに関する計画を先行的に作成することも可能である。

さらに、都市再生安全確保計画に基づく対策に取り組む際には、地域の関係者が人材、物資、空間等の資源を持ち寄り、相互に資源を融通することや、共同で所有することにより、単独で同じ対策に取り組む場合と比べて、共通費用の削減等により費用が安価になることも考えられるため、関係者が緊密に連携して対策を講じることが重要である。

都市再生安全確保計画は、都市再生緊急整備協議会の決定を経て公表する。なお、法に基づく都市再生安全確保計画の作成の詳細は、別冊の「Ⅱ. 計画づくり編」に記載している。

## 4-2 都市再生安全確保計画の目標設定

### ポイント

- ・ 地域の実情を踏まえた目標設定
- ・ 防災の観点だけでなく、地域の将来像やエリアマネジメントのあり方等幅広い観点からの検討を踏まえた目標設定

都市再生安全確保計画は、前記で把握したリスク、資源を踏まえ、災害リスクに対応するための対策の優先順位（プライオリティ）を勘案した上で、地域の実情を踏まえた段階的な目標設定を行うことが重要である。さらに、計画に基づく事業等の実施やその効果の検証を進める中で、滞在者等の安全が最大限に確保される計画に向けた不断の見直しや運用の改善等に努めることが重要である。

地域の社会的経済的活動の状況に対し、

- ・ 許容できないほど大きなリスクがあり、早急に対応が必要な場合
- ・ 地域に防災上活用可能な資源があり、その資源を有効に利用することで地域の防災性能の向上が見込める場合

等、リスクと資源のバランスについて、以下の観点を考慮して地域の実情に応じた目標設定を行うことが重要である。

- ① リスクの重大性、緊急性
- ② リスクの対応に係る費用、時間
- ③ 地域資源の活用可能性（資源の量、質）

また、地域の関係者は、防災の観点だけから目標を設定するのではなく、地域が目指す将来像や、地域のエリアマネジメントのあり方も視野に入れて目標を設定することが重要である。都市再生安全確保計画に基づく取組は、官民が連携した継続的な努力が必要であり、そのために地域のまちづくりと一体となって議論することが重要である。このため、地域の防災の観点を含む将来像を視野に入れ、都市再生安全確保計画の作成及びその継続的な充実・改善をしていくことが重要である。

## 4-3 目標実現のための対策

### ポイント

- ・ 目標を達成するための方策は、ハード・ソフト両面のアプローチがあり、地域の実情に応じて実施
- ・ 地域資源を活用できる、取り組みやすい事項から着実に実施
- ・ 地域資源が少ないまたは無い場合は、施設新設や人材育成等に対して長期的に取り組む
- ・ 平常時の活動の延長が災害時の活動となるような方策
- ・ 災害時に活動が円滑に実施できるよう訓練等を通じた準備

#### 1) 地域の実情に応じた計画

都市再生安全確保計画には、退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の整備・管理や耐震改修等のハード対策と情報共有・提供、避難訓練の実施、人材の確保、人材の育成、ルールの整備等のソフト対策等、幅広い対策が盛り込まれる。同じ目標を達成する対策でも、複数のアプローチが考えられるため地域の実情を勘案して対策を講じることが重要である。

また、対策には災害の発生に備えて実施する事前対策と、災害発生時に実施する災害時応急対策がある。対策を計画する際には、いつ実施する対策なのかという時間軸を勘案することも重要である。

#### 2) 取り組みやすい事項を着実に実施

対策を持続可能なものとするためには、取り組みやすいエリア、取り組みやすい対策から順次取り組み、成果を実感できる工夫を行うことが重要である。

#### 3) 抜本的な対策と継続的な対策

地域に重大なリスクが存在する等関係者間で危機感を共有できる課題については、時間・費用を要する場合でも対策の実施に理解が得られる可能性があり、このような対策は時機を逃さず実施する必要がある。一方、地域で対策が必要とされる課題でも、資源が少ない又は存在しない場合には、早急には対策に着手できないことがあるため、関係者間での意識の醸成を図る観点から、長期的な視点で人材育成や対策の必要性の普及・啓発に取り組むことも重要である。

#### 4) 「いつも」の活動が「もしも」の対策

災害時に実施する事務等については、平常時の活動がそのまま災害時の防災対策につな

がる活動とすることが望ましい。例えば平常時（いつも）は地域でレストラン運営をしている事業者が、災害時（もしもの時）に食料の提供（炊き出し）を行うようなことが考えられる。都市再生安全確保計画においては、このような「いつも」の活動が「もしもの」対策に移行した場合における費用負担、分担等についても、あらかじめ関係者間で検討しておくことも重要である。

#### 5) 「もしもの」に備えた訓練等の実施

都市再生安全確保計画に記載する滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務等が、実際の災害時にも円滑に実行できるように、あらかじめ訓練等によりこれらの事務等について、関係者が把握しておく必要がある。その際、今後想定される災害や、発災時間帯、さらには新型コロナウイルス感染症拡大のおそれのある中での災害発生等、様々な状況を想定した訓練とすることにより、実際の災害発生時においても状況が変化した場合にも柔軟に対応することが可能になる。例えば、訓練を定期的実施している場合、毎回同じ前提条件のもとに訓練を実施するのではなく、以前に実施した訓練とは異なる発生時間帯を想定してみるなど、異なる前提条件のもとで実施される訓練の経験を段階的に充実させていく方法も有効と考えられる。また、応急手当等については、実施担当者が一定程度その事務等に習熟していることが望ましいため、定期的に講習会、訓練等を実施し、災害時に速やかに対応できるような体制を整える必要がある。

さらに、都市再生安全確保計画に基づく取組が充実するにしたがって、災害時に実施する事務等が多岐にわたることが想定されるため、必要に応じて実施体制の見直しを行うことが望ましい。

## 4-4 都市再生安全確保計画の実施

### ポイント

- ・ 平常時と災害時の活動が継ぎ目なく繋がるような対策
- ・ エリアマネジメント活動の一環として防災活動を実施
- ・ 災害時の活動を円滑に実施するために、計画に基づく地域における防災に関する訓練等を実施

作成した計画に沿って、地域の防災性能の向上の取組を進める上では、退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の整備・管理や耐震改修等のハード対策と情報共有・提供、避難訓練の実施、人材の確保、人材の育成、ルールの整備等のソフト対策を組み合わせることで実施することが重要であり、計画に記載した事業等はその実施主体が、確実に実施することが必要である。

また、災害時に実施する事務については、平常時の活動と継ぎ目なく繋がるように、災害時に行う活動を意識した平常時の活動を組み立てることが望ましい。つまり、災害時の活動を平常時の活動の延長線上で行うような仕組みを考える必要がある。例えば、地域の防災活動をエリアマネジメント活動の一環として実施すること等が考えられる。

防災の取組の成果は実感を得にくいことがあり、途中で取組が停滞する場合があるため、関係者のモチベーションを維持し、継続的な取組とするためには、平常時の地域活性化策や環境改善策と連動した取組とし、成果を確認しやすくする工夫が必要である。また、平常時から活動が行われていれば、いざという時にそのまま災害時の活動に移行できる等、実質的な防災の取組につながると考えられる。

このように地域の防災のあり方を検討するために集まった関係者のネットワークが、防災の取組に加えて、エリアマネジメント活動や、まちづくり活動につながるよう対策に取り組むことが望ましい。

さらに、災害時に実施する事務については、災害時に円滑かつ有効に実施できるよう、平常時に計画に基づく地域における防災に関する訓練や講習を実施し、関係者の意識の啓発、事務への理解を進めることが重要である。

## 5 効果の検証と計画の改善

### ポイント

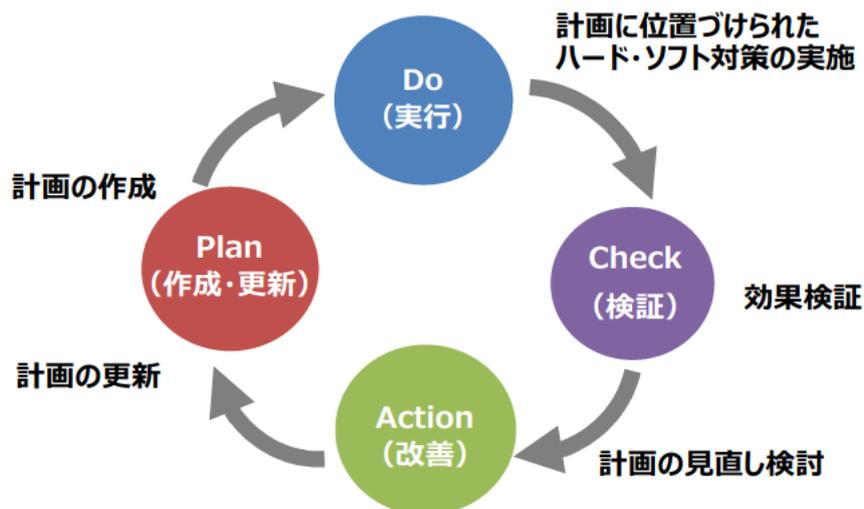
- ・ 地域を取り巻く状況の変化、施設整備の進捗状況を定期的に把握し、地域の災害時のリスクや防災上の資源の変化を検証
- ・ 訓練等による都市再生安全確保計画の成果の検証結果を踏まえて、必要に応じて計画を改善
- ・ 都市再生安全確保計画の充実・進展に合わせた体制の整備

都市再生緊急整備地域では、都市開発事業等の完了、建物占有者の交代等に伴い、地域の防災を考える前提となる状況が変化することが考えられる。また、都市再生安全確保計画に記載する事業等も、参加者の増加、取組内容の変化、取組成果の検証等により、改善の必要が発生することが考えられる。

都市再生安全確保計画は、これらの状況変化等を踏まえ、計画に位置づけられた取組の実効性を高めるため、継続的な改善を重ねていくことが重要である。

### 5-1 都市再生安全確保計画の充実・改善

都市再生安全確保計画では、PDCAサイクルによる計画の進捗状況等の評価、前提条件の変化の確認等と、それに対応した計画の充実・改善が重要である（【図4】）。



【図4】PDCAサイクルイメージ

都市再生安全確保計画に記載されたハード・ソフト対策の検証・改善の仕組みについても、都市再生安全確保計画に記載し、関係者間で共有を図ることが重要である。

また、対策を緊急に講ずべき必要性に鑑み、一旦、関係者が合意できる範囲で都市再生安全確保計画を作成した後、順次、他の関係者の同意を得て、都市再生安全確保計画の内容を充実・改善させていくことも可能である。

都市再生緊急整備地域を取り巻く環境は、新たな都市開発事業の進捗、技術開発の進展等により変化する。また、都市再生安全確保計画についても、地域の関係者の意識啓発等の進展により、内容の充実、範囲の拡大、参加者の増加等の変化が考えられる。このような前提条件の変化、実施する対策の内容の変化の把握に加え、都市再生安全確保計画で掲げた目標の達成状況の把握、訓練や実災害の対応事例等を踏まえた対策の有効性の検証等を行うことが必要である。このような前提条件等の変化の把握、対策の有効性の検証等を踏まえ、都市再生安全確保計画の内容に随時変更等を加え、改善を図るとともに、地域の防災の観点を含む将来像を視野に入れ、目標設定の見直しも図る等、都市再生安全確保計画を継続的に充実・改善していくことが重要である。

## 5-2 体制の整備・改善

都市再生安全確保計画は着手可能なエリア・対策から始めたものが、内容の充実に伴い複数の対策が実施されるようになることが考えられる。都市再生安全確保計画の取組の充実に踏まえ、内容に応じた体制を整えることが重要である。

### 1) 適切な役割分担、体制の整備・充実

都市再生安全確保計画の充実に際しては、複数の対策の実施に係る役割分担と連携を適切に行えるように体制の整備と充実が必要となる。特に、災害時に行う事務に関しては、適切な役割分担を行い、災害時に実際に機能するように訓練を通じた検証が重要である。

### 2) エリアマネジメントとの連携（平常時体制から災害時体制への円滑な移行）

都市再生安全確保計画は大規模な災害が発生時における滞在者の安全の確保を目指すものであり、平常時から組織として活動することにより、災害時に円滑な対応が可能となる。

エリアマネジメント等の組織と連携して、平常時と災害時の地域のあり方の両方を視野に入れて、都市再生安全確保計画の作成及び計画に基づく事業を実施することや、地域のまちづくり全体から都市再生安全確保計画の位置づけを行うことは、都市再生緊急整備地域のブランド力向上や競争力向上につながる。例えば、平常時に実施する放置自転車対策活動、危険個所の点検活動といった環境改善活動、応急手当の講習や訓練実施の人材育成

活動等を継続的に実施することで、災害時の活動が平常時の活動の延長線上で実施できるような工夫を行うことが望ましい。

### 3) 適材適所による組織づくり

平常時の活動が、災害時の活動に円滑に移行するためには、平常時の活動を参加関係者の業務内容と連動させる工夫等が重要である。例えば、災害時に、外食企業は炊き出し活動、通信会社は通信環境の維持活動、建設会社は建築物被災程度の確認活動を行うことなどが考えられる。参加関係者の業務内容ばかりでなく、従業員が有する資格等を勘案しながら適材適所による組織づくりを図り、普段の業務内容がそのまま災害時の地域貢献につながる工夫を行うことが重要である。

### 4) 継続的な人材育成

適材適所で役割分担を決めたとしても、十分な数の人材が揃うとは限らないことから、地域の中で防災の活動を担う人材を育てる活動を継続的に実施する必要がある。

例えば、専門的な知見を有する関係者をその専門的な活動のリーダーとして、平常時は地域の一般の関係者向けの講習活動等に参加してもらい、地域全体として人材育成活動を行う一方、災害時には、平常時の講師役の専門家がリーダーとなって、講習会参加者とともに応急活動に当たることが考えられる。このような場合は平常時から人間関係ができており、円滑に災害時の体制が立ち上がることが期待できる。

### 5) 企業における取組

地域内の各企業は、都市再生安全確保計画に基づき、一斉帰宅抑制のルールの徹底や滞留者への案内誘導・受入れ等の帰宅困難者対策について、自社のBCP（事業継続計画）等に適切に反映するとともに、停電時の電源確保等、企業間で連携して取り組む事項を検討し、企業間で共有しておくことが重要である。

# 都市再生安全確保計画

## 作成の手引き

### Ⅱ. 計画づくり編

内 閣 府

国 土 交 通 省

# 都市再生安全確保計画 作成の手引き 全体構成

I. 取り組み編 (別冊)

II. 計画づくり編 **【本編】**

III. 具体的な対策、組織づくりのアイデア集 (別冊)

## II. 計画づくり編 目次

1 本編の狙い .....	3
都市再生安全確保計画作成のフロー図 .....	4
2 都市再生安全確保計画の作成及び実施の体制について .....	5
2-1 都市再生安全確保計画の作成体制 .....	5
2-1-1 都市再生緊急整備協議会 .....	5
2-1-2 都市再生安全確保計画への多様な主体の参加 .....	6
2-1-3 都市再生安全確保計画の作成体制 .....	7
2-1-4 都市再生安全確保計画の作成対象範囲 .....	8
2-1-5 都市再生安全確保計画に係る合意とは .....	8
2-2 都市再生安全確保計画の実施体制 .....	9
3 地域の現状把握 .....	11
3-1 現状データ等の収集 .....	11
3-2 リスクの評価 .....	13
3-3 地域資源の評価 .....	13
3-4 被害の検討等 .....	16
4 都市再生安全確保計画の作成 .....	19
4-1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針 .....	19
4-1-1 基本的な方針の考え方について .....	19
4-1-2 都市再生安全確保計画の目標設定について .....	20
4-1-3 都市再生安全確保計画の変更について .....	23
4-2 都市再生安全確保計画の目標を達成するための事業及び事務 .....	25
4-2-1 滞在者等の安全の確保を図るための事業等の記載について .....	25
4-2-2 都市再生安全確保施設の整備及び管理 .....	26
4-2-3 その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業 .....	27
4-2-4 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務 .....	28
4-2-5 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項 .....	30
4-3 その他都市再生緊急整備地域の防災性の向上のために必要な事項 .....	32
5 都市再生安全確保計画の構成例 .....	34

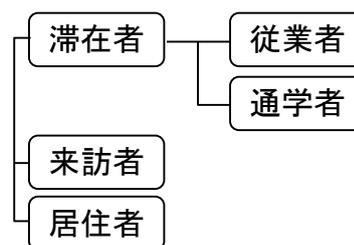
## 用語の定義

### 【行動】

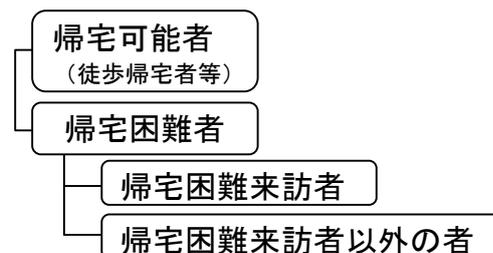
- ・ 避難 大規模災害時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
- ・ 退避 大規模災害時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること

### 【ひと】

- ・ 滞在者 都市再生緊急整備地域内に就業、通学の目的で滞在する者
- ・ 従業者 滞在者のうち、就業を目的とした者
- ・ 通学者 滞在者のうち、就学を目的とした者
- ・ 居住者 その地域で居住している者
- ・ 来訪者 都市再生緊急整備地域にいる滞在者・居住者以外の者
- ・ 帰宅困難者 自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人  
(中央防災会議 首都直下地震被害想定結果資料より)
- ・ 帰宅困難来訪者 帰宅困難者のうち、滞在者で勤務先、通学先の建築物が倒壊の恐れがある等滞在場所を確保できなかった者及び来訪者



【図1】 滞在者・来訪者の考え方



【図2】 帰宅困難者・帰宅困難来訪者の考え方

### 【施設】

- ・ 避難場所(広域避難場所) 大震災時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペースをいい、地方公共団体が指定している場所
- ・ 退避施設(=「一時滞在施設」(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会中間報告)) 帰宅困難来訪者を数日間受け入れるための施設
- ・ 一時退避場所 大規模災害時に、施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、施設の滞在者が一時的に退避するための場所。
- ・ 非常用電気等供給施設 大規模災害時に、滞在者等の安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続に必要なエネルギーの安定供給を確保するための電気又は熱の供給施設

## 1 本編の狙い

本編は、都市再生安全確保計画に記載する内容、作成の方法等を、作成の流れに沿って紹介するもので、「2 都市再生安全確保計画の作成及び実施の体制について」、「3 地域の現状把握」、「4 都市再生安全確保計画の作成・実施等」と「5 都市再生安全確保計画の様式」で構成されている。

「2 都市再生安全確保計画の作成及び実施の体制について」には、都市再生安全確保計画を作成する段階における体制と実施する段階における体制について記載している。計画を作成・実施するにあたって、地域のどのような関係者に参画を要請するかを検討等する際の参考として利用されることを意図している。

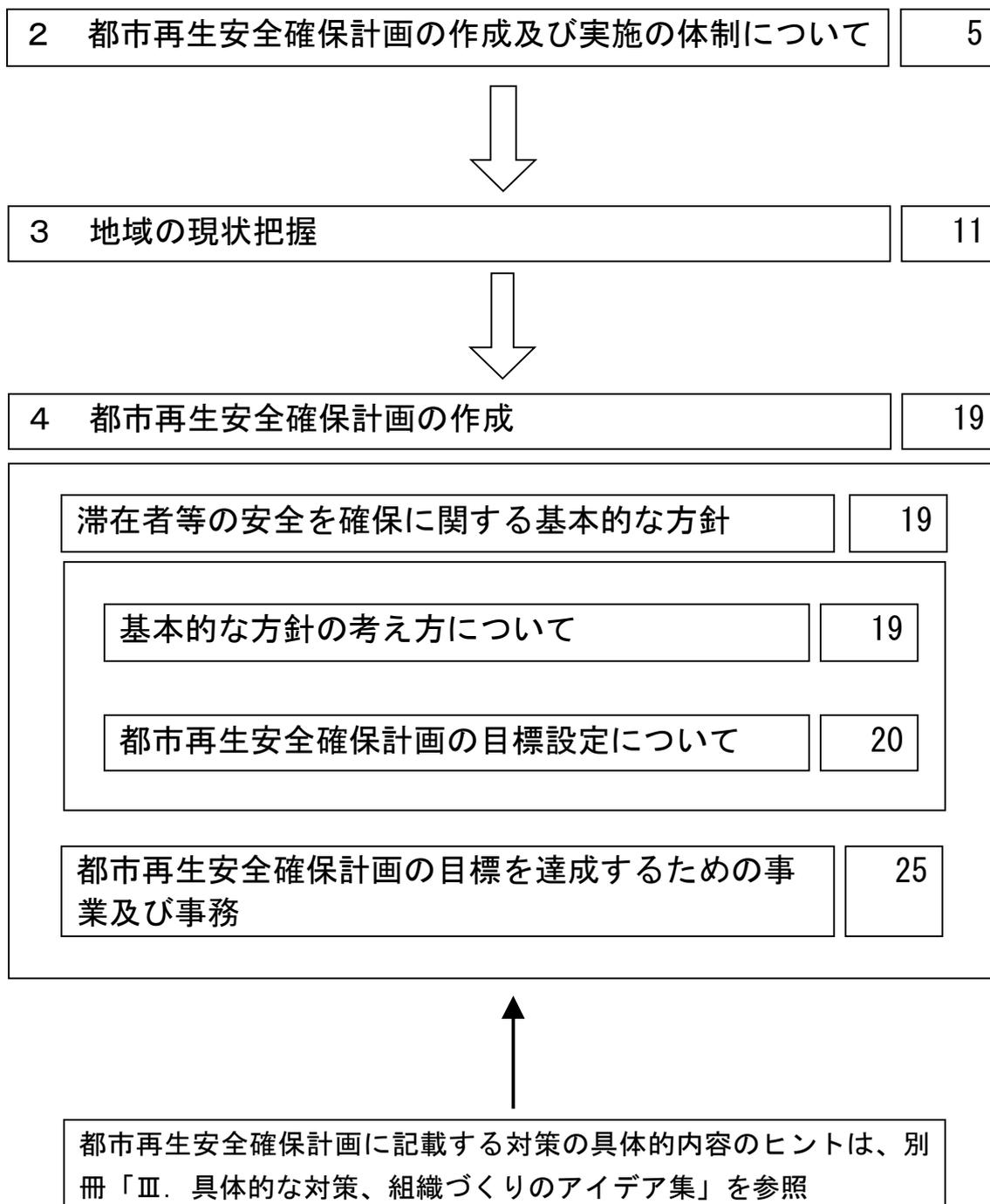
「3 地域の現状把握」には、都市再生安全確保計画を作成する前提となる事項等について把握する方法等を記載し、地域の実情を関係者間で共有し、関係者による計画作成の前提条件の整理を進める際の参考として利用されることを意図している。

「4 都市再生安全確保計画の作成・実施等」には、地域の関係者が、地域の実情を踏まえて、地域の防災に係る将来像実現のための方策等を検討し、都市再生安全確保計画として作成し、共有する際の参考として利用されることを意図している。

「5 都市再生安全確保計画の様式」は、関係者が都市再生安全確保計画を作成する際の参考となるように記載したものである。

## 都市再生安全確保計画作成のフロー図

(各項目右に記載の数字は、本手引きのページ番号)



## 2 都市再生安全確保計画の作成及び実施の体制について

### 2-1 都市再生安全確保計画の作成体制

都市再生安全確保計画は、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、作成されるものである。法第 19 条の 15 第 1 項において、都市再生緊急整備協議会が作成することと規定されている。

#### 2-1-1 都市再生緊急整備協議会

法に定められた都市再生緊急整備協議会の構成員は表 1 に示すとおりである。

【表 1】都市再生緊急整備協議会の構成員例（法第 19 条第 1 項及び第 2 項）

法第 19 条の記載	機関等例
国の関係行政機関等の長	
国の関係行政機関の長のうち本部長	内閣総理大臣
(国の関係行政機関の長のうち) 本部長の委嘱を受けたもの	国土交通大臣 内閣府特命担当大臣等
関係地方公共団体の長	都道府県知事、市区町村長
独立行政法人の長	UR 都市機構等
特殊法人の代表者	道路会社等
地方公共団体の長その他執行機関	周辺地方公共団体の長 都道府県公安委員会、都道府県警察本部、警察署等 消防本部、消防署等
地方独立行政法人の長	公立病院等
都市開発事業を施行する民間事業者	不動産会社、建設会社等
建築物の所有者、管理者若しくは占有者	不動産会社、建設会社等
鉄道事業者	J R、民鉄等
公共公益施設の整備若しくは管理を行う者	電力会社、ガス会社、エネルギー事業者、水道事業者、下水道事業者、通信事業者等

## 2-1-2 都市再生安全確保計画への多様な主体の参加

### ポイント

都市再生安全確保計画の作成のために都市再生緊急整備地域内の多様な主体が参加することが以下の点で重要。多様な主体の参加を促すためには、地方公共団体の役割が大きい。

- ・ 都市再生緊急整備地域の現状を把握し、防災上の課題を知る
- ・ 都市再生緊急整備地域内の主要な機関等同士で課題の共有を図る
- ・ 都市再生緊急整備地域の機関等が意見交換を行う場をつくる

都市再生緊急整備地域内の関係者が、防災上の取組の必要性を認識し、当事者として都市再生安全確保計画の作成に取り組むために、都市再生緊急整備地域の災害に対する抵抗力や脆弱性の現状を共有する必要がある。

都市再生安全確保計画の作成にあたり、当該地域において任意の協議会等が既に存在し、地域のまちづくり活動等に取り組んでいる場合には、そうした既存の関係者による取組を最大限活用することが望ましい。そのような活動が取り組まれていない場合には、地方公共団体が都市再生安全確保計画の取組に参加することが望ましい事業者、機関等に対し、都市再生安全確保計画の取組の必要性について説明し、意見交換等を進め、組織化を推進することが考えられる。その際、地方公共団体は、都市再生安全確保計画の作成や取組に参加することが、関係者にとってメリットがあるということ伝える工夫が必要である。

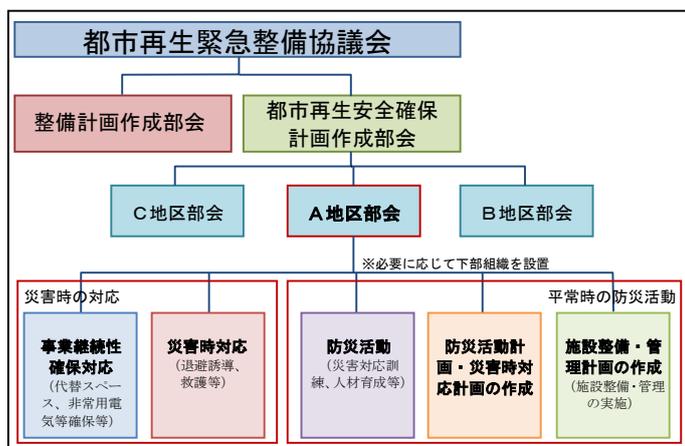
例えば、都市再生安全確保計画による災害時の混乱の抑制等は、都市再生緊急整備地域内の企業の事業継続計画（BCP）の有効性や実効性の確保につながり、立地企業のビジネス上の評価の向上や、社会的責任（CSR）活動に積極的に対応している企業という評価につながることも考えられる。また、都市再生緊急整備地域の防災性能が高いという評価は、業務環境の充実を示すものとして、都市再生緊急整備地域そのものの評価の向上につながり、資産価値の向上、並びに企業誘致等に有利に働くことも考えられる。

## 2-1-3 都市再生安全確保計画の作成体制

### ポイント

- ・ 都市再生緊急整備協議会に都市再生安全確保計画を作成する部会を設置
- ・ 都市再生緊急整備地域内の一部の地区や一部の対策に係る都市再生安全確保計画を先行的に作成することも可能
- ・ 帰宅困難者対策のみ、エネルギー供給施設のみに関する計画を先行的に作成することも可能

都市再生緊急整備協議会は都市再生安全確保計画の他、法第19条の2で定める整備計画を作成する役割も担っているが、両計画の作成を円滑に行うために都市再生緊急整備協議会のもとに整備計画及び都市再生安全確保計画を作成する部会をそれぞれ設置することが考えられる（【図3】）。



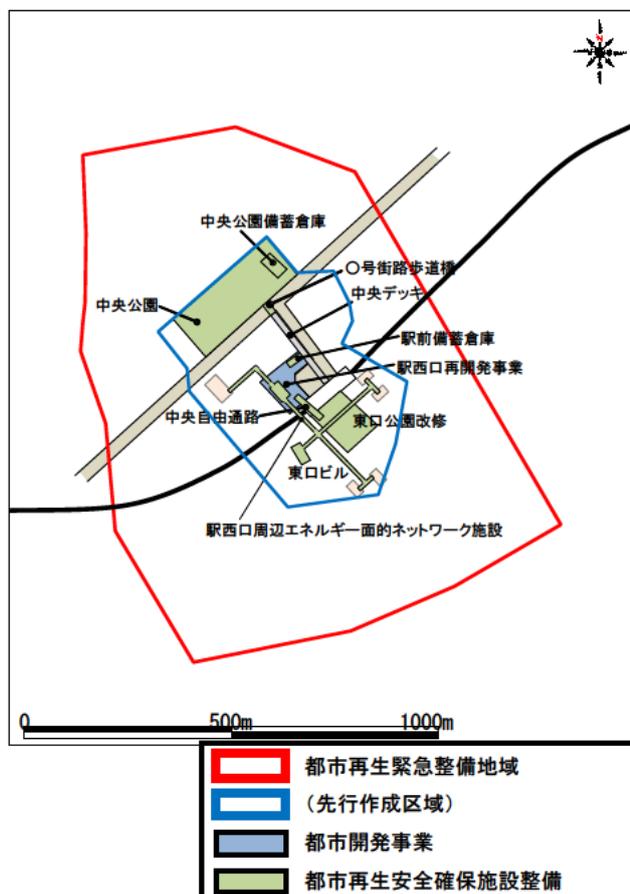
【図3】体制の例

当初から都市再生緊急整備地域全体の都市再生安全確保計画を作成することが困難な場合には、地域の一部の地区で先行的に計画を作成することも可能であり、さらに一部の滞在者等の安全の確保を図るための取組を先行的に開始するための計画を作成することも可能である。また、滞在者等の安全確保に向けた帰宅困難者対策のみに関する計画、あるいは、業務機能・行政機能等の継続についてのエネルギー供給施設のみに関する計画を先行的に作成することも可能である。着手可能な対策・関係者・範囲等により合意形成を図り、段階的にその範囲を拡大させること等により、着実に都市再生安全確保計画を作成し、計画に基づく事業等を実施することが重要である。

#### 2-1-4 都市再生安全確保計画の作成対象範囲

一部地区で先行して都市再生安全確保計画を作成する場合は、下記の要件を満たす範囲とすることが考えられる。

- ・ 人口・機能が特に集積し、災害時に混乱が生じる等のリスクが高いこと
- ・ 既存の地域組織が存在し、防災への取組意識が高い等、都市再生安全確保計画の作成に合意が得られやすいこと
- ・ 幹線道路や河川、公園等の地形地物等により一団の区域として考えられること



【図5】先行区域設定の考え方の例

#### 2-1-5 都市再生安全確保計画に係る合意とは

都市再生安全確保計画は、「国の関係行政機関等の長及び（法第19条の15）第2項第二号、第四号及び第五号に規定する事業又は事務の実施主体として記載されたものの全員の合意により作成」とされている（法第19条の15第4項）。ここで求められているのは、「国の関係行政機関等の長」すなわち「都市再生本部長（内閣総理大臣）とその委嘱を受けたもの並びに関係地方公共団体の長」（法第19条第1項）と、計画に記載される滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業等の実施主体全員の合意であり、協議会構成員の全員の合意でないことに注意が必要である。

つまり、都市再生安全確保計画の作成は都市再生緊急整備協議会が行うが、計画に記載する事業等については、当該事業等の実施主体が計画全体に合意することが必要ということである。これは、都市再生緊急整備地域でどのような方針をもって都市再生安全確保の取組を行っているのかについて、事業等の実施主体が理解した上で、着

実に当該事業等を実施してもらうためのものである。単に、事業等の実施主体は都市再生安全確保計画に事業等を記載することに合意するという事に留まらず、その実施義務を負うことに留意されたい。

また、計画に記載される事業等は都市再生緊急整備地域内に限定されるものではなく、地域外の隣接・近接する場所で事業等を実施してもよい。例えば、都市再生緊急整備地域外の隣接する公園や公益施設等を活用すること等が考えられる。

なお、駅周辺の帰宅困難者対策協議会、自治会、商店会等の組織は、法制度上、都市再生緊急整備協議会の構成員となることはできないが、都市再生緊急整備地域内の多様な意見の集約・反映を行う観点から、必要に応じてオブザーバーとして参加する仕組みを構築することが重要である。これらの組織に主要な事業者等が参加している場合には、その組織を母体として都市再生緊急整備協議会を組織することも考えられる。

また、都市再生安全確保計画の内容を客観的に確認・評価する観点から、必要に応じて第三者（専門家等）から計画内容に対する評価・助言を得る仕組みを構築することも重要である。

## 2-2 都市再生安全確保計画の実施体制

### ポイント

- ・ 都市再生安全確保計画に基づく取組の実施体制は、活動内容と時期に合わせて構築
- ・ 活動内容に応じて、具体的な実施主体を記載

都市再生安全確保計画に記載される滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業等は、退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の整備・管理や耐震改修等のハード対策と情報共有・提供、地域における防災に関する訓練の実施、人材の確保、人材の育成、ルールの整備等のソフト対策が記載される。また計画に記載される事業等は、災害に備えた事前対策的なものと災害時に行う応急対策的なものとに分けることができる。また、これらの事業等は単独の事業者が実施することも、複数の事業者が協力して実施することもある。さらに、複数の単独事業が連携して実施されることも考えられる。

このように計画に記載される事業等はその実施にあたり、複数の関係者間で調整等が必要となることから、事業等を円滑に実施するために体制を整える必要がある。

この実施体制は、活動内容（ハード対策・ソフト対策、事前対策・災害時応急対策、企業間連携等）と時期に合わせて構築することや、実施主体が互いに認識できるように、計画には具体的な実施主体を記載することが重要である。

これらの実施主体が、災害時に円滑に行動できるように、平常時から

警察署・消防署等の防災関係機関や地方公共団体等の行政機関と情報交換や協議等を行うとともに、定期的に合同訓練等を実施し、活動内容の習熟と実施主体間の関係の構築を図ることが重要である。

また、実際の災害時に計画が機能することを確保する観点から、計画に記載された実施主体以外の地域の関係者（テナント従業員・学生等）も、事業等の担い手として参加可能となるようなルール整備を行うことも必要である。

		関係地方公共団体	建築物所有者	建築物管理者	建築物占有者	外部協力者
課題A 退避	施設整備		○			
	防災活動	○		○	○	
	災害対応			○	○	
課題B 誘導	施設整備	○	○	○		
	防災活動	○		○	○	○
	災害対応			○	○	
課題C 備蓄	施設整備		○			
	防災活動	○		○		
	災害対応	○			○	

【図4】実施体制例

### 3 地域の現状把握

都市再生緊急整備地域における現状の把握と被害の検討は、都市再生安全確保計画の作成において基礎となるものである。

#### 3-1 現状データ等の収集

都市再生安全確保計画を作成する地区の設定、被害の検討等に必要な現況データは、下記の視点を踏まえて、既存統計や都市計画基礎調査等から収集・整理する。

また、既存統計等だけでなく、具体的かつ詳細な把握を行うため、関係者からのデータ提供や現地調査等により、より具体的な現状データを収集・整理することも考えられる。

その他、関係者の災害時の行動を把握することも、地域の防災対策を検討する上で重要である。

##### 【現状データの項目と収集方法の例】

###### ○地域の主要な者の災害時の行動に係る情報

- ・ 地域内の鉄道事業者、ビル管理者、ライフライン事業者等の関係者が災害時にどのような行動をとることを前提としているのかを、関係者へのヒアリング、消防計画等の提出等により把握する
- ・ 地域内の鉄道駅、大規模小売店舗、サービス施設等の混雑する時間帯、滞留者数等を関係者へのヒアリング等により把握する
- ・ 地域内の主要な者の営業日、営業時間帯の把握と、そのときの人員体制を関係者へのヒアリング等により把握する

###### ○機能集積の状況

- ・ 駅利用者、従業者、昼間人口等の滞在者数に係るデータについては、国勢調査、都市圏パーソントリップ調査等の統計や現地調査等により把握する
- ・ 土地利用状況等については、都市計画基礎調査等の統計、住宅地図等の市販情報、現地調査等により把握する
- ・ 金融機関の本支店、企業の本社等の高度機能の集積状況等については、登記簿等の公開情報、住宅地図、会社四季報等の市販情報、現地調査、ヒアリング等により把握する

###### ○道路・ライフライン等のインフラ及び建築物の状況

- ・ 道路等公共施設の整備状況や整備予定情報の現況に係るデータについては、道路台帳、都市計画図等の公開情報、現地調査等により把握する

- ・ ライフラインの整備状況や耐震性能等の現況に係るデータについては、道路台帳等の公開情報、現地調査、ライフライン事業者へのヒアリング等により把握する
- ・ 建築物の所有者等関係者、利用容積、築年数、耐震性能等の建築物の現況に係るデータについては、登記簿、建築確認申請概要等の公開情報、住宅地図等の市販情報、現地調査、関係者へのヒアリング等により把握する
- ・ 災害時にエネルギーを供給すべき災害発生時に対応の拠点となる施設(災害対応拠点施設：災害対策基本法に規定する指定公共機関(指定地方公共機関を含む)の施設、災害対応拠点病院、一時滞在施設、地方公共団体の本庁舎等)については、地方公共団体の公開情報、関係者へのヒアリング等により把握する

#### ○市街地更新の状況

- ・ 用途地域・指定容積率、開発動向等の市街地更新の実績、今後の予定等に係るデータについては、都市計画等の公開情報、関係者等へのヒアリング等により把握する

#### ○被害特性に係る情報

- ・ 地盤情報、過去の災害時の被災状況等の災害時の被害特性に係るデータについては、地盤情報図・地域防災計画等の公開情報、地誌・地史等の市販情報、現地調査等により把握する
- ・ 都市再生緊急整備地域周辺の災害への備えの状況については、地域防災計画等の公開情報、関係者等へのヒアリング等により把握する

さらに、上記のデータを用いて、以下のシミュレーション等を実施することにより、地域のリスク及び資源を分析・把握することができる。

- ① 退避者の退避行動シミュレーション
- ② 退避経路の安全性の検証
- ③ 退避者の退避場所・退避施設への収容状況の分析

### 3-2 リスクの評価

地域のリスクを評価する際、表2に例示するチェックリストを作成することにより、当該地域が抱えるリスクの種類や大小が明確になり、対策の検討・立案が容易になる。また、基礎データ等を時間軸上、空間軸上に記載したものを活用して、時間軸上、空間軸上のリスクの分布状況を把握することも有用である。さらに、地域の抱える災害リスクについて、現状で評価できない、評価する材料が無い（「不明」）ことを把握することも重要である。

また、リスクの評価は、死傷者の発生数等の絶対的な評価と地域にとっての重要度に応じた相対的な評価があり、地域の実情に応じて対応することが重要である。

災害時に対応が必要な地域のリスクには、①耐震性能上問題がある建築物、老朽化した木造建築物密集地、公開スペースの不足等の空間的なリスク、②備蓄物資の不足等物的なリスク、③ライフライン、通信等の途絶等の経済的リスク、④行政等関係機関の機能不全等社会的リスク、⑤医師、建築士等専門家の不在、大量の来訪者の存在等の人的リスク等が考えられる。

### 3-3 地域資源の評価

地域資源を評価する際、表3に例示するチェックリストを作成することにより、地域資源の保有状況、特徴等の把握が容易になる。さらに、リスクの評価と同様に、基礎データ等を時間軸上、空間軸上に記載したものを活用して、時間軸上、空間軸上の資源の分布状況を把握するとともに、リスクと地域資源の両方の分布状況を重ねて記載することも考えられる。

また、地域資源の評価は、技術者の数等の絶対的な評価と地域にとっての重要度に応じた相対的な評価があり、地域の実情に応じて対応することが重要である。

災害に対応するための地域資源には、①公園や公開空地、建築物内の公開スペース等の空間的資源、②災害時に活用可能な物資の備蓄状況等の物的資源、③耐震化されたライフライン、情報通信設備等の経済的資源、④防災対策の協議会やボランティア組織の存在等の社会的資源、⑤医師、建築士等の専門家等の人的資源等が考えられる。

【表2】リスクのチェックリストの例

リスク・課題		チェック欄					
		リスク大	リスク中	リスク小	リスク無	不明	
滞在者に係る人的・物的被害	直接被害	滞在者の数（密度）（死傷者発生リスク）	<input type="checkbox"/>				
		来訪者の数（密度）（帰宅困難来訪者の発生リスク）	<input type="checkbox"/>				
		ターミナル駅の（ピーク時）利用者数（密度）（退避時の混乱発生リスク）	<input type="checkbox"/>				
		建築物・各種施設の倒壊（死傷者・退避者の発生リスク、一時退避場所・通路閉塞リスク）	<input type="checkbox"/>				
		建築物・各種施設の火災（死傷者・退避者の発生リスク、一時退避場所・通路閉塞リスク）	<input type="checkbox"/>				
		建築物・各種施設の延焼の可能性	<input type="checkbox"/>				
		建築物等内部の家具類の転倒・落下・移動、ガラスの飛散等	<input type="checkbox"/>				
		屋外での落下物	<input type="checkbox"/>				
		長周期振動対策が未実施の高層ビル（死傷者・退避者の発生リスク）	<input type="checkbox"/>				
		地震管制装置が未設置のエレベーター数（閉じ込めリスク）	<input type="checkbox"/>				
	ス退避プロセ	退避ルートがわからないことによる混乱	<input type="checkbox"/>				
		各施設からの退避者の錯綜等による将棋倒し等による負傷者や体調不良者の発生	<input type="checkbox"/>				
		通路の閉塞	<input type="checkbox"/>				
		建築物内待機の判断ができる環境か	<input type="checkbox"/>				
	退避場所等	退避スペースの確保（質・量）	<input type="checkbox"/>				
		食料・飲料水等の確保	<input type="checkbox"/>				
		通信機能等の確保	<input type="checkbox"/>				
		医療サービスの確保	<input type="checkbox"/>				
		ライフラインの寸断	<input type="checkbox"/>				
都市機能の不全	低下機能喪失・	停電・電圧降下・不安定	<input type="checkbox"/>				
		ガス・燃料の不足・途絶	<input type="checkbox"/>				
		通信機能の途絶・輻輳	<input type="checkbox"/>				
		滞在可能空間の不足	<input type="checkbox"/>				
		業務スペースが滅失等で利用できない	<input type="checkbox"/>				
		業務機器が故障等で利用できない	<input type="checkbox"/>				
災害対応力	育成・系統教育・人材	適切な退避指示等ができない	<input type="checkbox"/>				
		適切な情報提供等ができない	<input type="checkbox"/>				
		適切な救護等ができない	<input type="checkbox"/>				
		適切な退避行動ができない	<input type="checkbox"/>				
		防災市民組織等と連携ができない	<input type="checkbox"/>				
		ボランティア等と連携ができない	<input type="checkbox"/>				

注) 記載内容はあくまで例示である。地域の実情に応じて設定すること。

【表 3】 地域資源のチェックリストの例

資源		チェック欄					
		資源大	資源中	資源小	資源無	不明	
滞 在 者 に 係 る 人 的 ・ 物 的 被 害 ・ 負 担 の 抑 制	退 避 プ ロ セ ス	広幅員の歩道等歩行者空間	<input type="checkbox"/>				
		連続（ネットワーク化）した歩道等歩行者空間	<input type="checkbox"/>				
		バリアフリー化された歩行者空間	<input type="checkbox"/>				
		閉塞可能性のない（少ない）歩行者空間	<input type="checkbox"/>				
		待機の可否判断のための建築物の安全確認装置	<input type="checkbox"/>				
		整備済みの防災マップ	<input type="checkbox"/>				
		整備済みの退避経路指示標識	<input type="checkbox"/>				
		設置済みの情報提供装置（非常用電源の有無等も勘案）	<input type="checkbox"/>				
	退 避 施 設 等	一時退避場所に転用可能性のある空間（例：外壁の落下防止措置等がなされた公開空地等）	<input type="checkbox"/>				
		退避施設に転用可能性のある空間（例：耐震性・耐火性・室内の安全性（ガラス飛散防止等）が確保されたエントランスホール等）	<input type="checkbox"/>				
		一時退避した帰宅困難者が滞在のために帰還できる建築物（例：災害時に早期復帰可能なEVの有無等）	<input type="checkbox"/>				
		備蓄されている食糧・飲料水等の総量	<input type="checkbox"/>				
		帰宅困難来訪者向けに備蓄されている食糧・飲料水等の量	<input type="checkbox"/>				
		医療サービスの充実度	<input type="checkbox"/>				
		退避施設等における通信機能の強度・冗長性	<input type="checkbox"/>				
		退避施設等における電源の強度・冗長性	<input type="checkbox"/>				
		退避施設等におけるトイレの確保状況	<input type="checkbox"/>				
		ライフラインの強度・冗長性	<input type="checkbox"/>				
		交通機関の強度・冗長性	<input type="checkbox"/>				
都 市 機 能 の 確 保	機 能 喪 失 時 の 対 応 力	電源の多重化等冗長性の確保状況	<input type="checkbox"/>				
		自主電源等の電源強度の確保状況	<input type="checkbox"/>				
		ガス・燃料等の確保状況	<input type="checkbox"/>				
		通信機能の強度・冗長性の確保状況	<input type="checkbox"/>				
		利用可能なトイレの確保状況	<input type="checkbox"/>				
		滞在機能（宿泊施設・滞在空間等）の確保状況	<input type="checkbox"/>				
		滞在用物資（食料・飲料水・毛布等）の確保状況	<input type="checkbox"/>				
		業務床代替スペース（候補地含む）の確保状況	<input type="checkbox"/>				
		代替業務設備（通信設備・PC等）の確保状況	<input type="checkbox"/>				
		バックアップ拠点との通信の確保状況	<input type="checkbox"/>				
災 害 対 応 力	指 示 系 統	防災対策組織の存在、活動状況	<input type="checkbox"/>				
		指示系統等の存在、活動状況	<input type="checkbox"/>				
		要員の確保状況、組織化状況	<input type="checkbox"/>				
		専門的人材の存在、組織化状況	<input type="checkbox"/>				
	人 材 育 成	継続的な啓発活動	<input type="checkbox"/>				
		定期的な防災訓練	<input type="checkbox"/>				
		防災市民組織の設置・強化	<input type="checkbox"/>				
		ボランティア等との連携	<input type="checkbox"/>				

注）記載内容はあくまで例示である。地域の実情に応じて設定すること。

### 3-4 被害の検討等

都市再生安全確保計画において、より実効性の高い計画作成を行うために、都市再生緊急整備地域の現状を踏まえ、被害と発生する事象を適切に把握することが重要である。

#### 1) 想定する災害

想定する災害は、地方公共団体の地域防災計画で想定する地震を基本として、地域の特性を加味する。なお、都市再生安全確保計画は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項を定めるものであるが、津波、集中豪雨等の自然災害等が発生した場合における都市の人的・経済的被害等を最小化するための取組について、都市再生安全確保計画の補足資料として記載することも可能なので、できることから段階的に検討することが望ましい。

【表4】災害外力の想定例（東京都の場合）

	想定1	想定2
地震	東京湾北部地震 M7.3：都区部の震度 <sup>注1)</sup> ・震度6強の地域が区部の約7割 ・焼失率7.8%（冬18時、風速8m/s）	
水害	東海豪雨（総雨量589mm、時間最大雨量114mm、H12.9）程度	200年に一回の大雨時の荒川堤防決壊洪水
その他	地域の実情に応じて想定する災害 （爆発事故、市街地火災、テロ等）	

注1）首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）東京都防災会議

#### 2) 災害時のライフラインの状況のシナリオ設定

都市再生緊急整備地域内の帰宅困難来訪者の保護や、都市再生緊急整備地域内の事業者や組織の事業・業務継続の確保を考える上で重要な要素であるライフラインの状況については、地域防災計画を参考に都市再生緊急整備地域の特性、事業者のヒアリング等を踏まえて想定することが望ましい。想定が困難な場合には、一般系統電力の停電の有無、断水の有無等、いくつかの事象に場合分けをして、ライフラインに係るシナリオを設定することで今後の検討を行うことも可能である。

#### 3) 被害の検討と災害時に発生する事象

災害時に地域で発生する状況については、地域の関係者、多数の滞在者等を抱える企業等の行動に大きな影響を受ける。また地域によっては、地形条件や気象条件のほか、地域外の滞在者の移動等の地域特有の状況にも左右されるので、地域防災計画等との整

合を図ることも重要である。

また、地域の現状や災害時に発生する事象に対する理解を深めるため、シミュレーション等により、課題を洗い出すことも可能である。

例えば、災害時に発生する退避による混乱等については、特に検証すべき項目として以下のものが考えられる。加えて、平日・休日の差、夜間・昼間の差、季節（寒さ・暑さなど）や天候（降雪・降雨など）による寒暖の差、イベント開催に伴う一時的な来訪者の増加など、地域特有の事情を勘案しながら、様々な状況をシミュレーションすることも重要である。

ア) 退避行動により、過度な混雑（混乱）が発生する可能性が高い場所・経路等の検証  
イ) 一時退避場所、退避施設等の災害時の一連の退避行動時に必要となるスペースに係る検証

ウ) 帰宅困難者支援対策、事業継続活動に必要となる防災備蓄物資に係る検証

エ) 帰宅困難者支援対策、事業継続活動に必要となるトイレ（し尿）対策に係る検証

オ) 帰宅困難者支援対策、事業継続計画に必要となるエネルギーの供給量に係る検証

カ) 帰宅困難者支援対策として、退避施設への誘導や滞在施設において要支援対象者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）やその他配慮が必要とされる者（体調不良者など）の想定や対応に係る検証

### 様々な被害の想定について

被害の検討にあたっては、以下を含む様々な被害を想定することも重要である。なお、具体的な事例については、ワンポイント事例集・Q&A集を参考にするとよい。

#### ① 複合災害の想定

都市再生安全確保計画において想定する災害は、地震を基本とするが、地域の災害リスクの状況によっては、複合災害（例えば、地震災害と風水害の同時発生など）の想定を行うことも考えられる。

#### ② 新型コロナウイルス感染症拡大の想定

新型コロナウイルス感染症拡大のおそれのある中で災害が発生した場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を適切に行うことが重要であることから、退避施設の運営方法や発熱・咳等のある者が出た場合の対応等について検討することが望ましい。なお、新型コロナウイルスの感染が拡大しつつある状況においては、対応に要する人員や資機材・空間など資源が不足する事態の発生も想定される。対応の検討にあたっては、「内閣府防災情報のページ」(<http://www.bousai.go.jp/index.html>)を参考にするとよい。

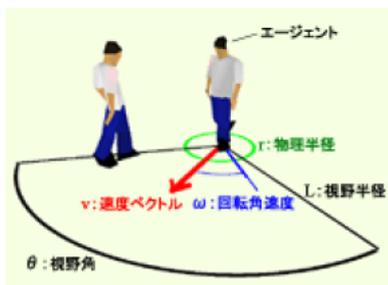
なお、シミュレーションの手法としては、退避行動を検証する場合にはマルチエージェント法等の解析手法による検討から、表計算ソフト等による概略検討まで様々な方法があるので、目的に応じて使い分けること。

### シミュレーション手法について

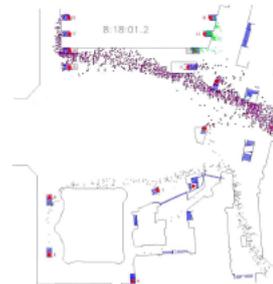
#### ■退避行動時の混乱の発生に関するシミュレーションの手法の例

##### 1. マルチエージェントモデルによる検証

- ・コンピュータソフトウェアによる検証手法。
- ・人の流動を連続空間の中で一人一人の人(エージェント)の動きを再現して検証。
- ・各エージェントは物理的な大きさや視野等のいくつかの属性を持ち、空間内の障害物や他のエージェントをよけながら動く。
- ・各エージェントにそれぞれ個別の行動判断プログラムを与えることにより、それぞれに役割を持たせることが可能。
- ・各エージェントは与えられた行動判断プログラムにより、周囲の環境との相関や他のエージェントとの情報のやり取りによって行動の意思決定を実施。
- ・群集流動を動画として再現することができ、詳細な解析が可能。



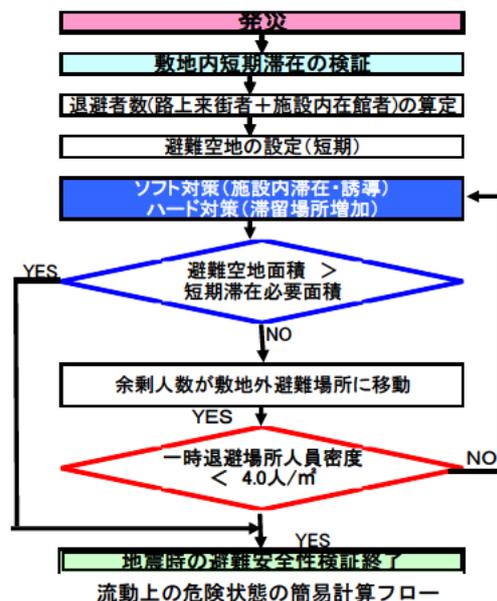
エージェントに入力される基本属性の例



マルチエージェントによる検討例

##### 2. 表計算や手計算による簡易な検証手法

- ・流動時における空間内の人の最大滞在密度を算出し、それが危険とされる密度以下となっているか、滞留人数が過度になっていないか等を検討して、混乱の危険がないか等を判定する。
- ・一般に、人員密度は4.0人/㎡を超えると危険な状態と言われている。
- ・図に検証のフローを示す。



流動上の危険状態の簡易計算フロー

## 4 都市再生安全確保計画の作成

都市再生安全確保計画に記載する内容は、下表5の通りである。

【表5】都市再生安全確保計画の内容（法第19条の15第2項）

内容	法の位置づけ	記載ページ
基本的な方針	第一号	19 ページ参照
意義		19 ページ参照
目標		20 ページ参照
事業及び事務等		24 ページ参照
都市再生安全確保施設の整備及び管理	第二号 第三号	25 ページ参照
その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業	第四号	26 ページ参照
滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務	第五号	26 ページ参照
滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項	第六号	27 ページ参照
その他の必要な事項	—	29 ページ参照

### 4-1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）には、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続に関する目標、その前提となる都市再生緊急整備地域の現状と災害時の被害のシナリオ等の内容を記載する。

#### 4-1-1 基本的な方針の考え方について

##### ☞ポイント

都市再生安全確保計画の基本的な方針は、P D C Aサイクルを回すことができるように、以下の点に留意して設定する。

- ・ 達成状況が検証可能な具体的な目標
- ・ 目標設定の前提となった現状認識
- ・ 都市再生安全確保計画に記載する事業等が目標達成にどのように寄与するのかの考え方の記載が必要

都市再生安全確保計画が実効性を保つためには、計画実施の効果が把握可能で、計画の見直しが随時可能なP D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる計画の検証・修正を適切に実施する必要がある。

そのため、基本的な方針には、地域の実情や被害の検討等を踏まえ、都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全について、いつまでにどの程度確保し、整備する都市再生安全確保施設が安全の確保にどの程度寄与するのか等、都市再生安全確保計画の目標について記載する。

また、都市再生安全確保計画に記載した滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業等の実施により、どの程度目標が達成されたか、将来の検証が可能となるよう、基本的な方針には都市再生緊急整備地域の実情や被害の検討内容等の現況把握について記載する。この際、目標の達成状況を把握しやすくする工夫が必要である。

都市再生緊急整備地域において、把握した現状、現状を踏まえた目標、目標を実現するための対策、対策の実施方法、効果の検証方法を関係者間で共有することが、都市再生安全確保計画作成を作成する上で重要である。

#### 4-1-2 都市再生安全確保計画の目標設定について

##### ポイント

- ・都市再生緊急整備地域における防災に係る将来像を検討
- ・上記の将来像実現に寄与する段階的、具体的な目標を検討
- ・地域防災計画との調和への配慮が必要
- ・参加する関係者が互いにメリットを得られるような目標設定
- ・都市再生緊急整備地域の実情に応じた目標設定

基本的な方針には、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の「地域整備方針」を踏まえ、都市再生緊急整備地域が都市再生安全確保計画により達成することを目指す防災に係る将来像と、将来像を実現するために都市再生緊急整備地域が抱える防災上の具体的な課題をどのような手段でどの程度解決するのかという、滞在者等の安全の確保に関する段階的、具体的な目標を記載することが重要である。

関係者間で地域の将来像を共有できれば、それを実現するための過程として手近な目標の設定が可能となり、目標を組み合わせることで具体的な課題への段階的な取組や、取組の範囲の拡大に柔軟に対応できるようになる。

なお、段階的な取組を進める場合には、地域の防災の観点を含む将来像を視野に入れ、この方向に都市再生安全確保計画を継続的に充実・改善していくことが重要であり、手近な目標に向けた対策だけを実施して、地域全体の防災に係る将来像の実現に向けた取組が疎かにならないような工夫が必要である。

また、目標設定に当たっては、関係地方公共団体が定める地域防災計画等の内容を

確認し、その内容と調和を図る必要がある。

目標の設定に当たっては、都市再生安全確保計画の参加者がメリットを得られるように、地域の実情を踏まえ、都市再生安全確保計画の有無による状況変化を比較検証すること等により、都市再生緊急整備地域の実情に応じた都市再生安全確保計画の目標設定を行う必要がある。

例えば、人口・機能が集積する都市再生緊急整備地域において、災害発生後にパニック等の混乱が発生することは、都市再生緊急整備地域内の企業にとって、従業員等の安全が脅かされるとともに、事業継続計画（BCP）の発動に携わる従業員の確保が困難になる等、事業継続性の確保が阻害されることになる。しかし、都市再生安全確保計画により都市再生緊急整備地域における混乱の発生を抑制し、迅速かつ円滑に応急対応活動を開始できることは、都市再生緊急整備地域内の企業にとっては、事業継続性の確保につながるというメリットがある。

ここでは、都市再生安全確保計画により達成することを目指す防災に係る将来像を都市再生安全確保計画の実施による「成果（アウトカム）」と捉え、「成果」を得るために実現する内容を「目標（アウトプット）」、目標実現のために実施する対策の例を次ページ表で紹介する。このように成果を達成するために、複数の目標や段階的な目標、多様な対策を組み合わせることで、事業及び事務等を可能な範囲で段階的に実施でき、事業や地区の追加・拡大がしやすくなる。

【表6】成果・目標と対策の設定例

成果	目標		対策の例
滞在者等の安全の確保	建築物の耐震性能の向上	建築物の耐震性の確保	耐震改修の実施
		家具の転倒、ガラスの飛散防止	家具の固定化
		外装材、看板の落下防止等	看板等の耐震性強化改修又は撤去
		的確な退避判断を可能とする仕組みの創設	建築物被災程度確認組織の設置
	円滑な退避の確保	退避経路の円滑化	退避経路の改修
		退避経路と一時退避場所の確保	退避マップの作成
		各施設からの一時退避場所の割り当て	退避マップの作成
		退避経路・一時退避場所の安全確認	安全確認体制の構築、訓練の実施
	帰宅困難来訪者等の適切な保護	退避施設の確保	退避施設の整備
		食料・飲料水の備蓄と配布	備蓄倉庫の整備
		備蓄品配布や融通のためのルート確保	通路等の改修
		災害時のエネルギー（電気・熱）源の確保	自立・分散型エネルギー供給ネットワーク等の整備
	負傷者等の適切な保護等	ライフラインの確保	耐震性貯水槽の整備、マンホールトイレの整備
緊急医療用スペースの確保		候補施設改修	
災害情報の共有	けが人搬送先の確保	近隣病院等との提携	
	エレベーターの閉じ込め防止	地震管制装置の設置	
二次被害の抑制	情報通信設備の確保	防災無線の設置	
	情報収集・発信の仕組みづくり	収集・発信情報の様式整備等	
	建築物の防火性能の確保（延焼抑制）	建替の実施	
都市機能の確保	がれき等による二次被害の防止	がれき等収集場所の設置	
	被災者間のトラブル防止	見回り活動の実施	
	業務機能の自立性確保	無線 LAN 設備整備	
業務機能喪失の抑制	地域内の情報通信手段の確保	自立・分散型エネルギー供給ネットワーク等の整備	
	災害時のエネルギー（電気・熱）源の確保	ライフライン施設の耐震改修	
	ライフラインの確保	耐震改修の実施	
両目標に共通する事項	災害活動体制の整備	施設の耐震化	耐震改修の実施
		代替事業拠点の確保	オフィスの相互融通
		全体を統括する仕組みづくり	統括組織の設置
		行政等関係機関との協力体制構築	連絡会議等の設置
	人材育成の仕組み整備	ボランティア等受入体制構築	受入マニュアルの整備
		退避、退避誘導等に関する運用調整方法	退避マニュアルの整備
		防災広報の充実	広報パンフの作成
防災教育の充実	防災教育の充実	防災講座の開設	
	地域における防災に関する訓練の実施	地域における防災に関する訓練の企画・実施	
	災害医療訓練の実施		
	地方公共団体職員を交えた訓練の実施		
	情報通信訓練の実施		
	自主訓練への支援		
各施設、各機関における地域における防災に関する訓練の実施			

注) 記載内容はあくまで例示である。地域の実情に応じて設定すること。

### 4-1-3 都市再生安全確保計画の変更について

#### ポイント

都市再生安全確保計画は、取組の成果等を検証し、柔軟に内容を改善・更新（PDCAサイクル）することが重要である。

- ・ 都市再生安全確保計画の進捗の成果を踏まえた対応
- ・ 都市再生安全確保計画の取組の拡大への対応
- ・ 都市再生緊急整備地域を取り巻く環境（都市再生安全確保計画を考える前提条件）の変化への対応

都市再生安全確保計画は、取組の成果の検証、地域を取り巻く環境の変化の把握等の定期的な実施を通じて、内容を適切に改善・更新していくことが重要である。また、新規技術の開発等による対策内容の変更可能性等、社会情勢の変化にも柔軟に対応する必要がある。このような計画の改善・更新に係るPDCAサイクルについても、基本的な方針に記載し、関係者間で必要性を共有することが重要である。

実際の計画の改善・更新に当っては、地域の関係者が、目標の達成状況や、以下に例示する状況の変化、防災活動の成果を定期的に把握することが重要である。把握したデータ等を踏まえて、地域が抱える災害リスクや課題、災害に対応するために活用可能な資源を再度評価し、その内容に応じて都市再生安全確保計画を改善・更新するとともに、計画に基づく取組を推進していくことが重要である。

また、退避施設の運営等の関連マニュアルが整備されている地域においては、マニュアルが見直された場合等は、併せて都市再生安全確保計画の変更について検討することも有効である。

#### ○基礎データの更新（例）

- ・ 滞在者数、駅利用者数、施設利用者数の変化（滞在者数等の変化の把握）
- ・ 地域内の施設の開設、用途変更、廃止（人の流れ、来訪者の数・質の変化の把握）
- ・ 企業・団体等の開設・転入・転出・廃止（人的資源等の変化の把握）

#### ○施設整備の進捗状況の把握（例）

- ・ 都市再生安全確保施設の設置・管理状況の把握（地域資源の変化の把握）
- ・ 建築物等の耐震化の実施状況の把握（地域資源の変化の把握）
- ・ 災害対応拠点施設の設置状況の把握（地域資源の変化の把握）

#### ○防災活動の成果の把握（例）

- ・ 防災組織の設置状況、運営状況の把握
- ・ 実施した訓練による成果・課題の把握

## 都市再生安全確保計画の高度化とPDCAサイクルについて

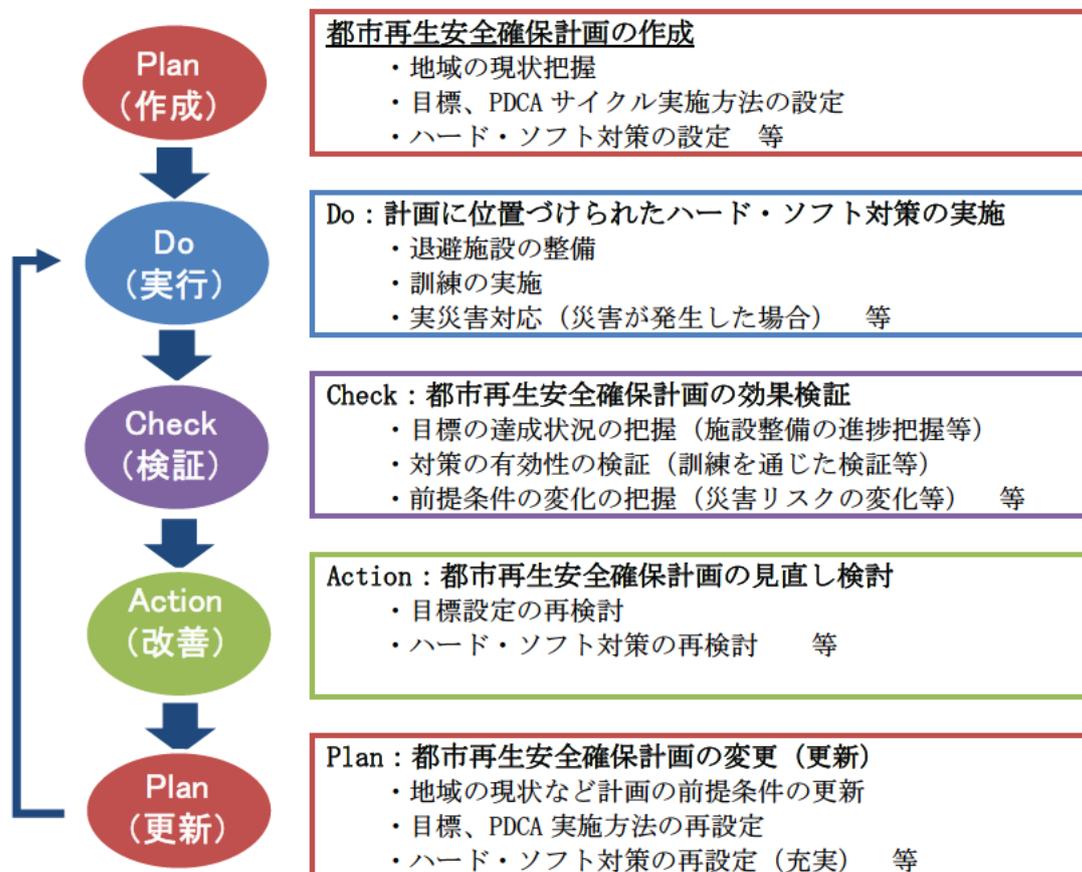
都市再生安全確保計画の作成後は、計画に位置づけられたハード・ソフトの取組の実行及び検証を行い、さらなる計画内容の充実・改善につなげていくことが重要である。

例えば、都市再生安全確保計画策定時に、想定帰宅困難者数に対して退避施設への収容可能人数が不足している場合でも、その後の開発の進展に応じて退避施設を段階的に確保し、収容可能人数の改善を図るといったように、長期的な目標の達成に向けて継続的に取組を進めていくことも重要である。

このほか、実災害対応の経験・教訓を踏まえて計画内容の見直しを検討することや、多様なリスクや課題を段階的に設定・検討していくことも重要である。例えば、当初の都市再生安全確保計画では昼間時の地震災害を主に想定していたが、計画変更時には、昼間時だけでなく、夜間時に地震が発生した場合についても想定するなど、地域の実情に応じて課題の設定の段階的な高度化について検討することも有効と考えられる。

具体の事例については、ワンポイント事例集・Q&A集を参考にするとよい。

PDCAサイクルの実施による都市再生安全確保計画の高度化のイメージを以下に示す。



都市再生安全確保計画の高度化とPDCAサイクルのイメージ

## 4-2 都市再生安全確保計画の目標を達成するための事業及び事務

都市再生安全確保計画には、基本的な方針に記載された目標を実現するための具体的な対策として、法第19条の15第2項第二号から第六号に定められた事項を記載する。これらは、以下の6W2Hを意識して記載する必要がある。

「何のために(why)」「誰が(who)」「いつ(when)」「どこで(where)」「誰に(whom)」

「何を(what)」「どれくらい(how much , how many)」「どうする(how to)」

したがって、時間軸や対策の内容等を踏まえて、効果的な対策を検討する必要がある。また、検討の結果、都市再生安全確保計画に採用しなかったアイデアも、将来計画見直しの際に代替案として活用できる可能性があるので、参考として保存しておくといよい。

なお、都市再生安全確保計画の作成や都市再生安全確保計画に基づく事業等の実施に当たっては、都市安全確保促進事業費補助金や社会資本整備総合交付金（例えば、都市防災総合推進事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物耐震改修事業、市街地再開発事業）などの国の支援制度を積極的に活用されたい。詳細については、ワンポイント事例集・Q&A集を参考にするとよい。

### 4-2-1 滞在者等の安全の確保を図るための事業等の記載について

#### ポイント

- ・ 同意可能な関係者で始める
- ・ 着手可能な地区から始める
- ・ 着手可能な事柄から始める
- ・ 状況に応じて、段階的に計画を充実させる

災害時に都市再生緊急整備地域で生じることが想定される全ての課題に対応した計画を作成する場合、その内容は膨大なものとなり、関係者間の合意形成に要する時間も膨大なものになるため、「同意可能な関係者」で、「着手可能な地区」、「着手可能な事柄」から始め、地域の実情に応じて、参加者の増加や取り組む課題の拡大に対応していくことが重要である。

また、都市再生安全確保計画に記載する事業等は、災害時において円滑に実施することが望まれるものであり、平常時における活動の延長線上の対策や、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の「地域整備方針」、さらに特定都市再生緊急整備地域においては「整備計画」の内容を踏まえて、当該都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画を作成することが重要である。

#### 4-2-2 都市再生安全確保施設の整備及び管理

都市再生安全確保施設は、表7に示すものであり、「大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設」として整備するものである。

【表7】都市再生安全確保施設

種類	法文上の記載	具体例
都市再生安全確保施設	(下記の総称)	
退避経路	退避のために移動する経路	道路、公開空地、建築物内通路等
退避施設	一定期間退避するための施設	建築物エントランスロビー等の退避施設
備蓄倉庫	備蓄倉庫	備蓄倉庫
非常用電気等供給施設	非常用の電気又は熱の供給施設	発電機（コージェネレーションシステム等）、ボイラー、電力線、熱導管等
その他施設	その他の施設	公園、緑地、広場等の一時退避場所 情報通信施設、耐震性貯水槽、非常用発電機等の設備系の施設

都市再生安全確保計画には、「都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項」（法第19条の15第2項第二号）及び「前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項」（法第19条の15第2項第三号）を記載する。

ここでいう都市開発事業は、施行中、施行予定のものだけでなく、施行済みのものも含むと考えてよい。したがって、都市再生緊急整備地域で都市再生安全確保施設を確保する必要性があり、その整備が行われるのであればここに記載することができる。

また、都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るために、地域外で都市再生安全確保施設の整備を行うことも考えられる。例えば、第二号の「都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設」には、都市再生緊急整備地域内の都市開発事業の施行により増加した都市再生緊急整備地域内人口を災害時に一時的に収容する一時退避場所として「都市再生緊急整備地域外の公園等」や都市開発事業地区と一時退避場所を接続する「退避経路として道路」を記載することが考えられる。

第三号の「前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項」に関して、退避施設の運営に関して施設管理者に損害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合の対応も含めて検討しておくことが望ましい。その場合、地方公共団体等は、積極的に協力して対応することが望まれる。

### 退避施設（一時滞在施設）における施設管理者の損害賠償責任について

一時滞在施設における、施設管理者の損害賠償責任の範囲について、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」において、以下のような基本的な考え方が示されている。

一時滞在施設において、例えば余震により天井が崩落するなど、建物に起因して帰宅困難者が損害を受けた場合、施設管理者に賠償責任が生じる場合も考えられるが、これを法制度で一律に免責とすることは現状では民法上の被災者保護の観点から困難である。しかし、施設管理者の責任の範囲について、より明確にする必要があるため、法制度上の担保も含め、引き続き検討を進めることが重要である。また、一時滞在施設の確保を今後さらに促進するためには、災害時の一時滞在施設の運営に関して、当面行うべき対策を講じ、施設管理者が損害賠償責任を問われることのないようにしていく必要がある。加えて、施設管理者が帰宅困難者の受入を行った際に、帰宅困難者に損害が生じるなど、何らかの問題が発生し、又は発生する可能性がある場合には、国、都道府県及び市区町村は施設管理者に積極的に協力して対応することが必要である。

「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（内閣府（防災担当）、平成 27 年 3 月）より抜粋

#### 4-2-3 その他の滞在中等の安全の確保を図るために必要な事業

都市再生緊急整備地域において、滞在中等の安全の確保を図るためには、都市再生安全確保施設の整備だけでなく、それらの施設が災害時に十分機能するための環境を整備する必要がある。また、このような事業以外にも、地域の滞在中等の安全の確保を図るために必要な事業等がある。都市再生安全確保計画には、このような事業等についても「その他の滞在中等の安全の確保を図るために必要な事業」（法第 19 条の 15 第 2 項第四号）として記載する。

例えば、都市再生緊急整備地域内やその近傍にある整備済みの都市再生安全確保施設が災害時に十分機能することができるように、当該都市再生安全確保施設が設置された建築物の耐震改修、退避経路のような都市再生安全確保施設の周辺建築物の耐震改修、非常用電気等供給施設が設置された機械室の防水機能の強化、老朽化して災害時に危険な建築物の除却・建替等がある。

#### 4-2-4 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務

都市再生安全確保計画には、災害時に滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務を記載する。(法第19条の15第2項第五号)

具体的には、大規模な地震等が発生した場合における退避施設の開設（退避移設の安全の確保等を含む）、滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供、備蓄物資の配給活動、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の実施等が考えられる。この際、現場で事務を行う従業者に大きな負荷が生じたり、孤立したりしないように検討するとともに、事務の担い手を支える従業者向けの物資供給や情報提供等の活動についても検討することが必要である。なお、滞在者等に対する情報提供を行う際には、情報の錯そうによる混乱を最小限とするために、情報の内容を一元的に把握・共有できる体制や仕組みを事前に検討しておくことが望ましい。

また、平常時から災害時の実施体制に移行する際の判断基準（地震の規模、交通機関の運行状況、滞留状況等）、災害時における地方公共団体、鉄道事業者、大規模ビル所有者等の関係者間の連携・役割分担や連絡・協議体制等について、地方公共団体が定める地域防災計画との整合も確認をとりながら整理・検討し、その内容を関係者間で認識共有しておくことも重要である。このほか、災害時のエネルギー供給の優先順位についてもあらかじめ検討しておくことも必要である。

## 滞在者等の安全の確保を図るために事前に検討すべき事項について

災害時に滞在者等の安全の確保を図るため、災害時の体制に移行する際の判断基準や退避施設を開設する際の判断基準等について、事前に検討しておくことが重要である。

また、これらの検討内容は、地域防災計画（運用マニュアル等を含む）や都市再生安全確保計画（補足資料を含む）等に位置づけた上で、関係者間で認識共有しておくことも重要である。どの計画やマニュアルに位置づけるかについては、地域の状況に応じて有効と考えられる方法を関係者間で検討しておくことが望ましい。

### ① 災害時の実施体制に移行する際の判断基準等

災害時の実施体制に迅速かつ円滑に移行するため、地震の規模や被害状況等に応じた対応の判断基準や実施体制に移行する際の連絡手段などは、あらかじめ地方公共団体、鉄道事業者、大規模ビルの所有者等の関係者間で認識し、共有しておくことが重要である。

なお、上記の基準を満たしていなくても、公共交通機関が停止して駅の周辺に滞留者が生じた場合など臨機に応じた柔軟な対応の判断基準とその実施体制、夜間や休日に地震が発生した場合の実施体制に移行する際の連絡手段についても、あらかじめ検討しておくことが望ましい。

### ② 退避施設を開設する際の判断基準等

災害時における退避施設の開設については、地方公共団体や鉄道事業者から施設管理者に対する要請によるケースのほか、施設管理者の自主判断によるケースなども考えられる。

施設管理者が退避施設の開設を行う際は、地震の規模、交通機関の運行状況、滞留状況、地方公共団体等からの要請の有無、自ら管理する施設の安全性等の様々な条件を踏まえた上で判断を行う必要がある。災害時に退避施設を円滑に開設できるよう、上述した判断基準について施設管理者と認識共有しておくことが重要である。

また、地震の影響は広範囲に及ぶため、退避施設の開設状況について、地方公共団体間で連携する方策や、鉄道事業者や大規模ビル所有者等の関係者とも情報共有する方策を検討しておくことも有効と考えられる。

なお、夜間や休日に大規模地震が発生した場合の対応について、例えば公共施設や民間の宿泊施設を優先的に退避施設とするなど、災害時の様々な状況を想定した上で、平日の昼間以外の時間帯における実行可能性を考慮した退避施設の開設手順とその実施内容などをあらかじめ整理しておくことが望ましい。

#### 4-2-5 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

都市再生安全確保計画には、前項までに記載した事業や事務等以外に、都市再生緊急整備地域の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項を記載する。(法第19条の15第2項第六号)

具体的には、都市再生安全確保計画の事業等を円滑に実施するための、災害に備えて平常時に行う活動関係者同士の「共助」体制を構築する都市再生安全確保計画の運営(マネジメント)のルール、都市再生安全確保計画に記載した事業等の実施に係る役割分担のルール等を記載することが考えられる。例として、下表8のようなものがある。

【表8】滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項の例

事項	内容
地域における防災に関する訓練等、訓練に係る事項	地域における防災に関する訓練等の企画と実施に関する事項
人材育成に係る事項	都市再生緊急整備地域内の企業従業員等の意識啓発、防災教育プログラムの作成・実施等に関する事項
防災広報・啓発活動に係る事項	広報紙発行・ホームページ開設等による情報発信、防災講習会等の開催に関する事項
整備済みの都市再生安全確保施設の管理に係る事項	都市再生安全確保計画の作成時に設置済みの都市再生安全確保施設の管理に関する事項
役割分担のルールに係る事項	参加者同士の役割分担等の都市再生安全確保計画の実効性確保のルール
費用負担のルールに関する事項	都市再生安全確保計画の実効性を確保するために必要な費用の負担ルール 例) 施設管理費用、訓練実施費用、各種保険料等
計画内容の評価のルール	外部評価委員会の設置等の都市再生安全確保計画の水准确保のルール
都市再生安全確保計画に係るPDCAサイクルのルール	施設整備の進捗状況等地域の現状の確認、訓練を通じた災害時応急対策の実効性の検証等、都市再生安全確保計画のPDCAサイクルの仕組みに関する事項

都市再生安全確保計画に記載される事業等の取組が複雑になるにしたがって、都市再生安全確保計画を適切に維持・運営する体制や、事業等の実施の調整等を行う体制等都市再生安全確保計画を適切に運用する体制の一定の組織化と組織に係る基本的な取り決めが必要となる。

(取り決めの例)

- 組織の名称 — 例えば〇〇地域都市再生安全確保計画部会等
- 組織の目的 — 何のために集まった組織なのか
- 組織の事業範囲 — 何をする組織なのか
- 組織の会員資格 — どのような人たち・機関を対象にする組織なのか

- 組織の役員      － 誰が中心人物なのか
- 組織の構成      － どんな役割分担を行うのか
- 組織の会費      － 組織の維持のために必要な費用の負担

### 費用負担のルールについて

大規模災害に対する備えは、事業者等が個別に備えるよりも、地域の関係者が共同（協働）で備える方が、一者当たりの負担が小さくなり、かつ大きな効果が得られることが考えられる。

例えば、防災訓練等は単独施設で実施することも重要であるが、地域単位で訓練を実施した方が実践的でより効果が高いものになることも考えられる。また、施設整備についても、敷地毎に小規模施設を整備するよりも、共同で大規模施設整備や既存施設への退避経路整備を行う方が費用負担は小さくなり、より効果が高いものになることも考えられる。

しかし、これらに係る費用を施設の整備・管理の実施主体、訓練の企画主体にだけに負担させることは、過大な負担となってしまう実施する者がいなくなってしまうことも考えられるため、地域の防災性向上に共同で取り組む場合には、適正な費用負担ルールの整備が必要となる。

地域の関係者は、都市再生安全確保計画から得られる利益と運用に係るコストの比較を通じて、関係者間で適切な負担のあり方を検討することが望ましい。また、必要に応じて、都市再生安全確保計画に記載された事務の実施に伴って発生した損失の負担のあり方についても検討することが望ましい。

なお、国土交通省では都市再生安全確保施設の整備・管理等の都市再生安全確保計画に記載された事業等の実施に対して支援制度を用意するとともに、容積不算入の制度を創設し、施設設置者等の支援を行うこととしているので活用されたい。

#### 4-3 その他都市再生緊急整備地域の防災性の向上のために必要な事項

これまでに記載した事項の他、都市再生緊急整備地域の防災性の向上のために必要な事項を記載する。

都市再生安全確保計画は、地域整備方針に基づき作成する（法第 19 条の 15 第 1 項）とされ、地域整備方針は都市再生基本方針に即して定める（法第 15 条）とされている。

都市再生安全確保計画制度の創設等を行った法改正では、目的規定（法第 1 条）及び都市再生基本方針に関する規定（法第 14 条）に「都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保する」旨が明記された。また、これに先立つ平成 23 年 10 月の都市再生基本方針の一部改正においても、「第一 都市再生の意義及び目標に関する事項」の「1 都市再生の意義及び目標」として「災害に強い都市」を掲げ、「津波、集中豪雨等の自然災害等が発生した場合における都市の人的・経済的被害等を最小化し、都市機能の停止・低下等による被災地域の住民等への負担を抑制するとともに、我が国の経済・社会全体に与える負担を最小限とするための措置があらかじめ十分に講じられた、災害に強い都市づくりを推進することが重要」とされ、また「2 大都市における都市再生の意義及び目標」として「災害に強い大都市」を掲げ、「人口・機能等が集中している大都市の特性が、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等につながらないようにすること、また、大規模災害が発生した場合においても、基本的な都市機能ができる限り安定的に継続して確保できるようにすることに特段の配慮をすることが必要」とされている。

これらを踏まえると、都市再生安全確保計画に記載するものとして法第 19 条の 15 第 2 項に掲げられた事項だけでなく、経済的被害等を最小化し、我が国の経済・社会全体に与える負担を最小限とするための措置や、基本的な都市機能ができる限り安定的に継続して確保する措置に取り組むことも重要である。具体的には、表 6 の「都市機能の確保」に係る取組が考えられる。

これらの取組について、都市再生安全確保計画の補足資料として記載することも可能なので、できることから段階的に検討することが望ましい。

また、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、地震発生後の退避施設への誘導等の防災行動とその実施主体について、時系列で整理したタイムラインを都市再生安全確保計画の補足資料として作成し、各行動内容の実施時期や実施主体について関係者間で、あらかじめ共有することも有効である。

### 様々な災害リスクの想定及び対策の検討

都市再生安全確保計画では、帰宅困難者が発生した場合における退避施設の確保等に係る対策として、主に地震災害を想定しているが、地域の状況によっては、風水害の際に、鉄道の運休に伴って帰宅困難者が発生した場合の対策についても、都市再生安全確保計画の補足資料の作成・充実の一環として、併せて検討することも重要である。

なお、大型台風の上陸が予測される場合については、突発型の地震災害と異なり、気象情報等を適切に把握することにより、発災前段階から状況悪化を予測した準備対応時間を確保することが可能である。鉄道の運休時点までに滞留者の帰宅を促すことができれば、地区内の帰宅困難者数の低減につながると考えられる。また、計画運休等の準備対応により影響の生じる範囲について、関係者間で情報共有を行うことも有効である。

## 5 都市再生安全確保計画の構成例

### □□地域 都市再生安全確保計画

#### □□地域都市再生緊急整備協議会

(□□地域都市再生安全確保計画作成部会)←必要に応じて

#### はじめに

都市再生特別措置法（平成14年法第22号。以下「法」という。）第19条の15第5項の公表について、日付、公表の方法等を記載

#### 1 □□□□地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

☞ 4-1 参照

##### 1-1 □□地域における都市再生安全確保計画の意義

当該整備地域で都市再生安全確保計画を作成する意義について記載

(必要に応じて記載)

##### 1-a 「○○地区における事業及び事務の先行着手の意義・目標」

☞ 2-1-4 参照

安全確保計画の先行着手地区がある場合は、その意義・目標について特に記載

##### 1-a-1 ○○地区における先行着手

○○地区を先行着手地区として設定した理由や意義、その判断基準を記載

##### 1-a-1-2 ○○地区の位置

都市再生緊急整備地域内における○○地区の位置を地図上に図示  
都市再生緊急整備地域の範囲と○○地区の範囲の両方を図示

##### 1-a-2 都市再生安全確保計画の目標

○○地区を先行着手して達成する目標について○○地区の実情に即して記載

#### 1-2 都市再生安全確保計画の作成および実施の体制

##### 1-2-1 都市再生安全確保計画の作成

☞ 2-1 参照

- ・都市再生安全確保計画の作成に関する事項について記載
- ・都市再生安全確保計画の作成に参画した関係者
- ・事業等の実施主体と合意に至った経緯を記載

##### 1-2-2 都市再生安全確保計画の実施体制の構成・役割

☞ 2-2 参照

- ・滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業等の実施体制の構成を

記載

- ・事業等の実施主体間の関係について記載
- ・防災活動、応急活動等の各時系列に分けて記載

### 1-3 □□地域における被害の検討等

#### 1-3-1 地域の現状

都市再生緊急整備地域の防災上の現状、リスクと資源について概略を記載

- ・都市再生緊急整備地域の現況（リスクと資源）
- ・上記現況から想定される大規模地震時の被害の検討
- ・都市再生緊急整備地域の防災上の課題等

（参考資料として後置、別冊資料とすることも可）

#### 1-3-1 A 地域に関する現況データ

都市再生緊急整備地域の特性を把握するために、整備地域に係る下記のようなデータを収集し記載

- ・整備地域の現況データ
- ・交通施設の概要
- ・建築物利用現況
- ・都市計画決定状況 等

#### 1-3-2 想定する被害のシナリオ等

##### 1-3-2-1 想定する災害

整備地域の位置や周囲の状況を踏まえて、想定する災害を記載

##### 1-3-2-2 被害を想定する時のライフラインの状況の想定

想定する災害時のライフラインの状況について予測をもとに記載

##### 1-3-2-3 被害シナリオと災害時に発生する事象

災害時に想定される退避行動による過度な混雑、一時退避場所のスペースの不足、防災備蓄の不足、トイレの不足、災害時に必要なエネルギー供給量等について検討。必要に応じてシミュレーションの実施。  
検討の結果、災害に対する備えが足りないものに関しては対策を検討

#### 1-4 都市再生安全確保計画の目標

- ・被害シナリオを踏まえ、都市再生安全確保計画の目標を大目標から中目標・小目標まで区分して記載
- ・目標を達成するための対策の方向性を記載。対策を具体的にしたもの、

3 参照

4-1-2 参照

- 次項以下で記載される事業等に当る
- ・ 目標に対する現状・課題がわかるように記載

### 1-5 都市再生安全確保計画の変更

都市再生安全確保計画の更新・改善方法（PDCA サイクル）について記載

## 2 □□地域における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

- ・ 都市再生緊急整備地域内の地区ごとに記載することも可

### 2-1 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理

法第 19 条の 15 第 2 項第二号、第三号に係る内容を記載（【表 1】を参照）

【表 1】法第 19 条の 15 第 2 項 第二号及び第三号に係る計画

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に関する事項			管理に関する事項			
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
①	駅から東口公園への退避経路	中央自由通路	××市	××市	西口と東口を連絡する自由通路の整備	H00.00～H00.00	(株)〇〇	清掃、障害物の撤去、照明等設備のメンテナンス	H00.00～H00.00
		デジタルサインエージ	情報発信設備	(株)□□	(株)□□	災害情報、鉄道運行情報等の情報発信設備の整備(事業の詳細は別添資料を参照)	H00.00～H00.00	(株)□□	定期点検の実施
②	東口公園改修	一時退避場所	××市	××市	東口公園に一時退避が可能なスペースを創出するための改修	H00.00～H00.00	××市	設備(照明・ベンチ等)のメンテナンス	H00.00～H00.00
							△△ビル管理組合	清掃、植栽の手入れ	H00.00～H00.00
③	中央公園備蓄倉庫	備蓄倉庫	××市	(株)〇〇開発	災害に備えた物資を収容する備蓄倉庫の設置(事業の詳細は別添資料を参照)	H00.00～H00.00	××市	建物のメンテナンス	H00.00～H00.00
④	〇号街路歩道橋	退避経路	××市	××市	中央公園と駅中央デッキをつなぐ歩道橋の整備	H00.00～H00.00	××市	清掃、障害物の撤去、照明等設備のメンテナンス	H00.00～H00.00
⑤	駅前備蓄倉庫	備蓄倉庫	××市	(株)〇〇開発	駅西口再開発ビル内に備蓄倉庫を設置(事業の詳細は別添資料を参照)	H00.00～H00.00	××市	施設・物資の管理	H00.00～H00.00
⑦	駅西口周辺エネルギー面的ネットワーク施設	非常用電気等供給施設	××市	××市	駅西口の再開発にあわせ、周辺ビルに電気、熱を供給するためのエネルギー供給施設を整備	H00.00～H00.00	××市	エネルギー供給施設(洞道)の管理	H00.00～H00.00
				(株)△△			(株)△△	(株)△△	

- \*1) 地図上にプロットするだけでは内容が分かりにくい施設については、必要に応じて詳細資料を添付すること。
- \*2) 法第 19 条の 20 第 2 項により都市公園の占用許可を受けようとするときは、同条第 1 項の公園管理者との同意内容を別添資料として添付すること。
- \*3) 法第 19 条の 19 第 1 項による容積率不算入の特例を受けようとする場合は、同条第 2 項の特定行政庁との同意内容を別添資料として添付すること。

4-1-3 参照

4-2 参照

詳細なメニューはⅢ編参照

4-2-2 参照

## 2-2 その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業

法第 19 条の 15 第 2 項第四号に係る内容を記載（【表 2】を参照）

【表 2】法第 19 条の 15 第 2 項 第四号に係る計画（都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修等）

施設に関する事項				事業に関する事項			管理に係る事項			
番号	事業の名称		種類	所有者	実施主体	事業の内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
⑥	東ロビ ル	1階ロビー (〇〇㎡)	退避施設	(株)△△	(株)△△	耐震改修 (事業の詳細は別添 資料を参照)*	H00.00 ～ H00.00	(株)△△	建築物のメンテ ナンス	H00.00 ～ H00.00

\*4) 耐震改修を行う際に、法第 19 条の 17 第 4 項による建築確認等の特例措置を受けようとする場合は、同条第 1 項から第 3 項の建築主事、特定行政庁との同意事項を別添資料として添付すること。また、法第 19 条の 18 第 3 項による建築物の耐震改修の計画の認定の特例を受けようとする場合も、同条第 1 項、第 2 項の所管行政庁との同意事項を別添資料として添付すること。

## 2-3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務

法第 19 条の 15 第 2 項第五号に係る内容等を記載

- ・災害時に実施する事務の内容（退避施設の開設（退避施設の安全の確認等を含む）、情報の収集・整理・発信、消火、救出救護、退避誘導、備蓄物資の配給活動、新型コロナウイルス感染症拡大防止策等）
- ・上記事務の実施主体
- ・上記事務の運営（退避施設の開設手順、連絡体制、判断基準等）等

## 2-4 滞在者等の安全の確保のために必要な事項

法第 19 条の 15 第 2 項第六号に係る内容を記載。

- ・平常時の訓練に係る事項
- ・平常時の人材育成、意識啓発に係る事項 等

## 3 その他都市再生緊急整備地域における防災の確保に関する事項

必要に応じて立地企業の事業継続性の向上に係る対策等を記載

## 4 参考資料

☞ 4-2-3 参照

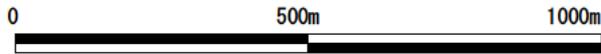
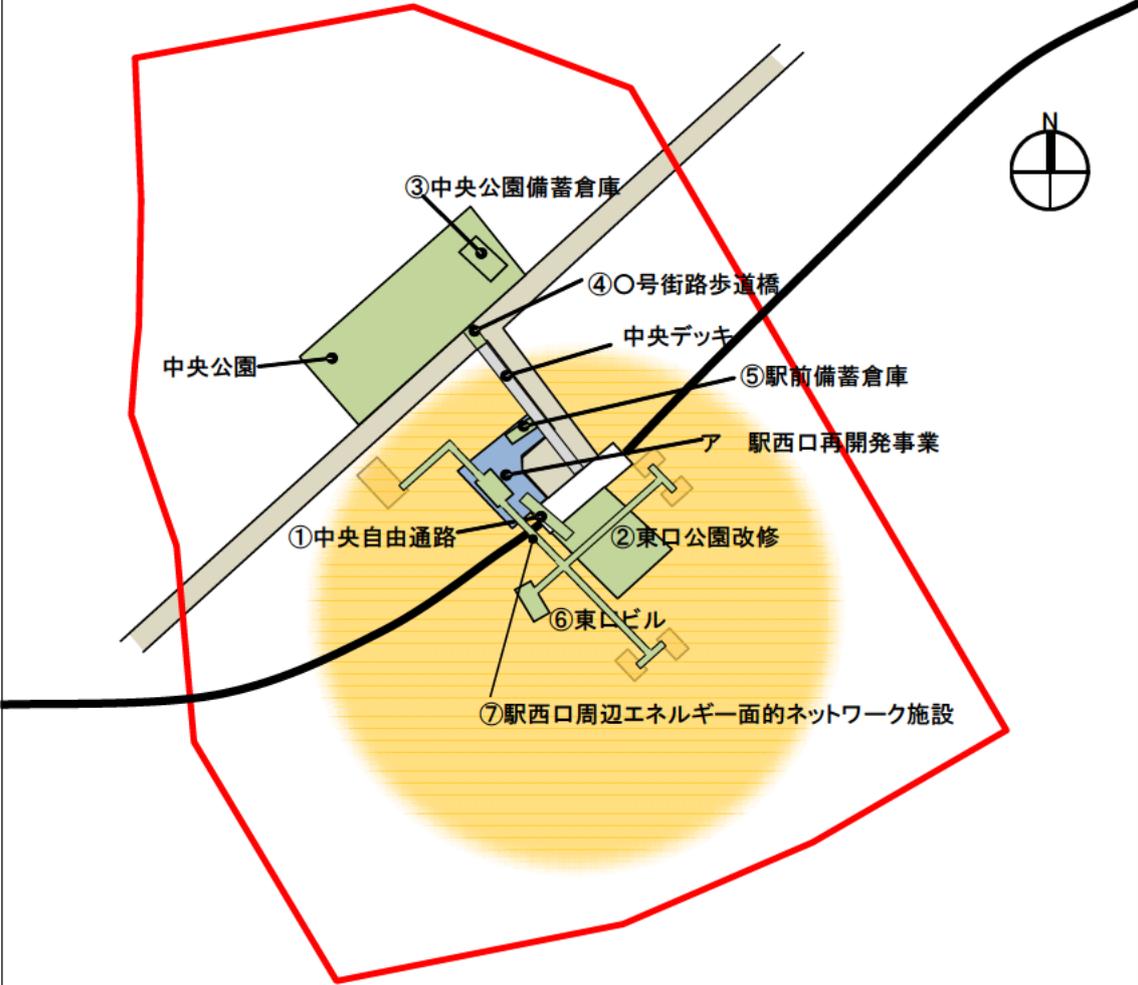
☞ 4-2-4 参照

☞ 4-2-5 参照

☞ 4-3 参照

☞ 現状把握等の詳細は参考資料とすることがよい。  
☞ その他、参考文献等を記載。

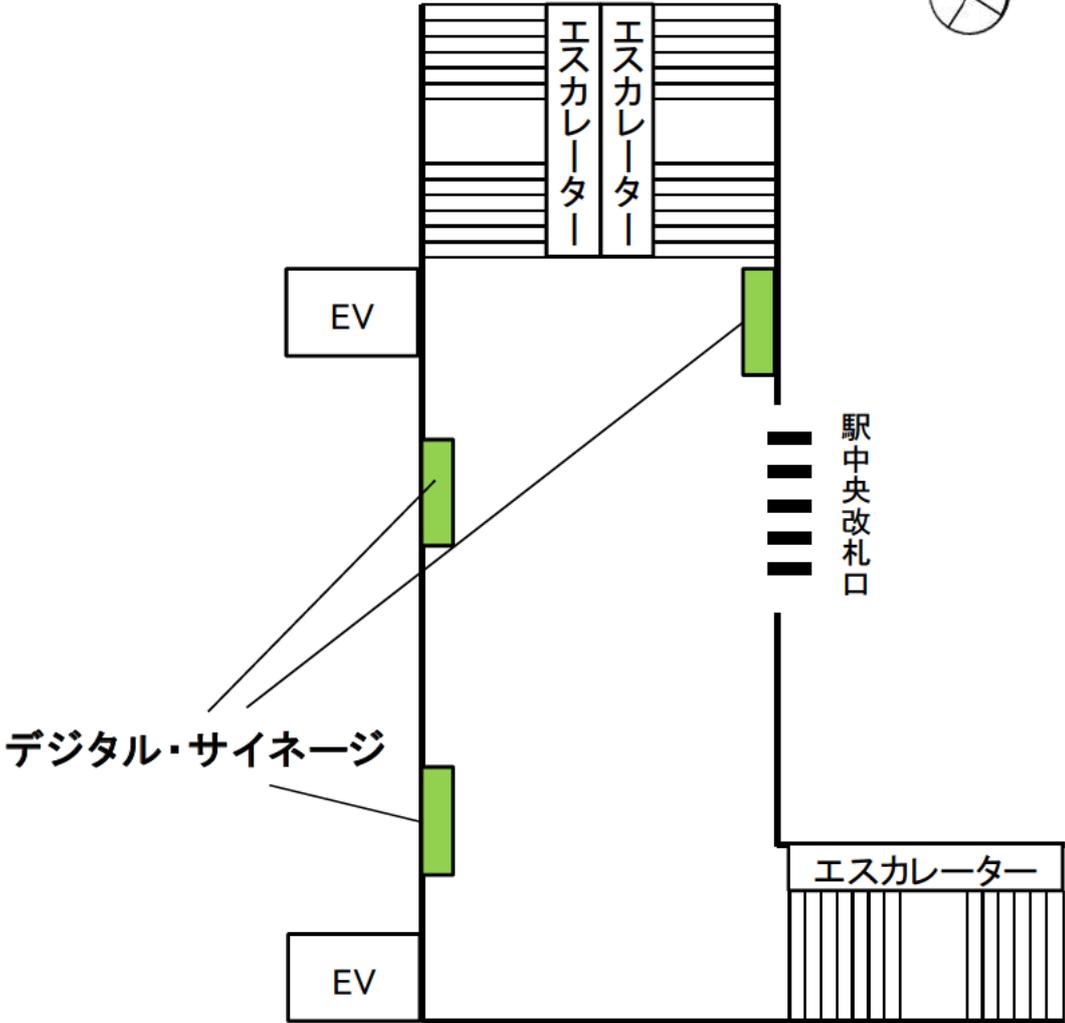
□□地域 都市再生安全確保計画図



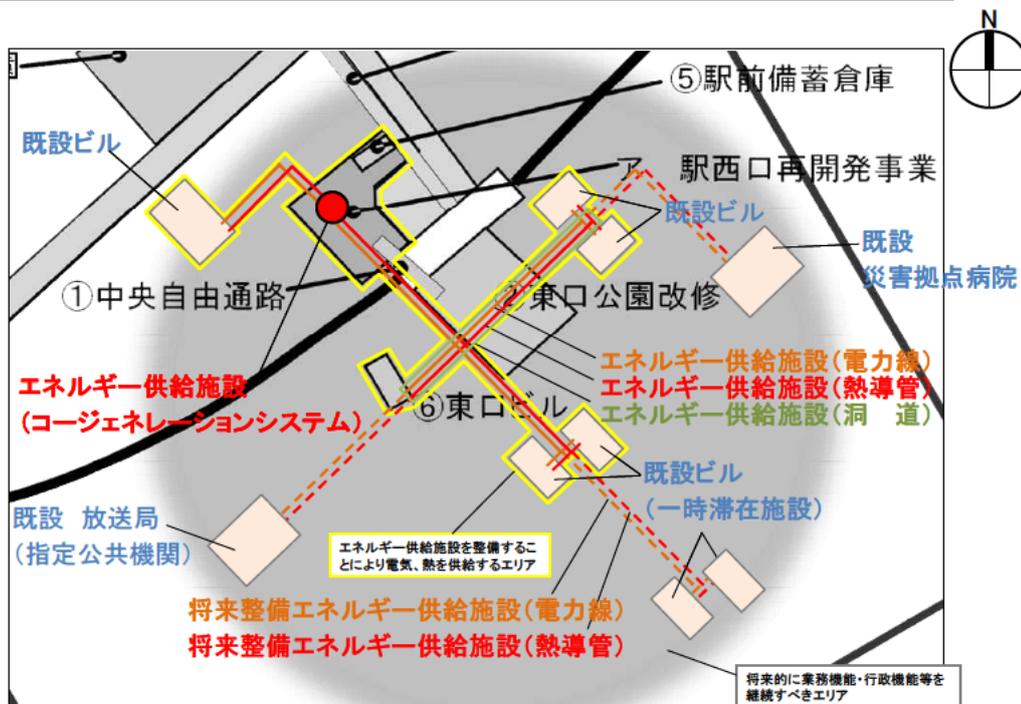
	都市再生緊急整備地域
	都市開発事業
	都市再生安全確保施設整備
	将来的に業務機能・行政機能等を継続すべきエリア

注) 記載の事業等は表 1 及び表 2 を参照。

□□□□地域 都市再生安全確保計画図  
①中央自由通路 詳細



□□□□地域 都市再生安全確保計画図  
 ⑦ 駅西口周辺エネルギー面的ネットワーク施設 詳細



# 都市再生安全確保計画

## 作成の手引き

### Ⅲ. 具体的な対策、組織づくりのアイデア集

内 閣 府  
国 土 交 通 省

# 都市再生安全確保計画 作成の手引き 全体構成

- I. 取り組み編 (別冊)
- II. 計画づくり編 (別冊)
- III. 具体的な対策、組織づくりのアイデア集 **【本編】**

## III. 具体的な対策、組織づくりのアイデア集

### 目次

1 本編の狙い.....	3
2 都市再生安全確保計画に記載する対策内容例.....	4
2-1 対策のイメージ.....	5
2-2 滞在者等の安全の確保を図るための対策.....	8
① 建築物の耐震性能の向上（滞在者等の直接被害の防止）.....	8
② 建築物の防火性能の向上.....	9
③ 建築物内残留が可能な仕組みづくり（むやみな退避行動の抑止）.....	9
④ 円滑な退避の確保（退避の際の混雑・混乱の回避）.....	12
⑤ 円滑な退避の確保（一時退避場所の確保）.....	16
⑥ 退避施設に係る対策.....	18
⑦ 初期消火の実施.....	20
⑧ 救急・救護活動の円滑な実施.....	22
⑨ 災害情報の共有.....	26
⑩ 帰宅困難者の安全の確保.....	29
⑪ 警備・交通誘導に係る対策.....	31
⑫ ごみ、し尿、がれき処理に係る対策.....	33
2-3 都市機能の確保のための対策.....	35
① 業務機能の自立性確保.....	35
② 業務機能喪失の抑制.....	37
3 都市再生安全確保計画の一層の充実のために.....	39
3-1 運用体制の充実の考え方.....	40
①都市再生安全確保計画全体を統括する組織.....	42
②直接被害の防止に係る組織.....	46
③退避に係る組織.....	47
④一時滞在に係る組織.....	49
⑤情報に係る組織.....	52
⑥ライフラインに係る組織.....	53
⑦事業継続性確保に係る組織.....	54

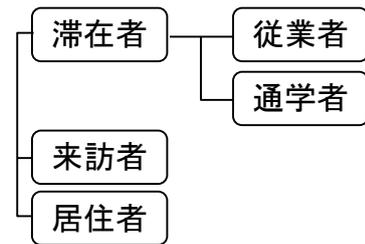
## 用語の定義

### 【行動】

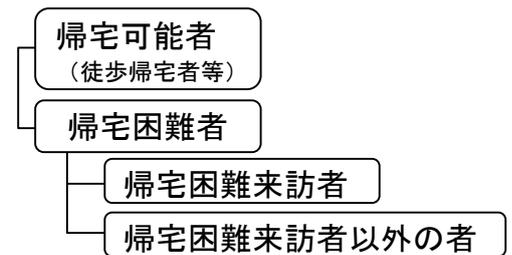
- ・ 避難 大規模災害時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
- ・ 退避 大規模災害時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること

### 【ひと】

- ・ 滞在者 都市再生緊急整備地域内に就業、通学の目的で滞在する者
- ・ 従業者 滞在者のうち、就業を目的とした者
- ・ 通学者 滞在者のうち、就学を目的とした者
- ・ 居住者 その地域で居住している者
- ・ 来訪者 都市再生緊急整備地域にいる滞在者・居住者以外の者
- ・ 帰宅困難者 自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人  
(中央防災会議 首都直下地震被害想定結果資料より)
- ・ 帰宅困難来訪者 帰宅困難者のうち、滞在者で勤務先、通学先の建築物が倒壊の恐れがある等滞在場所を確保できなかった者及び来訪者



【図1】 滞在者・来訪者の考え方



【図2】 帰宅困難者・帰宅困難来訪者の考え方

### 【施設】

- ・ 避難場所(広域避難場所) 大震災時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペースをいい、地方公共団体が指定している場所
- ・ 退避施設(=「一時滞在施設」(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会中間報告)) 帰宅困難来訪者を数日間受け入れるための施設
- ・ 一時退避場所 大規模災害時に、施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、施設の滞在者が一時的に退避するための場所。
- ・ 建築物健全性判定システム 建築物にあらかじめ設置した地震計、GPS等により、地震後即座に建築物が受けた加速度、残留変形量等を把握し、建築物の健全性について判断することを支援するシステム
- ・ 非常用電気等供給施設 大規模災害時に、滞在者等の安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続に必要なエネルギーの安定供給を確保するための電気又は熱の供給施設

## 1 本編の狙い

本編は、「2 都市再生安全確保計画に記載する対策内容例」と「3 都市再安全確保計画の一層の充実のために」で構成されている。

「2 都市再生安全確保計画に記載する対策内容例」には都市再生安全確保計画に記載する事業等の具体的な対策のアイデアを記載し、計画作成の手掛かりとして利用されることを意図している。都市再生安全確保計画には、幅広い対策が盛り込まれることが想定されるが、本編で紹介する対策例を参考に、着手可能な対策等から取り組むことにより、地域の防災性能の着実な向上が見込まれる。

「3 都市再安全確保計画の一層の充実のために」には都市再生安全確保計画の取組が充実するにしたがって、ハード・ソフト両面からの幅広い対策が盛り込まれる場合に、計画全体を円滑に運用するための組織づくりのアイデアを記載し、着手可能な対策・エリアから始める取組・組織を充実させる際の参考として利用されることを意図している。

今後、各地域での取組事例が増えるにしたがい、本編に記載するアイデアについても充実を図っていく。

## 2 都市再生安全確保計画に記載する対策内容例

### 都市再生安全確保計画の取組のメニュー

本章では、都市再生安全確保計画の作成の際に参考となるようなアイデア集として、計画に盛り込むことが想定される具体的な対策や、対策を進める際の組織づくりについて、できる限り多くの事例をまとめたものである。本章で紹介する多数のメニューを参考に、地域で必要な対策を立案する際の一助とされたい。

なお、本章で例示した取組内容には、「Ⅱ. 計画づくり編 3-2 都市再生安全確保計画の目標を達成するための事業及び事務」で記載した6W2Hは十分に含まれていない。都市再生緊急整備地域の実情に応じて記載すべきであるため、「誰が (who)」に当る部分は「都市再生安全確保計画の関係者」等と記載している。実際に作成する際には具体的に記載されたい。

同様に、「Ⅱ. 計画づくり編 3-4 被害の検討等」で記載した、地域特有の事情を勘案した項目についても十分に含まれていない。都市再生緊急整備地域の実情に応じて記載すべきであるため、地域の特性を踏まえた災害や被害への対策については、「Ⅱ. 計画づくり編 3-4 被害の検討等」中のコラムやワンポイント事例集・Q&A集を参考として、できることから段階的に記載していくことが望ましい。

### 複数目標を一つの事業等で達成（広い視野でメニューに着目）

本章では同じ事業等が数多く並んでいる。これは、目的は違っても、対策内容は同じものが重複しているためである。つまり、一つの対策で複数の目的を同時に達成できるような事業等もあるので滞在者等の安全の確保を図るための事業等に掛けられる予算、人材等の資源に応じて、効果的、効率的な対策を立案することが重要である。

### 平常時の都市再生緊急整備地域の魅力向上の達成（広い視野でメニューに着目）

本章で例示した取組内容には、平常時の都市再生緊急整備地域の魅力向上に役立つものも多数含まれている。また、平常時から行っている活動が、災害時の応急対策に資する方が、実践的であることは言うまでもない。対策内容を見ながら、平常時にどのように使えるか、地域にどのような価値を与えられるかと考えることが重要である。

まずは都市再生緊急整備地域において、少しでも災害時に滞在者等の安全の確保にむけて一歩ずつ取り組んでいくことが重要である。全国の都市再生緊急整備地域での個別の取組が、他の地域の取組を促し、全国の大都市の人口・機能が集積するエリアにおける安全・安心が確保され、災害に強いエリアとなるような好循環が形成されることが重要である。

## 2-1 対策のイメージ

都市再生安全確保計画には、滞在者等の安全の確保を図るために、ハード・ソフト両面の様々なアプローチによる事業等が記載されることが想定される。ここでは、滞在者等の安全の確保を図るための過程として設定する小目標に対し、事前と災害時応急の観点とハード・ソフト面の観点から分類した対策メニュー例（表1）を紹介する。

なお、個別の対策の詳細は、「2-2 滞在者等の安全の確保を図るための対策」以降に記載している。

【表1】対策メニューの例

目標	対策メニュー		
	事前対策		災害時応急対策
	ハード対策	ソフト対策	
<b>滞在者等の安全の確保</b>			
①建築物の耐震性能の向上（滞在者等の直接被害の防止）⇒P8	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐震性の確保</li> <li>■家具類の転倒・落下・移動防止等</li> <li>■エレベーターの閉じ込め防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害マップ作成</li> <li>■エレベーターの点検</li> </ul>	
②建築物の防火性能の向上⇒P9	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の不燃化</li> <li>■設備等整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設備の管理</li> <li>■意識啓発</li> <li>■訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■延焼抑制活動の実施</li> </ul>
③建築物内残留が可能な仕組みづくり（むやみな退避行動の抑止）⇒P9	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐震性の確保</li> <li>■建築物健全度判定システム設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■体制整備</li> <li>■建築物健全度判定システムの維持管理</li> <li>■マニュアル整備と訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物被災程度の確認</li> <li>■情報提供</li> </ul>
④円滑な退避の確保（退避の際の混雑・混乱の回避）⇒P12	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐震性の確保</li> <li>■退避経路整備</li> <li>■情報発信機器整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■意識啓発活動</li> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施</li> <li>■退避経路の管理</li> <li>■情報発信機器の管理</li> <li>■要支援対象者対応</li> <li>■人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報提供（一時退避場所、退避経路情報の発信）</li> <li>■情報提供（建築物健全性情報の発信）</li> <li>■退避誘導（混乱防止）</li> <li>■要支援対象者の支援</li> <li>■負傷者の退避支援</li> </ul>
⑤円滑な退避の確保（一時退避場所の確保）⇒P15	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一時退避場所の整備</li> <li>■退避経路の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一時退避場所の管理</li> <li>■意識啓発活動</li> <li>■退避経路の管理等</li> <li>■要支援対象者対応</li> <li>■マニュアル整備と訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安全性の確認・確保</li> <li>■情報提供</li> <li>■退避誘導（建築物等から一時退避場所へ）</li> </ul>
⑥退避施設に係る対策⇒P17	<ul style="list-style-type: none"> <li>■退避施設の整備</li> <li>■備蓄倉庫の整備</li> <li>■物資搬送経路の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■退避施設協定の締結</li> <li>■退避施設の整備</li> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施</li> <li>■備蓄物資の管理</li> <li>■管理協定の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■退避施設の安全の確認</li> <li>■退避施設の設置</li> <li>■退避施設への誘導</li> <li>■建築物被災程度の情報発信</li> <li>■退避施設の運営</li> <li>■物資の配給</li> <li>■帰宅困難来訪者の集約</li> </ul>

目標	対策メニュー		
	事前対策		災害時応急対策
	ハード対策	ソフト対策	
⑦初期消火の実施 ⇒P20	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設備等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■消火体制の整備</li> <li>■設備等の管理</li> <li>■意識啓発</li> <li>■訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初期消火の実施</li> <li>■延焼抑制活動の実施</li> <li>■安全確保措置</li> </ul>
⑧救急・救護活動の円滑な実施 ⇒P21	<ul style="list-style-type: none"> <li>■臨時救護所等の整備</li> <li>■備蓄倉庫の整備</li> <li>■遺体安置所の整備</li> <li>■情報通信機器の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施</li> <li>■地域の安全性の確認の実施</li> <li>■体制の整備</li> <li>■人材育成</li> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■負傷者の保護</li> <li>■負傷者情報の共有</li> <li>■負傷者の搬送</li> <li>■負傷者の退避支援</li> <li>■要支援対象者の支援</li> <li>■エレベーター閉じ込め対応</li> <li>■遺体の保全</li> <li>■遺体等の処置</li> </ul>
⑨災害情報の共有 ⇒P25	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害時統括拠点整備</li> <li>■情報通信機器整備</li> <li>■非常用発電機整備</li> <li>■耐震性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■統括担当機能の設置</li> <li>■災害対策機器の維持管理</li> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報収集</li> <li>■情報提供</li> </ul>
⑩帰宅困難者の安全の確保 ⇒P28	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐震性の確保</li> <li>■退避施設の整備</li> <li>■備蓄倉庫の整備</li> <li>■非常用電気等供給施設(エネルギー供給施設)の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■退避施設協定の締結</li> <li>■退避施設の管理</li> <li>■備蓄倉庫の管理</li> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施</li> <li>■管理協定の締結</li> <li>■非常用電気等供給施設(エネルギー供給施設)の維持管理</li> <li>■非常用電気等供給施設協定(エネルギー供給施設協定)の締結</li> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■退避施設の設置</li> <li>■物資の配給</li> </ul>
⑪警備・交通誘導に係る対策 ⇒P30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報発信機器の設置</li> <li>■情報収集機器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施(一般車両対策)</li> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施(緊急車両対策)</li> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施(見回り対策)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■警備・交通誘導の実施</li> <li>■関係機関への引き継ぎ</li> </ul>
⑫ごみ、し尿、がれき処理 ⇒P32	<ul style="list-style-type: none"> <li>■非常用トイレの整備</li> <li>■仮設ごみ置き場の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■簡易トイレの備蓄</li> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみ・し尿の収集</li> <li>■がれきの収集</li> </ul>

目標	対策メニュー		
	事前対策		災害時応急対策
	ハード対策	ソフト対策	
<b>都市機能の確保</b>			
①業務機能の自立性確保 ⇒P33	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電源設備の整備</li> <li>■燃料供給設備の整備</li> <li>■非常用電気等供給施設(エネルギー供給施設)の整備</li> <li>■上水貯留設備の整備</li> <li>■中水道設備の整備</li> <li>■情報通信設備の整備</li> <li>■エレベーターの改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電源の確保</li> <li>■燃料の確保</li> <li>■エレベーターの再運転対策</li> <li>■非常用電気等供給施設(エネルギー供給施設)の維持管理</li> <li>■非常用電気等供給施設協定(エネルギー供給施設協定)の締結</li> <li>■マニュアルの整備と訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電源の確保・融通</li> <li>■エレベーターの再運転</li> <li>■電力・燃料等の融通</li> </ul>
②業務機能喪失の抑制 ⇒P35	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐震性の確保</li> <li>■落下・転倒防止措置</li> <li>■代替機能の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務スペース等の融通</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務スペース等の融通</li> </ul>

注) 記載の対策はあくまで例示である。地域の実情に応じて設定すること。

## 2-2 滞在者等の安全の確保を図るための対策

### ① 建築物の耐震性能の向上（滞在者等の直接被害の防止）

#### 1) 事前対策

##### 【ハード対策】

##### ■耐震性の確保

- ・ 建築物の倒壊による死者・負傷者の発生を防止するために、建築物所有者は建築物の耐震化を進める。
- ・ 火災発生による死者・負傷者の発生を防止するために、建築物所有者は建築物の不燃化を進める。
- ・ 建築物間の延焼を防止し、大規模な都市火災を防止するために、建築物所有者は建築物の不燃化を進める。

##### ■家具類の転倒・落下・移動防止等

- ・ 建築物内部の負傷者発生を減少させるために、建築物占有者は事業所内の家具類の転倒・落下・移動防止策を施す。
- ・ 窓ガラス等の落下による路上での負傷者発生を防止するために、建築物所有者は建築物のガラスの飛散防止策や看板等の支持部材の耐震性確保策を講じる。

##### ■エレベーターの閉じ込め防止

- ・ エレベーター内に人が閉じ込められる事故を防止するために、建築物所有者はエレベーターにP波地震管制装置を設け、直近階でのエレベーターの停止ができるようにする。
- ・ エレベーター内に閉じ込められた人を速やかに救出できるように、建築物所有者はエレベーターの地震管制装置にリスタート機能を追加する。

##### 【ソフト対策】

##### ■災害マップ作成

- ・ 建築物の倒壊による死者・負傷者の発生を防止するために、都市再生安全確保計画の参加者は協働して、地震の際に倒壊のおそれのある建築物を把握し、災害時に危険性のある建築物マップを作成する。

##### ■エレベーターの点検

- ・ エレベーター内に人が閉じ込められる事故を防止するために、建築物所有者・管理者はエレベーターの閉じ込め防止装置等の維持管理マニュアルを作成し、閉じ込め防止装置等が正常に作動することを定期的に確認する。
- ・ エレベーター内に閉じ込められた人を速やかに救出するために、管理者はエレベーター閉じ込め事故を想定したマニュアルを作成する。併せて、管理者・占有者を交えて定期的に救出訓練を行う。

## ② 建築物の防火性能の向上

### 1) 事前対策

#### 【ハード対策】

##### ■建築物の不燃化

- ・ 火災の延焼の抑制を図るため、建築物所有者は建築物を不燃化する。
- ・ 火災の延焼の抑制を図るため、建築物所有者等は建築物の周囲に十分なオープンスペース、常緑高木の緑地帯等を設置する。

##### ■設備整備

- ・ 火災の延焼の抑制を図るため、建物所有者はスプリンクラー等初期消火設備の設置を行うとともに、その耐震化を進める。
- ・ 延焼抑制活動がしやすいように、関係者は地域内に防火水槽を設置する。その際、活動をしやすいように、防火水槽の設置位置にも配慮する。

#### 【ソフト対策】

##### ■設備等の管理

- ・ 延焼抑制の効果を維持するため、建物管理者は緑地帯等の適切な管理を行う。
- ・ 災害時に適切な活動を可能とするために、関係者は平常時から消火器具等の点検を行う。

##### ■意識啓発

- ・ 災害時の出火抑制に係る意識の啓発を図るために、消火班は情報通信班と協力して防災関連の広報・PRに努める。

##### ■訓練の実施

- ・ 災害時の適切な活動を可能とするために、消火器の使用方法、スプリンクラーの放水制御等の消防関連設備の使用に係る訓練を実施する。

### 2) 災害時応急対策

#### ■延焼抑制活動の実施

- ・ 関係者は、火災を確認した場合は、遅滞なく消防署又は市町村長の指定した場所に通報する。
- ・ 関係者は、火災を確認した際は、消火等の延焼抑制活動を実施する。

## ③ 建築物内残留が可能な仕組みづくり（むやみな退避行動の抑止）

### 1) 事前対策

#### 【ハード対策】

##### ■耐震性の確保

- ・ 災害発生時、建築物から退避しない環境を確保するために、建築物所有者は建築物の耐震化等を進める。

- ・ 災害発生後、建築物に残留できる環境を確保するために、建築物所有者は建築物の耐震化等を進める。
- ・ 建築物から退避しない環境を確保するために、建築物所有者は耐震上問題のある建築物の除却・建替等を進める。

#### ■建築物健全度判定システム設置

- ・ 在館者が建築物に残留する（または退避する）判断ができるよう、建築物所有者（管理者）は、建築物に建築物健全度判定システムを装備するとともに、在館者に周知できる設備を整備する。

### 【ソフト対策】

#### ■体制整備

- ・ 地震災害時に建築物内に残留できるか否かを速やかに判断するために、都市再生安全確保計画の関係者は共同で建築物応急危険度判定士により、建築物の被災の程度を確認（以下「建築物被災程度の確認」という。）を実施する体制をあらかじめ整える。

#### ■建築物健全度判定システムの維持管理

- ・ 地震災害時に建築物内に残留できるか否かを速やかに判断するために、建築物健全度判定システムを導入した建築物所有者は、当該システムの維持管理マニュアルを作成し、適切な維持管理を行う。
- ・ 地震災害時に建築物内に残留できるか否かを速やかに判断するために、「建築物被災程度の確認」の手順を記したマニュアル（以下「建築物安全確認マニュアル」という。）を作成する。
- ・ 地震災害時に建築物内に残留するか否かを速やかに判断するために、建築物所有者（建築物管理者・都市再生安全確保計画の関係者）は、当該判断の実施と在館者に周知するための意思決定方法と手順を記したマニュアル（以下「残留判断マニュアル」という。）を作成する。
- ・ 地震災害時に建築物内に残留するか否かを速やかに判断するために、建築物健全度判定システムを導入した建築物所有者は、建築物安全確認マニュアル、残留判断マニュアルに当該システムによる情報の取り扱いを定める。
- ・ 地震災害時に建築物内に残留できるか否かが判断できるように、関係者は定期的に建築物健全性判定システムを定期的に稼働させ、正常に作動するか否かの確認を行う。
- ・ 地震災害時に建築物内に残留するか否かを速やかに判断するために、関係者は残留判断マニュアルに係る訓練を実施し、手順の習熟に努めるとともに、残留判断マニュアルの有効性の検証を行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

### ■マニュアル整備と訓練の実施（建築物被災程度の確認）

- ・ 地震災害時に建築物内に残留できるか否かを速やかに判断するために、建築物安全確認マニュアルを作成する。
- ・ 地震災害時に建築物内に残留できるか否かを速やかに判断するために、都市再生安全確保計画の関係者は、建築物所有者が持つ建築物安全確認マニュアルを共有する。また、地域内の建築物応急危険度判定士が組織化されている場合は、当該組織と建築物安全確認マニュアルを共有する。
- ・ 地震災害時に建築物内に残留するか否かの判断を速やかに行うために、建築物所有者（建築物管理者・都市再生安全確保計画の関係者）は、残留判断マニュアルを作成する。
- ・ 地震発生時に建築物内に残留するかどうかの判断を円滑に行うために、関係者は定期的に建築物安全確認マニュアル、残留判断マニュアルに係る訓練を実施し、手順の習熟に努めるとともに、両マニュアルの有効性の検証を行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

### ■マニュアル整備と訓練の実施（判定結果の情報周知）

- ・ 地震災害時に建築物の安全性（危険性）の情報を速やかに提供するために、建築物管理者は建築物被災程度の確認の結果を周知するための方法と手順等を記したマニュアル（＝残留判断マニュアル）を作成する。
- ・ 地震災害時に建築物の安全性（危険性）の情報を速やかに提供するために、建築物管理者は建築物被災程度の確認の結果を掲示する場所をあらかじめ選定し、ビル内の関係者に周知する。
- ・ 地震災害時に建築物の安全性（危険性）の情報を速やかに都市再生緊急整備地域内で共有するために、情報の掲示場所について都市再生安全確保計画に記載する等により周知し、関係者等が情報収集しやすくなる工夫を行う。
- ・ 地震災害時に建築物の安全性（危険性）の情報を速やかに提供するために、関係者は滞在判断マニュアルに係る訓練を実施し、その手順等の習熟に努めるとともに、マニュアルの有効性の検証を行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

## 2) 災害時応急対策

### ■建築物被災程度の確認及び残留可否の判断

- ・ 関係者は、災害発生後速やかに、（建築物健全性判定システムの情報を活用して、）建築物安全確認マニュアルにより建築物被災程度の確認を行う。
- ・ 関係者は、災害後速やかに、建築物被災程度の確認情報をもとに、残留判断マニュアルにより建築物内に残留するか否かの意思決定を行う。
- ・ 建築物の安全性を確認するために、都市再生安全確保計画の関係者のうち建築物

被災程度の確認に関係する構成員はあらかじめ定められた場所に集合する。

- ・ 建築物の安全性を周知するために、建築物健全度判定システムを装備する建築物の建築物所有者等は、建築物健全度判定システムにより判断した建築物の危険度を、建築物のエントランス周辺等のあらかじめ定められた場所に掲示する。
- ・ 帰宅困難者を速やかに収容できるように、建築物被災程度の確認を行う都市再生安全確保計画の関係者は、退避施設を有し、かつ建築物健全度判定システムの装備されていない建築物を優先して建築物被災程度の確認を行い、その結果をあらかじめ定められた建築物の建築物被災程度の確認結果掲示場所に掲示する。
- ・ 帰宅困難者を速やかに収容するための情報提供を可能とするために、建築物被災程度の確認を行う都市再生安全確保計画の関係者は、判定が完了するたびに、その結果について建築物所有者等及び統括班（P41「3-①-2」統括班）に連絡する。

#### ■情報提供

- ・ 退避者による路上の混乱を軽減するために、建築物健全度判定システムが装備された建築物の建築物所有者等は、その情報をもとに建築物健全性を判断し、安全と認められる場合は、在館者が館内に留まるように促す。また、判明した建築物健全性に係る情報は、速やかに統括班に連絡する。
- ・ 健全な建築物からの退避を抑制するために、建築物安全性が確認された建築物の周囲で誘導等に当たっている関係者は、当該建築物からの退避者に対し、建築物内に留まるよう誘導する。
- ・ 関係者は、残留するか否かの意思決定の実施後速やかに在館者に対し、判断内容の情報提供を行う。
- ・ 関係者は、在館者の不安の除去、在館者の適切な判断のために、建築物被災程度の確認の情報を在館者に提供する。
- ・ 関係者は、在館者の不安の除去、在館者の適切な判断のために、建築物健全性判定システムの情報を在館者に提供する。
- ・ 災害の規模や建築物の実態に応じて、建築物等からむやみに退避しないよう、建築物所有者等は、把握した建築物の安全性を速やかに建築物内滞在者に知らせる。

### ④ 円滑な退避の確保（退避の際の混雑・混乱の回避）

#### 1) 事前対策

##### 【ハード対策】

#### ■耐震性の確保

- ・ 建築物倒壊により災害時における退避に支障をきたさないように、退避経路沿いの建築物所有者は建築物の耐震化を進める。

### ■退避経路整備

- ・ 災害時に退避者による混乱を軽減するために、建築物所有者は退避経路となるオープンスペース上の障害物を撤去し、退避経路を広げる。
- ・ 施設内からの退避者が建築物出口付近での混雑・錯綜による将棋倒し等が生じるのを防止するために、超高層ビル等の大規模建築物の所有者は、エントランスを十分な広さに拡幅する。
- ・ 退避時に混雑の原因となるボトルネック部分を解消するために、道路管理者は道路上の看板等の構造物を移動・撤去する。
- ・ 災害時に退避経路が閉ざされたり、狭くなったりしないように、建築物管理者は退避経路沿いに設置されている看板の耐震化や自動販売機等の撤去を進める。
- ・ 災害時に円滑な退避が可能となるよう、夜間や停電時でも視認できる退避経路指示標識灯を整備する。
- ・ 災害時に円滑な退避を容易にするために、道路管理者は道路の耐震補強を図る。

### ■情報発信機器整備

- ・ 退避の混乱を抑制するために、関係者は退避経路、一時退避場所等の情報提供を行うデジタル・サイネージや屋外拡声器等の情報発信機器を退避経路に設置する。この際、情報発信機器の所有者及び管理者、設置場所に係る取り決め（借地、占有等）について明確にしておく。

## 【ソフト対策】

### ■意識啓発活動

- ・ 災害後に建築物からの退避者による路上の混雑・混乱を軽減するために、建築物所有者（建築物管理者、占有者）は災害等の対応については、原則館内に滞留としつつも、建築物の耐震性等を踏まえて、災害の規模ごとに避難するか在館するかを建築物の実態に応じてマニュアルに定め、平常時からビル内滞在者に周知を図る。
- ・ 災害後建築物からの退避者による路上の混雑・混乱を軽減するために、占有者は建築物管理者からの情報提供をもとに在館者を館内に留まることをあらかじめ周知する。

### ■マニュアルの整備と訓練の実施

- ・ 災害後、建築物からの退避者が円滑に一時退避場所まで退避できるように、都市再生安全確保計画の関係者は退避誘導マニュアルを整備するとともに、定期的に退避誘導訓練を行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

### ■退避経路の管理

- ・ 災害時に退避経路の支障とならないように、建築物管理者は退避経路上に自転車

等の物品が置かれないように努める。

#### ■情報発信機器の管理

- ・ 災害時に情報発信機器が正常に作動するように、設備管理者は平常時から情報発信機器の状態を把握する。

#### ■要支援対象者対応

- ・ 災害時の退避の際に援護を必要とする滞在者等を支援するために、建築物管理者若しくは占有者（以下、「建築物管理者等」という。）（または都市再生安全確保計画の関係者）は平常時から建築物内に滞在する高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の要支援対象者の特定とその滞在先、滞在人数等の情報の把握を行う。
- ・ 滞在する外国語利用者が災害時に円滑に退避できるように、都市再生安全確保計画の関係者は、退避経路を記載した外国語のパンフレットを作成し、希望する者に配布するとともに、ホームページ等に掲示する。
- ・ 滞在する障がい者が災害時に円滑に退避できるようにするために、都市再生安全確保計画の関係者は、一時退避場所や退避経路を記載した点字のパンフレット等を配布する等障がい者向けの情報発信を行う。
- ・ 災害時に要支援対象者に退避の要否の情報を伝えるために、建築物管理者等（または都市再生安全確保計画の関係者）は、音声、表示両方による情報提供、多国語対応の情報提供のツールを用意するほか、要支援対象者やその他配慮が必要とされる者（体調不良者など）を想定した適切な退避施設への誘導方法に係る訓練を行う。

#### ■人材育成

- ・ 災害時に在館者が建築物から退避するかどうかを速やかに判断できるようにするために、建築物管理者は、応急危険度判定士の資格を有する職員を常駐または近隣に配置させる。

## 2) 災害時応急対策

#### ■情報提供（一時退避場所、退避経路情報の発信）

- ・ 退避経路が分からないことによる路上での混乱や人の錯綜を防止するために、都市再生安全確保計画の関係者は準備していた退避ルートや一時退避場所の情報をデジタル・サイネージ等の情報発信機器に掲示する。

#### ■情報提供（建築物健全性情報の発信）

- ・ 都市再生緊急整備地域内の建築物の健全性の情報を共有するために、統括班は建築物管理等から得られた建築物健全性に係る情報を都市再生安全確保計画の関係者に提供する。
- ・ 健全な建築物から避難した人を建築物への帰還を誘導するために、都市再生安全確保計画の関係者は上記で入手した建築物健全性に係る情報をデジタル・サイネ

一ジ等の情報発信機器への掲示等により退避者に通知し、当該建築物関係者に当該建築物への帰還を促す。(通知の時期は、他のビルからの退避者との錯綜による混乱を回避するため状況を見て判断する必要がある。)

#### ■退避誘導（混乱防止）

- ・ 建築物内からの退避者が建築物出口付近での混雑・錯綜することによる将棋倒し等の発生を防止するために、超高層ビル等の建築物所有者等は出口付近で退避者の誘導をする。
- ・ 建築物等からの退避者の安全性を確保するために、都市再生安全確保計画の関係者は車道に溢れた退避者を、安全が確認できた一時退避場所等に誘導する。

#### ■要支援対象者の支援

- ・ 車いす使用者の円滑な退避を実現するために、関係者は協力して対象者を（背負って）搬送する。高層階からの退避する場合には、複数の者で分担する。また、地上部においてバリアフリーが確保されている場合には車いすが使用可能なので、車いすを搬送する担当者も確保する。
- ・ 視覚障害を有する者の円滑な退避を実現するためには、全ての誘導者が移動しながら誘導していると、退避経路の方角がわからなくなることから、誘導者の一部は移動せずに退避誘導を実施する。また、誘導音装置付誘導灯等により、退避誘導を図ることも考えられる。
- ・ 外国人等の円滑な退避を実現するために、外国語の退避誘導放送、誘導表示を実施する。
- ・ 要支援対象者やその他配慮が必要とされる者へも適切な支援が届くよう働きかけを行う。

#### ■負傷者の退避支援

- ・ 負傷者の救護を速やかに行うために、建築物所有者等は建築物内部で発生した負傷者の把握に努め、把握した情報を統括班に提供する。その際、必要に応じ、建築物内部の負傷者の搬送のために、都市再生安全確保計画の関係者の応援を求める。
- ・ 負傷者の救護を速やかに行うために、統括班は上記の応援要請があった時は、速やかに都市再生安全確保計画の関係者に当該建築物への応援を依頼する。
- ・ 負傷者の救護を速やかに行うために、建築物管理者、建築物占有者等は建築物内臨時救護所に搬送する。また、応援要請を受けた都市再生安全確保計画の関係者は建築物所有者等と協力して当該建築物内の負傷者を建築物内臨時救護所に搬送する。建築物が倒壊の恐れのある時は、負傷者は近隣建築物の臨時救護所に搬送する。

## ⑤ 円滑な退避の確保（一時退避場所の確保）

### 1) 事前対策

#### 【ハード対策】

##### ■一時退避場所の整備

- ・ 災害時に建築物の安全性を確認するまでの間、在館者を建築物外に退避させる場合は、建築物所有者は建築物敷地内に退避者を収容できるような一時退避場所（公開空地等のオープンスペース）を整備する。
- ・ 災害時に建築物の安全性を確認するまでの間、在館者を建築物外に退避させ、かつ敷地内に退避者を収容できる一時退避場所を整備できない場合は、周辺の建築物所有者、建築物管理者、占有者等は協力して都市再生緊急整備地域内外で必要な一時退避場所となるスペースを整備する。

##### ■退避経路の整備

- ・ 上記の場合等、建築物敷地外の一時的退避場所を利用する場合、建築物所有者は一時的退避場所までの退避経路を整備する。

#### 【ソフト対策】

##### ■一時退避場所の管理

- ・ 災害時に建築物からの退避者が確実に一時退避場所を利用できるように、建築物所有者は、建築物敷地内の一時退避場所の維持管理を行う。

##### ■意識啓発活動

- ・ 災害時に建築物の安全性が確認できるまでの間、在館者を建築物外に退避させる予定であり、かつ建築物敷地内に一時退避場所となるスペースが不足する場合、退避者が一時退避場所を利用できるように、建築物管理者等は周辺の建築物所有者の協力し、一時退避場所を確保する。その場合、あらかじめ従業者や占有者に対して周知を行う。

##### ■退避経路の管理等

- ・ 都市再生安全確保計画の関係者は、一時退避場所を必要とする建築物から一時退避場所に至る安全な退避経路をあらかじめ決めておく。
- ・ あらかじめ決めた退避経路が、都市再生安全確保計画の関係者の私有地内を通行する必要がある場合は、あらかじめ災害時の退避経路の利用について関係者間で利用ルールを定める。

##### ■要支援対象者対応

- ・ 滞在する外国語利用者が災害時に円滑に退避できるように、都市再生安全確保計画の関係者は、一時退避場所や退避経路を記載した外国語のパンフレットを作成し、希望する者に配布するとともに、ホームページ等に掲示する。

- ・ 滞在する障がい者が災害時に円滑に退避できるようにするために、都市再生安全確保計画の関係者は、一時退避場所や退避経路を記載した点字のパンフレット等を配布する等障がい者向けの情報発信を行う。
- ・ その他配慮が必要とされる者の想定や必要となる備蓄物資の確保等について準備を行う。

#### ■マニュアル整備と訓練の実施

- ・ 滞在者の退避状況や安否を速やかに確認するために、都市再生安全確保計画の関係者は滞在者の安否確認を行うための手順を記したマニュアルを整備し、定期的に訓練を実施する。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

## 2) 災害時応急対策

#### ■安全性の確認・確保

- ・ 建築物等からの退避者の安全を確保するために、災害発生時に都市再生安全確保計画の関係者はあらかじめ決められた一時退避場所の安全性を確認する。
- ・ 建築物等からの退避者を円滑に退避させるために、災害発生時に建築物所有者等は建築物敷地内の一時退避場所に柵等が設置されているときは開放するとともに、一時退避場所の安全を確認する。

#### ■情報提供

- ・ 一時退避場所で受け入れた退避者の不安を解消し、秩序だった退避施設への移動等を可能とするために、都市再生安全確保計画の関係者は退避者に対して都市再生緊急整備地域内の被害状況や安全な場所、食料・飲料水のほか、要支援対象者やその他配慮が必要とされる者が必要とする物資や退避施設における感染症対策に必要な消耗品等（以下、「必要な物資等」という。）の分配等の必要な情報を提供する。

#### ■退避誘導（建築物等から一時退避場所へ）

- ・ 建築物の倒壊、火災等による死者・負傷者の発生を抑制するため、建築物所有者、建築物管理者または占有者（以下、「建築物所有者等」という。）は、発災後倒壊のおそれのある建築物から在館者をすみやかに退避させる。
- ・ 建築物からの退避者による混乱等を抑制するために、都市再生安全確保計画の関係者は建築物から退避した人々を一時退避場所に誘導する。
- ・ 地震災害時に建築物の安全性が確認された後、建築物外の退避スペース、一時退避場所に一時的に退避した在館者を建築物内に円滑に収容するために、建築物所有者（建築物管理者）は、その際の情報提供ルール、誘導ルールを定め、建築物内の従業者等に適切に周知する。

## ⑥ 退避施設に係る対策

### 1) 事前対策

#### 【ハード対策】

##### ■退避施設の整備

- ・ 滞在者のうち帰宅困難来訪者を収容するために、都市再生安全確保計画の関係者は必要な広さの退避施設を設ける。
- ・ 帰宅困難来訪者が円滑に収容できるように、都市再生安全確保計画の関係者は退避施設を道路等公共的な通路に面した位置に設置する。
- ・ 帰宅困難来訪者が円滑に収容できるように、都市再生安全確保計画の関係者（耐震性が高い建築物の所有者）は退避施設をできる限り建築物の低層部に設置する。なお、豪雨による水害など地域特有の災害の発生が想定される地域においては、浸水リスクも踏まえて退避施設の位置について検討する。

##### ■備蓄倉庫の整備

- ・ 帰宅困難者が一定期間滞在できるように、都市再生安全確保計画の関係者は必要な物資等を保管できる備蓄倉庫を整備する。
- ・ 退避施設に必要な物資等を円滑に供給できるように、都市再生安全確保計画の関係者は退避施設の近傍に備蓄倉庫を整備する。

##### ■物資搬送経路の整備

- ・ 退避施設に備蓄倉庫から円滑に物資を供給できるように、都市再生安全確保計画の関係者は備蓄倉庫から一時退避場所までの安全な物資の輸送ルート进行を想定し、必要に応じて整備する。

#### 【ソフト対策】

##### ■退避施設協定の締結

- ・ 退避施設を長期的に確保するために、都市再生安全確保計画の関係者は退避施設の施設整備が完了した際には、都市再生特別措置法第 45 条の 14 に基づく退避施設協定を締結する。

##### ■退避施設の整備

- ・ 帰宅困難来訪者が無秩序に建築物内に入って建築物内が混乱しないように、都市再生安全確保計画の関係者は帰宅困難来訪者を一定期間収容できる退避施設を整備する。

##### ■マニュアルの整備と訓練の実施

- ・ 帰宅困難来訪者を退避施設に円滑に誘導するために、都市再生安全確保計画の関係者は誘導マニュアルを整備し、定期的に誘導訓練を行う。
- ・ 退避施設に滞在する帰宅困難来訪者に円滑に備蓄物資を提供するため、都市再生安全確保計画の関係者は備蓄物資の配給マニュアルを整備し、定期的に配給訓練

を行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

- ・ 退避施設ごとに収容する帰宅困難来訪者数に多寡が生じた場合に備え、都市再生安全確保計画の関係者は必要な物資等の備蓄物資の相互融通のためのルールを整備する。
- ・ 退避施設に備蓄倉庫から円滑に物資を供給できるように、都市再生安全確保計画の関係者は備蓄倉庫から退避施設までの安全な物資の輸送ルートを想定し、物資輸送ルートマップを作成するとともに、物資輸送訓練を実施する。

#### ■備蓄物資の管理

- ・ 備蓄物資を適切に維持・管理するために、都市再生安全確保計画の関係者は備蓄物資の準備・更新のためのルール（更新時期、備蓄物資内容等）を整備する。
- ・ 備蓄物資を適切に維持・管理するために、都市再生安全確保計画の関係者は備蓄物資の準備・更新のための費用負担ルールを整備する。

#### ■管理協定の締結

- ・ 備蓄倉庫を適切に維持・管理するために、地方公共団体と備蓄倉庫の所有者は法第 45 条の 15 による管理協定を締結する。

## 2) 災害時応急対策

#### ■退避施設の安全の確認

- ・ 退避施設で帰宅困難来訪者の安全を確保するために、退避施設を有する建築物所有者等は発災後退避施設の安全性を確認し、その内容を統括班に連絡する。ただし、管理等する建築物が、建築物健全度判定システムにより安全でないと言われ、その旨の連絡がなされている場合には、この連絡は要しない。

#### ■退避施設の設置

- ・ 退避施設に帰宅困難来訪者を適切に誘導するために、統括班は上記の情報を集約し、設置可能な退避施設の情報を都市再生安全確保計画の関係者に連絡する。その際、道路等の混雑状況等に留意して連絡する。

#### ■退避施設への誘導

- ・ 退避施設に帰宅困難来訪者を適切に誘導するために、都市再生安全確保計画の関係者は、上記の連絡を受けた場合、退避施設に近い場所の帰宅困難来訪者から順次退避施設に誘導する。
- ・ 退避施設に帰宅困難来訪者に適切に誘導するために、都市再生安全確保計画の関係者は、道路等の混雑状況に留意して、デジタル・サイネージや屋外拡声器等の情報発信機器で退避施設の開設に係る情報を帰宅困難来訪者に提供する。(退避施設に帰宅困難来訪者が殺到することを避けるため、情報提供時期は考慮する必要がある。)

### ■建築物被災程度の情報の発信

- ・ 安全性が確認できた建築物からの退避者に対して建築物への帰還を促すため、都市再生安全確保計画の関係者は建築物の安全性に係る情報と安全な経路に係る情報を発信する。

### ■退避施設の運営

- ・ 退避施設で受け入れた帰宅困難来訪者の不安を解消し、退避施設の円滑な運営を可能とするために、都市再生安全確保計画の関係者は帰宅困難来訪者に対して都市再生緊急整備地域内の被害状況や必要な物資等の配給ルール等の必要な情報を提供する。
- ・ 退避施設に受け入れた帰宅困難来訪者に物資を配給するために、都市再生安全確保計画の関係者は備蓄倉庫に確保されている必要な物資等を退避施設に運搬する。
- ・ 退避施設ごとの収容帰宅困難来訪者の分布に差がでた場合、都市再生安全確保計画の関係者は退避施設間の必要な物資等の分配に係る相互に融通を図る。
- ・ 退避施設の帰宅困難来訪者の不安を解消するために、都市再生安全確保計画の関係者は交通機関の運行情報、復旧見込みの情報を定期的に提供する。
- ・ 退避施設を運営する側も被災者であることから、施設運営に係る負担の過度な集中が無いように、運営体制を交代制にする等の対策を行う。
- ・ 退避施設を運営する側も被災者であることから、施設運営に係る負担の過度な集中が無いように、滞在している帰宅困難者から協力者を求め、退避施設の運営体制を強化する対策を行う。

### ■物資の配給

- ・ 帰宅困難者に滞在に必要な物資等を適切に配給できるように、都市再生安全確保計画の関係者は地方公共団体と協力して緊急支援物資の受け入れ、配給体制を整える。

### ■帰宅困難来訪者の集約

- ・ 復旧作業を進めるために、帰宅困難来訪者が少なくなった退避施設については、地方公共団体が設置する退避施設に帰宅困難来訪者の移動を行い、撤収する。

## ⑦ 初期消火の実施

### 1) 事前対策

#### 【ハード対策】

#### ■施設等の整備

- ・ 初期消火活動を円滑に実施できるように、建物所有者はスプリンクラー等初期消火設備の設置を行うとともに、その耐震化を進める。

- ・ 初期消火活動、延焼抑制活動がしやすいように、関係者は地域内に防火水槽を設置する。その際、活動をしやすいように、防火水槽の設置位置にも配慮する。

## 【ソフト対策】

### ■消火体制の整備

- ・ 災害時に発生する火災や、延焼等を抑制するために、消火班を設置する。
- ・ 効果的な消火活動、延焼防止活動のために、関係者は役割分担のルールを整備する。
- ・ 効果的な消火活動等を行うために、関係者は必要とする装備等の整備・保管・費用負担のルールを作成する。
- ・ 被災現場の保存、二次被災の防止、被災後の盗難対策のために、消火班は現場保存のための措置のルールを整備する。

### ■設備等の管理等

- ・ 災害時に適切な消火活動等を行うために、関係者は消火器等の消火器具を設置する。
- ・ 災害時に適切な消火活動等を可能とするために、関係者は平常時から消火設備・器具の点検を行う。

### ■意識啓発

- ・ 災害時の出火抑制に係る意識の啓発を図るために、消火班は情報通信班と協力して防災関連の広報・PRに努める。
- ・ 災害時の出火抑制に係る意識啓発を図るために、消火班は地域内で火を扱う店舗等の情報を掲載した火元マップを作成し、関係者で共有する。

### ■訓練の実施

- ・ 災害時の適切な活動を可能とするために、消火器の使用法、スプリンクラーの放水制御等の消防関連設備の使用に係る訓練を実施する。

## 2) 災害時応急対策

### ■初期消火の実施

- ・ 建築物所有者、管理者、占有者等は、建築物内で火災を確認した際は、初期消火に努める。

### ■延焼抑制活動の実施

- ・ 関係者は、火災を確認した場合は、遅滞なく消防署又は市町村長の指定した場所に通報する。
- ・ 関係者は、火災を確認した際は、消火等の延焼抑制活動を実施する。

### ■安全確保措置

- ・ 関係者は、二次被害の抑制のため、火災現場及びその周辺等で人の誘導を行う。

- ・ 関係者は、火災の鎮火後、地元消防署等の指示・助言により、火災現場に火が立ち入らないような措置を行う。
- ・ 関係者は、地域内の火災状況の情報を提供・共有を図る。

## ⑧ 救急・救護活動の円滑な実施

### 1) 事前対策

#### 【ハード対策】

##### ■ 臨時救護所等の整備

- ・ 災害時に発生する負傷者に対応するために、都市再生安全確保計画の関係者はあらかじめ臨時救護所の設置する場所を選定し、必要に応じて整備を行う。
- ・ 災害時に発生する負傷者に対応するために、都市再生安全確保計画の関係者は臨時救護所までの負傷者の搬送ルートを選定を行い、必要に応じて安全確保のための整備を行う。
- ・ 臨時救護所では対応が困難な負傷者が発生した場合に備えて、都市再生安全確保計画の関係者は災害時に医療関係者が待機する医療スペースを設置する場所を選定し、必要に応じて整備する。
- ・ 臨時救護所から医療スペースに適切に搬送するために、都市再生安全確保計画の関係者は各臨時救護所から医療スペースまでの搬送ルートを選定し、必要に応じて整備を行う。

##### ■ 備蓄倉庫の整備

- ・ 災害時に発生する負傷者に対応するために、必要に応じて臨時救護所及び医療スペースで必要となる医療物資を備蓄する備蓄倉庫を整備する。
- ・ 災害時に発生する負傷者に対応するために、臨時救護所及び医療スペースで必要となる医療物資を備蓄倉庫に備蓄する。

##### ■ 遺体安置所の整備

- ・ 地震による死者が発生した場合にその遺体を安置できるように、都市再生安全確保計画の関係者はあらかじめ遺体安置場所を選定する。
- ・ 遺体安置所を設置できるようにするために、都市再生安全確保計画の関係者は遺体安置場所用の幕張等必要な資材を備蓄倉庫に保管する。

##### ■ 情報通信機器の整備

- ・ 災害時の負傷者発生状況等を都市再生緊急整備地域内外や地域医療の中核施設と共有するために、都市再生安全確保計画の関係者は、統括班設置場所と地域医療の中核施設を連絡する電話専用回線や、公衆無線 LAN 環境の整備に必要な無線アクセス装置等の情報通信機器を設置する。

#### 【ソフト対策】

#### ■マニュアルの整備と訓練の実施

- ・ 負傷者を適切に保護するために、都市再生安全確保計画の関係者は負傷者対応に関するマニュアルを作成し、救護訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。
- ・ 災害時に発生する負傷者を適切に世話するために、都市再生安全確保計画の関係者は臨時救護所の設置場所に関する情報を共有する。
- ・ 災害時に発生する負傷者を速やかに臨時救護所に搬送するために、都市再生安全確保計画の関係者は負傷者の搬送ルートを示すマップを作成し、搬送訓練を定期的に行う。
- ・ 災害時に医療施設等から臨時救護所等に医療器具を運搬するためのルートを示すマップを作成し、運搬訓練を定期的に行う。

#### ■地域の安全性の確認の実施

- ・ 災害時に臨時救護所から医療スペースに負傷者を安全に搬送するために、搬送ルートの災害時の安全性を評価する。その成果を踏まえて、負傷者搬送ルートの選定と必要な整備計画を作成する。

#### ■体制の整備

- ・ 負傷者を適切に保護する体制を整えるために、都市再生安全確保計画の関係者は救護活動を行う組織を設置する。
- ・ 負傷者を適切に保護する体制を整えるために、都市再生安全確保計画の関係者は救護活動を行う従業者等が負った損害、従業者等が保護対象となった負傷者に対して結果的に負わせた損害に備えるための仕組み（ボランティア保険、バイスタンダー保険等）を用意する。
- ・ 災害時に医療スペースで適切な医療活動が行えるように、都市再生安全確保計画の関係者は都市再生緊急整備地域内に存在する医師が、災害時には医療スペースに自動的に参集してもらえるように医療機関と協議を行う。
- ・ 上記が整うまでの間、医療スペースに配置する医療スタッフについては、災害時に災害本部班と地域医療の中核施設の災害医療本部が被災状況を共有し、地域医療の中核施設の医療チームが医療スタッフを手配するような仕組みを構築する。

#### ■人材育成

- ・ 負傷者に対応するために、都市再生安全確保計画の関係者は地元消防署等の協力を得て、応急・救命手当の方法に関する講習会等を行う。
- ・ 負傷者に対応するために、都市再生安全確保計画の関係者はその従業者等に応急・救命処置に関する資格取得のための助成を行う。

#### ■マニュアルの整備と訓練の実施

- ・ 死者の遺体を適切に取り扱うために、都市再生安全確保計画の関係者は遺体の取

り扱いに係るマニュアルを作成し、訓練を定期的に行う。

## 2) 災害時応急対応

### ■負傷者の保護

- ・ 人的被害の状況を把握するため、都市再生安全確保計画の関係者は各建築物で建築物内の負傷者の把握に努める。
- ・ 負傷者を適切に保護するため、都市再生安全確保計画の関係者は、建築物内の負傷者を臨時救護所に搬送する。
- ・ 負傷者を適切に保護するため、都市再生安全確保計画の関係者は屋外（建築物敷地内外）・公共スペース（地下通路を含む）の負傷者等の把握に努める。
- ・ 負傷者を適切に保護するため、都市再生安全確保計画の関係者は、上記で発見した負傷者のうち、自力での移動が可能な者（以下「軽傷者」という。）に対しては近隣の臨時救護所を紹介し、意識が無い、けがの程度が大きい等自力での移動が困難な者（以下「重傷者」という。）は医療スペースに搬送する。
- ・ 重傷者を適切に保護するために、都市再生安全確保計画の関係者は臨時救護所では対応が難しい重傷者は順次医療スペースに搬送する。

### ■負傷者情報の共有

- ・ 災害医療体制を速やかに構築するために、統括班は各退避施設や救護所から情報を集め、地域の中核医療施設の災害医療本部に必要な情報を伝達する。
- ・ 災害医療体制を速やかに構築するために、都市再生緊急整備地域内の医療関係者は発災後速やかにあらかじめ決められた救護所等の医療スペース等に集合する。
- ・ 災害医療体制を構築するために、臨時救護所・医療スペースの医療スタッフは、被災状況を中核医療施設の災害医療本部に連絡する。
- ・ 災害医療体制を構築するために、災害医療本部は各病院と連絡を取り合い、必要箇所に医療スタッフを派遣する。

### ■負傷者の搬送

- ・ 災害等で発生した負傷者を適切な医療施設等に搬送するため、都市再生安全確保計画の関係者は保護した負傷者等の情報を地方公共団体や消防等の関係機関に知らせるとともに、負傷者の搬送に協力する。

### ■負傷者の退避支援

- ・ 負傷者の救護を速やかに行うために、建築物所有者等は建築物内部で発生した負傷者の把握に努め、把握した情報を統括班に提供する。その際必要に応じ、建築物内部の負傷者の搬送のために、都市再生安全確保計画の関係者の応援を求める。
- ・ 負傷者の救護を速やかに行うために、統括班は上記の応援要請があった時は、速やかに都市再生安全確保計画の関係者に当該建築物への応援を依頼する。
- ・ 負傷者の救護を速やかに行うために、建築物管理者、建築物占有者等は建築物内

臨時救護所に搬送する。また、応援要請を受けた都市再生安全確保計画の関係者は建築物所有者等と協力して当該建築物内の負傷者を建築物内臨時救護所に搬送する。建築物が倒壊の恐れのある時は、負傷者は近隣建築物の臨時救護所に搬送する。

#### ■要支援対象者の支援

- ・ 車いす使用者の円滑な救急・救護活動を実現するために、関係者は協力して対象者を（背負って）搬送する。高層階からの退避する場合には、複数の者で分担する。また、地上部においてバリアフリーが確保されている場合には車いすが使用可能なので、車いすを搬送する担当者も確保する。
- ・ 視覚障害を有する者の円滑な救急・救護活動を実現するためには、全ての誘導者が移動しながら誘導していると、退避経路の方角がわからなくなることから、誘導者の一部は移動せずに退避誘導を実施する。また、誘導音装置付誘導灯等により、退避誘導を図ることも考えられる。
- ・ 外国人等の円滑な救急・救護活動を実現するために、外国語で意思疎通を図ることができる方法を確保する。

#### ■エレベーター閉じ込め対応

- ・ 建築物内にエレベーター閉じこめ事故の防止のため、建築物所有者等は建築物内のエレベーター籠内に人が閉じ込められていないか確認し、可能であれば救出する。その際、必要があれば統括班に応援を求める。
- ・ エレベーター閉じこめ事故が発生し、あらかじめ用意したマニュアルによっても救出が困難な場合には、都市再生安全確保計画の関係者は消防署等のあらかじめ決められた機関に救出を依頼する。

#### ■安全確保措置

- ・ 二次被害を防止するために、都市再生安全確保計画の関係者は災害による破損により危険となった場所等を把握し、立ち入り防止措置等を講じる。
- ・ 二次被害を防止するために、都市再生安全確保計画の関係者は割れたガラス等の撤去可能ながれき等の撤去を行う。

#### ■遺体の保全

- ・ 遺体を適切に保管するために、都市再生安全確保計画の関係者はあらかじめ定められた場所に天幕、幕張り等を行い、遺体安置所を設置する。
- ・ 遺体を適切に保管するために、都市再生安全確保計画の関係者は臨時救護所若しくは医療スペースにおいて、医師により死亡が確認された場合は、遺体を毛布等にくるんだうえで救出救護班が遺体安置スペースに搬送する。その際、身元の確認に必要となりそうなものも併せて保管する。
- ・ 災害による死者（遺体）が発見された場合には、都市再生安全確保計画の関係者

は遺体の発見状況等を記録し統括班に連絡するとともに、遺体と身元の確認に必要となりそうなものを毛布等にくるんだうえで目印を設置する。

- ・ 自衛隊等公的機関による救出救護活動が開始された後は、各種情報を引き継いだ上で都市再生安全確保計画の関係者による屋外の救護活動は終了する。

#### ■遺体等の処置

- ・ 遺体を適切に保管するため、都市再生安全確保計画の関係者は保管する遺体や、把握した遺体発見場所の情報を地方公共団体や警察等の関係機関に知らせるとともに、搬送に協力する。
- ・ 復旧作業を行うために、都市再生安全確保計画の関係者は、負傷者や遺体の搬送が終わった臨時救護所、医療スペース、遺体安置所について撤収作業を行う。

### ⑨ 災害情報の共有

#### 1) 事前対策

##### 【ハード対策】

#### ■災害時統括拠点整備

- ・ 災害時に災害情報を円滑に共有・発信するために、都市再生安全確保計画の関係者は、都市再生緊急整備地域を含む周辺を把握可能な場所に統括班を設置する場所をあらかじめ準備する。

#### ■情報通信機器整備

- ・ 災害時に建築物の健全性にかかる情報を都市再生緊急整備地域内の関係者で共有するために、建築物健全度判定システムを導入した建築物所有者は、当該情報を都市再生緊急整備地域の統括班設置場所に送付するための設備整備を行う。
- ・ 道路や公開空地等の退避経路の被災状況を速やかに確認するために、都市再生安全確保計画の関係者はビデオカメラ等の情報収集装置を適切に設置する。
- ・ 退避経路等の情報を発信するために、都市再生安全確保計画の関係者はデジタル・サイネージや屋外拡声器等の情報発信機器（停電等を配慮し電池等の固有電源を持つ方が望ましい）を適切に配置する。
- ・ 一時退避場所、退避施設等の情報を発信するために、都市再生安全確保計画の関係者は施設間・関係者間での即時的な連携が可能となる無線情報通信環境を整備する。
- ・ 都市再生緊急整備地域内外の情報交換を可能とするために、都市再生安全確保計画の関係者は統括班設置予定場所に、災害時でも使用できる衛星電話を複数台設置する。
- ・ 都市再生緊急整備地域内外の情報交換を可能とするために、都市再生安全確保計

画の関係者は公衆無線 LAN 環境の整備に必要な無線アクセス装置等を設置する。

#### ■非常用発電機整備

- ・都市再生緊急整備地域内外の情報交換を行うための機器が停電の影響を受けないようにするために、都市再生安全確保計画の関係者は非常用の情報機器設置場所（対策統括班設置予定場所）に非常用発電機を設置する。
- ・都市再生緊急整備地域内外の情報交換を行うための機器が停電の影響を受けないようにするために、都市再生安全確保計画の関係者は可搬型発電機を所有する。（備蓄倉庫に保管する。）

#### ■耐震性の確保

- ・情報通信機器が災害時に停止しないように、建築物所有者は非常用発電機や受変電設備の耐震性能を S クラス相当に改修する。
- ・人力による情報交換を容易にするために、道路管理者や鉄道事業者は道路・鉄道施設の耐震化を図る。

### 【ソフト対策】

#### ■統括担当機能の設置

- ・災害時に災害情報を円滑に共有・発信するために、都市再生安全確保計画の関係者は、統括班を設置する。統括班の構成メンバーをあらかじめ決めておく。

#### ■災害対策機器の維持管理

- ・災害時に建築物の健全性にかかる情報を都市再生緊急整備地域で共有するために、建築物健全度判定システムを導入した建築物所有者は、当該システムと統括班を接続するシステムの適切な維持管理を行う。

#### ■マニュアルの整備と訓練の実施

- ・災害時に建築物の健全性にかかる情報を都市再生緊急整備地域で共有するために、建築物所有者は建築物健全度判定システムの維持管理マニュアルを作成するとともに、システムが正常に作動することを定期的に確認する。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。
- ・災害時に建築物の健全性にかかる情報を都市再生緊急整備地域で共有するために、都市再生安全確保計画の関係者は情報収集のためのシステムの稼働訓練を定期的に行う。
- ・退避経路等の情報を提供するために、都市再生安全確保計画の関係者はデジタル・サイネージや屋外拡声器等の情報発信機器のほか、SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）等の ICT 技術を活用した情報提供訓練を定期的に行う。
- ・一時退避場所、退避施設等の情報を発信するために、都市再生安全確保計画の関係者は施設間・関係者間での即時的な連携が可能となる無線情報通信環境を整備し、それを使用した情報発信訓練を定期的に行う。

- ・都市再生緊急整備地域内外の情報交換を可能とするために、都市再生安全確保計画の関係者は衛星電話・公衆無線 LAN 環境等を利用した情報交換訓練を定期的に行う。
- ・都市再生緊急整備地域内外の情報交換を行うための機器が停電の影響を受けないようにするために、都市再生安全確保計画の関係者は非常用発電機を利用した情報機器利用訓練を定期的に行う。
- ・都市再生緊急整備地域内外の情報交換を行うための機器が停電の影響を受けないようにするために、都市再生安全確保計画の関係者は可搬型発電機を利用した情報機器利用訓練を定期的に行う。
- ・帰宅困難者への適切な情報提供を行うために、都市再生安全確保計画の関係者はデジタル・サイネージや屋外拡声器等の情報発信機器のほか、SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）等の ICT 技術を活用して発信する情報の内容・記載方法等について、あらかじめマニュアル等に定め、情報発信訓練を定期的に行う。

## 2) 災害時応急対策

### ■情報収集

- ・ライフラインの被災状況を把握するために、都市再生安全確保計画の関係者は自敷地内や建築物内のライフラインを点検し、必要に応じて応急復旧を行う。
- ・都市再生緊急整備地域からの移動可能性情報を提供するために、発災後速やかに交通機関、道路管理者は鉄道や道路の点検を行い、運行情報等を地方公共団体や統括班に連絡する。その後も定期的に復旧・運行情報を連絡する。
- ・都市再生安全確保計画の関係者の安否情報を共有するために、都市再生安全確保計画の関係者は都市再生緊急整備地域内各施設の災害情報や都市再生緊急整備協議会参加団体の職員の安否情報を確認し、災害本部班に連絡する。

### ■情報提供

- ・退避経路が分からないことによる路上での混乱や人の錯綜を防止するために、都市再生安全確保計画の関係者は準備していた退避ルートや一時退避場所の情報をデジタル・サイネージ等の情報発信機器や SNS 等に掲示する。
- ・建築物の健全性の情報を周知するために、都市再生安全確保計画の関係者は上記で入手した安全性に係る情報をデジタル・サイネージ等の情報発信機器への掲示等により退避者に通知する。（通知の時期は、他のビルからの退避者との錯綜による混乱を回避するため状況を見て判断する必要がある。）
- ・帰宅困難者に情報を提供するために、統括班は、地方公共団体、交通機関等から得られた情報をデジタル・サイネージ、屋外拡声器、SNS 等を活用して効果的に発信する。
- ・帰宅困難者が適切に帰宅を開始するタイミングを判断できるように、都市再生安

全確保計画の関係者は地方公共団体、報道機関、交通機関等から得た情報を適切に帰宅困難者に提供する。

## ⑩ 帰宅困難者の安全の確保

### 1) 事前対策

#### 【ハード対策】

##### ■耐震性の確保

- ・ 建築物内の企業等の従業者が地震災害時に建築物内に滞在できるように、建築物所有者は建築物の耐震化を進める。
- ・ 建築物内の企業等の従業者が災害時に帰宅困難者となった場合に一定期間建築物内に滞在できるように、占有者は自らの事業所内に必要な物資等を備蓄する。
- ・ 帰宅困難者をできるだけ減らせるように、鉄道事業者は鉄道施設の耐震補強を図る。

##### ■退避施設の整備

- ・ 帰宅困難来訪者が建築物内に無秩序に入ることによって建築物内が混乱しないように、都市再生安全確保計画の関係者は帰宅困難来訪者を一定期間収容できる退避施設を整備する。
- ・ 帰宅困難来訪者が一定期間滞在できるように、都市再生安全確保計画の関係者は帰宅困難来訪者を一定期間収容できる退避施設を整備する。

##### ■備蓄倉庫の整備

- ・ 帰宅困難者が一定期間滞在できるように、都市再生安全確保計画の関係者は帰宅困難者向けの必要な物資等を保管するための備蓄倉庫を整備する。

##### ■非常用電気等供給施設（エネルギー供給施設）の整備

- ・ 大規模災害時に、滞在者等の安全の確保に必要なエネルギー（電気・熱）を継続的に確保するため、都市再生安全確保計画の関係者は、コージェネレーションシステムやエネルギー導管等のエネルギー供給施設の整備を行うことにより、エリア全体における自立・分散型のエネルギー供給ネットワーク等を構築する。

#### 【ソフト対策】

##### ■退避施設協定の締結

- ・ 退避施設を長期的に確保していくために、都市再生安全確保計画の関係者は退避施設の施設整備が完了した際には、都市再生特別措置法第45条の14に基づく退避施設協定を締結する。

##### ■退避施設の管理

- ・ 帰宅困難来訪者が一定期間滞在できるように、都市再生安全確保計画の関係者は退避施設の適切な管理を行う。

### ■備蓄倉庫の管理

- ・ 帰宅困難者が3日間程度滞在可能なように、都市再生安全確保計画の関係者は必要な物資等を備蓄する。
- ・ 備蓄倉庫内の必要な物資等を適正に維持管理するために、都市再生安全確保計画の関係者は備蓄物資の管理・更新のためのルールを整備し、定期的に保存状態を確認する。

### ■マニュアルの整備と訓練の実施（退避施設の運営）

- ・ 帰宅困難来訪者を退避施設に円滑に誘導できるように、都市再生安全確保計画の関係者は帰宅困難来訪者を退避施設に誘導するためのマニュアルを整備し、誘導訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。
- ・ 退避施設を速やかに設営できるように、都市再生安全確保計画の関係者は退避施設の設営のためのマニュアルを整備し、設営の訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。
- ・ 帰宅困難者が3日間程度滞在可能なように、都市再生安全確保計画の関係者は備蓄品や救援物資の配給ルール（配給量等）を記載したマニュアルを整備し、配給訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。
- ・ 帰宅困難来訪者を退避施設に円滑に誘導できるように、都市再生安全確保計画の関係者は退避施設の設置状況と収容可能人数の情報を共有する。
- ・ 帰宅困難となった要支援対象者の安全を確保するため、関係者は受入を行う退避施設の役割分担を実施する。（例：外国語ごとの受入、障がい者、乳幼児、妊婦の受入等）

### ■管理協定の締結

- ・ 備蓄倉庫を適切に維持・管理するために、地方公共団体と備蓄倉庫所有者は法第45条の15による管理協定を締結する。

### ■非常用電気等供給施設（エネルギー供給施設）の維持管理

- ・ 大規模災害時に、滞在者等の安全の確保に必要なエネルギー（電気・熱）が安定供給されるように、都市再生安全確保計画の関係者は、エネルギー供給施設の適切な管理を行う。

### ■非常用電気等供給施設協定（エネルギー供給施設協定）の締結

- ・ エネルギー供給施設を適切に維持管理するため、関連する土地所有者等は、都市再生特別措置法第45条の21に基づきエネルギー供給施設協定を締結する。
- ・ エネルギー供給施設協定においては、エネルギー供給施設の整備・管理に関する事項や災害時に優先的にエネルギーを供給する施設等について、調整を行い位置

づける。

#### ■マニュアルの整備と訓練の実施

- ・ 大規模災害時に、滞在者等の安全の確保に必要なエネルギー（電気・熱）が円滑に供給されるように、都市再生安全確保計画の関係者は、エネルギー受入施設の電源の起動方法等のエネルギーの受入に係るオペレーションや連絡体制を記したマニュアルを整備し、定期的に訓練を実施する。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

## 2) 災害時応急対策

#### ■退避施設の設置

- ・ 帰宅困難来訪者の安全を確保するため、関係者は災害後速やかに退避施設の設営を開始する。
- ・ 帰宅困難来訪者の安全を確保するため、関係者は退避施設の設営ができれば、順次マニュアルに則って帰宅困難来訪者を受け入れる。

#### ■物資の配給

- ・ 帰宅困難者のうち徒歩帰宅等を開始するものに対して必要な物資等を適切に配給できるように、都市再生安全確保計画の関係者は地方公共団体と協力して緊急支援物資の受け入れ、配給体制を整える。

## ⑪ 警備・交通誘導に係る対策

### 1) 事前対策

#### 【ハード対策】

##### ■情報発信機器の設置

- ・ 災害時に一般車両等を適切に誘導するために、都市再生安全確保計画の関係者はデジタル・サイネージや屋外拡声器等の情報発信機器を整備する。

##### ■情報収集機器の設置

- ・ 災害時の物資等の略奪等のトラブルを監視するために、都市再生安全確保計画の関係者はビデオカメラ等を設置する。
- ・ 災害時の物資等の強奪等のトラブルの監視情報を集約するため、ビデオカメラ等の映像を統括班に送信する施設整備を行う。
- ・ 災害時にトラブル等の発生を速やかに把握するために、都市再生安全確保計画の関係者は統括班とつながる非常通報装置等の設備を整備する。

#### 【ソフト対策】

##### ■マニュアルの整備と訓練の実施（一般車両対策）

- ・ 災害時に一般車両を円滑に誘導できるように、都市再生安全確保計画の関係者は地元警察署の指導のもと交通誘導に係るマニュアルを作成し、交通誘導訓練を定

期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

- ・ 災害時に円滑な交通誘導が行えるように、都市再生安全確保計画の関係者は地元警察署と連絡・情報交換の手段をあらかじめ取り決めておく。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

#### ■マニュアルの整備と訓練の実施（緊急車両対策）

- ・ 災害時に緊急車両等の災害対策車両が円滑に走行できるように、都市再生安全確保計画の関係者は一般車両を駐車場に収容するルールを整備する。
- ・ 災害時に緊急車両等の災害対策車両が円滑に走行できるように、都市再生安全確保計画の関係者は地元警察署の指導のもと一般車両を誘導するためのマニュアルを作成し、交通誘導訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

#### ■マニュアルの整備と訓練の実施（見回り対策）

- ・ 災害時に帰宅困難者同士のトラブルを予防するために、都市再生安全確保計画の関係者は地元警察署の指導のもと退避施設等の見回りを行うマニュアルを整備し、警備訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。
- ・ 災害時に物資等の略奪等を防止するために、都市再生安全確保計画の関係者は地元警察署の指導のもと見回りを行うマニュアルを整備し、警備訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。
- ・ 災害時に二次災害を抑制するために、都市再生安全確保計画の関係者は道路の陥没や亀裂、倒壊危険のある施設等の調査を行い必要に応じ立ち入り禁止等の措置を取るための二次災害抑制マニュアルを整備し、訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。
- ・ 災害時の衛生状態を確保するため、都市再生安全確保計画の関係者は衛生管理、防疫に関する活動マニュアルを整備し、衛生管理訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

## 2) 災害時応急対策

### ■警備・交通誘導の実施

- ・ 車両交通による混乱を回避するため、都市再生安全確保計画の関係者は所轄警察署の指導のもと、都市再生緊急整備地域全体の警備と緊急車両以外の交通誘導を行う。
- ・ トラブル等の発生を未然に防止するため、都市再生安全確保計画の関係者は分担して退避施設、医療スペース、各事業所等の見回りを行う。
- ・ トラブル等の発生を未然に防止するため、都市再生安全確保計画の関係者は、集

約されたトラブル等の情報をもとに、見回りルートの見直し等を行う。

- ・ 上記の見回りを行っている際にトラブル等が発生した場合には、直ちに警察等の関係機関に通報する。
- ・ 都市再生安全確保計画の関係者は、上記により集約されたトラブル等の情報については、警察等の関係機関に提供する。

#### ■関係機関への引き継ぎ

- ・ トラブル等の発生を未然に防止するために、都市再生安全確保計画の関係者は地元警察署等の関係機関に、被災状況を適切に伝達し、見回り活動等を引き継ぐ。
- ・ トラブル等の発生を未然に防止するために、都市再生安全確保計画の関係者は地元警察署等の関係機関の指導のもと、見回り活動等を行う。

## ⑫ ごみ、し尿、がれき処理に係る対策

### 1) 事前対策

#### 【ハード対策】

##### ■非常用トイレの整備

- ・ 健全性が確認できた建築物や帰宅困難来訪者が一定期間滞在する退避施設では、建築物所有者（都市再生安全確保計画の関係者）は建築物内のトイレが正常に機能しない場合に備えたマンホールトイレ等の施設の整備を行う。

##### ■仮設ごみ置き場の整備

- ・ 退避施設等で発生するごみ等を適切に保管等するために、都市再生安全確保計画の関係者はごみの集積場所をあらかじめ定め、必要に応じて整備を行う。

#### 【ソフト対策】

##### ■簡易トイレの備蓄

- ・ 健全性が確認できた建築物や退避施設で帰宅困難者が一定期間滞在することが可能とするために、建築物占有者（都市再生安全確保計画の関係者）は、簡易トイレ等の備蓄を行う。

##### ■マニュアルの整備と訓練の実施

- ・ 退避施設等で発生するごみやし尿等を適切に処理するために、都市再生安全確保計画の関係者はごみ、し尿等の処理に係るマニュアルを作成し、訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

### 2) 災害時応急対策

#### ■ごみ・し尿の収集

- ・ 退避施設の衛生環境を確保するために、都市再生安全確保計画の関係者は退避施設や臨時救護所で発生したごみ、簡易トイレのし尿を、ルールに従いポリ袋に入れて指定された場所に集める。

### ■がれきの収集

- ・ 安全性を確保するために、都市再生安全確保計画の関係者は発生したがれきをルールに従い指定された場所に集める。

## 2-3 都市機能の確保のための対策

### ① 業務機能の自立性確保

#### 1) 事前対策

##### 【ハード対策】

##### ■電源設備の整備

- ・ 停電に対応するために、建築物所有者は自家発電機や蓄電池等の災害時に利用可能な電源を整備する。
- ・ 停電に対応するために、都市再生安全確保計画の関係者は災害時に利用可能な電源を相互融通可能とするための設備を整備する。
- ・ 停電に対応するために、建築物所有者（都市再生安全確保計画の関係者）は中圧ガスによるガスエンジン型の非常用発電機の整備を行う。

##### ■燃料供給設備の整備

- ・ 低圧ガスの供給停止に対応するため、建築物所有者（都市再生安全確保計画の関係者）は中圧ガス管によるガス受給が可能となる整備を行う。
- ・ 停電に対応するために、建築物所有者（都市再生安全確保計画の関係者）は自家発電機用の燃料を備蓄するための施設整備を行う。

##### ■非常用電気等供給施設（エネルギー供給施設）の整備

- ・ 大規模災害時に、滞在者等の安全の確保に必要なエネルギー（電気・熱）を継続的に確保するため、都市再生安全確保計画の関係者は、コージェネレーションシステムやエネルギー導管等のエネルギー供給施設の整備を行うことにより、エリア全体における自立・分散型のエネルギー供給ネットワーク等を構築する。

##### ■上水貯留設備の整備

- ・ 飲料水等を確保するために、建築物所有者（都市再生安全確保計画の関係者）は耐震性貯水槽の整備を行う。

##### ■中水道設備の整備

- ・ 上水道の断水によりトイレが使用できなくなることを想定し、都市再生安全確保計画の関係者事業者の事業継続のために必要なトイレ洗浄に必要な水を確保するために、中水道設備を整備する。
- ・ 中水道設備の故障等によりトイレが使用できなくなることを想定し、都市再生安全確保計画の関係者は中水道管に上水もしくは工業用水を接続できる施設整備を行う。（上水道、中水道が互いにバックアップする関係を構築する。）

##### ■情報通信設備の整備

- ・ 通信停止に対応するため、都市再生安全確保計画の関係者は都市再生緊急整備地域内外を公衆無線 LAN 等により接続する情報交換が可能な体制を構築する。

### ■エレベーターの改修

- ・ エレベーターを速やかに復旧できるように、建築物所有者はエレベーターロープの引っ掛かり防止対策を施す。

### 【ソフト対策】

#### ■電源の確保

- ・ 停電に対応するため、都市再生安全確保計画の関係者は建築物への自家用発電機、非常用発電機、蓄電池等の設置状況を把握し、必要に応じて設置する非常用発電機や蓄電池の設置・更新計画（以下、「電源確保計画」という。）を作成する。
- ・ 停電に対応するため、都市再生安全確保計画の関係者は災害時に利用可能な電源を相互融通可能とするための仕組みを整備する。
- ・ 停電に対応するため、都市再生安全確保計画の関係者は、非常用電源の電力を医療用施設等の重要施設に優先的に供給するよう調整し、電源確保計画に記載する。
- ・ 停電に対応するため、都市再生安全確保計画の関係者は所有する可搬型発電機の所有台数と、そのうち災害時に非常用電源として供出可能な台数を共有し、相互融通のルールを作る。
- ・ 停電に対応するため、当面の停電対応策として、上記で報告のあった可搬型発電機の台数をもとに可搬型発電機の確保計画を作成する。
- ・ 停電に対応するため、都市再生安全確保計画の関係者は非常用発電機が稼働しなかった事業者に余剰の可搬型発電機を貸与するルールを整備する。

#### ■燃料の確保

- ・ 情報収集・発信や医療救護が円滑に進むように、統括班設置場所や医療スペース設置場所には災害時に必要な容量の発電機と燃料を備蓄する。

#### ■エレベーターの再運転対策

- ・ 円滑にエレベーターを復帰するために、都市再生安全確保計画の関係者はエレベーターの整備技術者を平常時から確保し、災害時には巡回して順次エレベーターの運転を復帰できるような体制を整える。

#### ■非常用電気等供給施設（エネルギー供給施設）の維持管理

- ・ 大規模災害時に、滞在者等の安全の確保に必要なエネルギー（電気・熱）が安定供給されるように、都市再生安全確保計画の関係者は、エネルギー供給施設の適切な管理を行う。

#### ■非常用電気等供給施設協定（エネルギー供給施設協定）の締結

- ・ エネルギー供給施設を適切に維持管理するため、関連する土地所有者等は、都市再生特別措置法第45条の21に基づきエネルギー供給施設協定を締結する。
- ・ エネルギー供給施設協定においては、エネルギー供給施設の整備・管理に関する事項や災害時に優先的にエネルギーを供給する施設等について、調整を行い位置

づける。

#### ■マニュアルの整備と訓練の実施

- ・ 大規模災害時に、滞在者等の安全の確保に必要なエネルギー（電気・熱）が円滑に供給されるように、都市再生安全確保計画の関係者は、エネルギー受入施設の電源の起動方法等のエネルギーの受入に係るオペレーションや連絡体制を記したマニュアルを整備し、定期的に訓練を実施する。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

## 2) 災害時応急対策

#### ■電源の確保・融通

- ・ 停電が発生した場合に非常用発電機が稼働しなかった事業者に対し、余剰の可搬型発電機を所有する事業者はあらかじめ定めたルールに従い可搬型発電機を貸与する。

#### ■エレベーターの再運転

- ・ 災害により停止したエレベーターの運転を復帰するため、都市再生安全確保計画の関係者は確保したエレベーター技術者が関係者の建築物を回り、一建築物につき一台のエレベーターの復帰を速やかに行う。

#### ■電力・燃料等の融通

- ・ 停電に対応するため、都市再生安全確保計画の関係者は非常用発電機の運転に必要な燃料等を融通する。
- ・ 停電に対応するため、都市再生安全確保計画の関係者は必要な業務機能を絞って集約し、非常用電源の稼働可能時間を延ばす対策を行う。
- ・ 停電に対応するため、都市再生安全確保計画の関係者は、非常用電源の電力を医療用施設等の重要施設に優先的に供給するよう調整する。
- ・ 大規模災害時に、滞在者等の安全を確保するため、都市再生安全確保計画の関係者は、あらかじめ定めたルールに従いエネルギーを供給する。

## ② 業務機能喪失の抑制

### 1) 事前対策

#### 【ハード対策】

#### ■耐震性の確保

- ・ 業務機能の喪失可能性を低減させるため、建築物所有者は建築物の耐震化を進める。

#### ■落下・転倒防止措置

- ・ 業務機能の喪失可能性を低減させるため、建築物占有者は入居スペースの家具・備品の転倒防止策等を実施する。

### ■代替機能の確保

- ・ 業務機能の喪失可能性を低減させるため、建築物占有者は被災建築物の代替として都市再生緊急整備地域外の場所に代替事業拠点を整備することを検討する。
- ・ 業務機能が喪失するような建築物被害の発生に備えて、都市再生安全確保計画の関係者は被害が大きい建築物の事業者に対し、臨時に事業スペースを貸与するための施設（平常時は貸し会議室等として利用）を整備する。

### 【ソフト対策】

#### ■業務スペース等の融通

- ・ 業務機能が喪失するような事態に備えて、都市再生安全確保計画の関係者は臨時業務スペースの設置と貸与に係るマニュアルを整備し、業務継続支援訓練を定期的に行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。
- ・ 業務機能が喪失するような事態に備えて、都市再生安全確保計画の関係者は被災した建築物から都市再生緊急整備地域内の被災していない建築物への優先入居やスペースの融通が可能な環境整備を行う。また、訓練による検証結果を踏まえ、マニュアルの改善・更新を検討する。

## 2) 災害時応急対策

#### ■業務スペース等の融通

- ・ 企業の事業継続を確保するため、都市再生安全確保計画の関係者はあらかじめ定めたルールに基づきライフラインや業務スペースの相互利用等の活動を開始する。
- ・ 業務機能喪失建築物の企業活動を、あらかじめ定めた臨時業務スペースに受け入れる。
- ・ 業務機能喪失建築物に入居する企業について、企業が望んだ場合は被災していない建築物の所有者は、予め定めた取り決めに基づき、空フロアに入居させる。

### 3 都市再生安全確保計画の一層の充実のために

都市再生安全確保計画の取組は、同意可能な関係者が、着手可能な事柄を、着手可能な地区で始めたものが、取組の進展に伴い2で紹介したような対策を複数実施することなるものと考えられる。ここでは、都市再生安全確保計画の取組が進展し、ハード・ソフト両面の様々な事業等を実施する段階で、事業等の円滑な実施が可能な環境を確保し、都市再生安全確保計画の活動を一層充実させるための計画運用体制の整備、組織づくりについて記載する。

都市再生安全確保計画の取組の充実に伴い、災害時に同時に複数の対策を実施する場合、各関係者が個別の対策を個別に実施するとかえって混乱する可能性がある。また、災害時の状況により、実施に必要な対策と不要な対策が発生し、関係者の繁閑に差が生じることや、早い時期から取り組んでいる対策に係るグループは多くの関係者が参加し、対策にも習熟する一方、遅い時期から取り組み始めた対策に係るグループでは参加者が少なく、対策への習熟度も低いという事態も考えられる。

したがって、災害時の複数の対策の円滑な実施や対策に参加する人員の調整、平常時の対策の進捗状況の管理等を行うためには、地域全体の対策を統括する組織などの仕組みが必要であり、都市再生安全確保計画の一層の充実を図るためにはこのような仕組みのあり方を検討することが重要である。

都市再生安全確保計画に記載される事業等の実施に当たっては、実施する対策の内容に応じて、目的に即した構成員による適正な規模の組織を個別に立ち上げることが想定される。その際、事前対策を実施する組織と災害時応急対策を実施する組織、施設整備に係る調整等のハード対策を実施する組織、施設の維持・管理等の平常時のソフト対策と災害時応急対策等のソフト対策を実施する組織等を設置することが考えられる。

3-1 では、都市再生安全確保計画の目標ごとに、事前対策と災害時応急対策に分けて体制を組む際の組織づくりの例を紹介する。なお、本手引きでは、便宜的に事前対策に係る組織を「分科会」、災害時応急対策に係る組織を「班」として記載するが、実際の計画作成の際は、地域の実情に応じた組織構成とすることが望ましい。

また、組織化が対策の前提になると、組織化することが目的と化し、災害時に柔軟な対応ができなくなる恐れがあるため、対策の実施を優先して柔軟な取組のあり方を検討することが重要である。

なお、本章に記載した内容は、関係者間で指示を行う対策や本来は関係行政機関等で実施する対策も含まれている。これらの対策は、本来実施予定の機関等により実施されれば記載

の必要は無いが、行政機関等の職員が不足する事態も想定し、本章であえて記載したものである。実際に都市再生安全確保計画に記載する場合は、地方公共団体、警察、消防等の関係機関等からの指導・助言を仰ぐことや、これらの機関等との調整等を行うことが重要である。

### 3-1 運用体制の充実の考え方

都市再生安全確保計画に記載した対策を実施するために、一定の組織を設置する体制を構築することが考えられる。また、都市再生安全確保計画の取組の進展に伴い複数の事業等が実施される段階では、都市再生安全確保計画全体の運用を担う組織は、複数の部門を持つ大がかりな組織になることも想定される。実際の組織化にあたっては、地域の実情を踏まえて検討されたい。

なお、災害時の応急対策の実施については、実際に人手をかけて都市再生安全確保計画の活動を行うため、下記に注意した組織化が必要である。

- ・ 都市再生安全確保計画の活動組織を構成する団体の関係者だけでなく、都市再生安全確保計画の理念に共感する関係者以外の人たちが、災害時に都市再生安全確保計画の活動にボランティア等として参加できるように、あらかじめボランティア受け入れ担当窓口を決めておき、人員配置の計画を策定しておく。
- ・ 災害時に実際に活動する組織が円滑に行動するために、警察署・消防署等の防災関係機関や地方公共団体等の行政機関と平日頃から密接に連絡を取り合い、定期的に合同訓練を行う。

さらに、災害時に備え、構成員の役割分担を明確化し、定期的な訓練を行ったとしても、実際に災害が発生した際に関係者が参集し、円滑な活動を速やかに開始することは難しいことであるから、平常時の活動の延長線上に災害時の活動があるような仕掛けが必要である。表2では、事前対策に係る組織を「分科会」、災害時応急対策に係る組織を「班」として記載することとし、その相互関係をについて一例を示す。「分科会」と「班」の関係を念頭に、平常時から災害に備えた組織づくり、人間関係形成を図ることが望ましい。

なお、班編成について、建築物等で消防計画が作成されている場合はその規定されている役割との整合性に留意して定めることとされたい。

【表2】 組織編成と役割分担の例

統括組織				
統括組織の役割をさらに分担する例				
分科会	平時	災害時	班	
統括拠点分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域統括拠点施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における防災に関する訓練の企画・実施</li> <li>訓練実施後の評価</li> <li>防災広報の充実</li> <li>意識啓発活動の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の把握・提供等</li> <li>救助等の応援指示・要請等</li> <li>必要資機材・資金等の調達</li> </ul>	統括班
PDCAマネジメント分科会		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生安全確保計画の管理</li> <li>前提条件の変化、訓練等の評価を受けた計画の見直し方針の作成</li> </ul>		
建築物改修分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性の確保</li> <li>建築物健全度判定システムの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険個所の把握</li> <li>危険個所の改善対策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物被災程度の確認</li> <li>確認結果の報告・掲示</li> </ul>	建築物被災程度確認班
退避経路分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>退避経路の整備・改善</li> <li>案内標識の設置</li> <li>外装材等の落下防止措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退避経路・案内標識の管理・点検</li> <li>退避経路マップの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退避に係る情報の表示・掲示</li> <li>退避経路の安全確認</li> <li>滞在者等の退避誘導活動</li> </ul>	退避誘導班
	<ul style="list-style-type: none"> <li>退避経路のバリアフリー化</li> <li>臨時救護所・医療スペースの整備</li> <li>エレベーターの安全停止装置等の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要支援対象者の把握</li> <li>臨時救護所・医療スペースの維持管理</li> <li>医療スタッフの確保</li> <li>負傷者搬送経路の設定・確保</li> <li>エレベーター閉じ込め時の救出体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援対象者の退避支援</li> <li>臨時救護所・医療スペースの設営</li> <li>負傷者の救出・救護活動</li> <li>エレベーターの閉じ込め者の救出活動</li> </ul>	救出・救護班
退避施設分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時退避場所・退避施設の整備</li> <li>マンホールトイレ等の整備</li> <li>備蓄倉庫の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時退避場所・退避施設の維持・管理</li> <li>一時退避場所・退避施設の配置マップ作成</li> <li>備蓄品の維持・管理・補充</li> <li>炊き出し等の訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時退避場所・退避施設の設置</li> <li>退避施設の運営</li> <li>食料・飲料水等備蓄品の配布</li> <li>炊き出し等の実施</li> </ul>	物資配給班
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミ・瓦礫等集積場所（施設）の整備</li> <li>建築物の不燃化等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミ・瓦礫等集積場所の選定・確保</li> <li>火災危険個所の把握</li> <li>消火器具等点検</li> <li>防火広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミ・瓦礫等の搬送</li> <li>初期消火活動</li> <li>延焼抑制活動</li> </ul>	消火班
情報施設分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い情報通信機器の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信機器の管理</li> <li>地域情報等の収集・発信、広報活動等を通じたシステムの維持管理</li> <li>災害時の情報伝達・共有ルールの作成</li> <li>広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信機器の管理</li> <li>通信の確保</li> <li>情報伝達・発信</li> <li>交通機関の運行情報等の収集・伝達</li> <li>地域内の退避施設の設置状況等災害対応情報の収集・伝達</li> </ul>	情報通信班
ライフライン強化分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン設備の耐震化</li> <li>ライフライン設備の多重化</li> <li>ライフライン設備の独立性の強化</li> <li>燃料の備蓄スペースの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン設備の管理</li> <li>ライフラインの相互融通ルールの整備</li> <li>燃料融通ルールの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの相互融通</li> <li>非常用発電機（固定型・可搬型）の運転</li> </ul>	班 ライフライン
	平時	災害時		

## ①都市再生安全確保計画全体を統括する組織

- ・ 都市再生安全確保計画に係る組織を円滑に運営するために、都市再生安全確保計画の関係者の代表者で構成する組織を設置することが考えられる。
- ・ 平常時には、前提条件の変化、計画全体の進捗状況等の把握を実施し、必要に応じて都市再生安全確保計画の改善を提言し、計画全体の有効性を監視・維持するPDCAマネジメントを担う組織や、地域における防災に関する訓練の企画・実施、人材育成・意識啓発を担う組織等が必要になるものと考えられる。
- ・ 災害時には、都市再生安全確保計画に記載された事務を統括する組織を設置することが考えられる。
- ・ 平常時と災害時に亘って全体的・統括的な運営を行うとともに、防災だけではなく地域全体の将来像の実現に向けた取組を進めていく観点からは、地域のエリアマネジメントや環境マネジメント等も視野に入れた取組を進めることが考えられる。
- ・ 例えば、まちづくり会社等の組織を活用して、平常時にはエリアマネジメント等と都市再生安全確保計画に係るPDCAマネジメント、訓練の企画等を実施し、災害時には事務の統括を実施することが考えられる。

### 1) 事前対策における枠組み

#### ■統括拠点分科会

都市再生安全確保計画を実効性のあるものとするため、下記の業務を行うことが想定される。これらは、地方公共団体の担当者や中心的事業者等により計画されることが想定される。

- ・ 都市再生安全確保計画に係る運用を図る際の統括組織の拠点となる場所の整備、または整備に係る企画・計画等の立案
- ・ 都市再生安全確保計画に係る訓練の実施、関係者間の協議等の際に活用するスペースの整備、または整備に係る企画・計画等の立案

#### ■PDCAマネジメント分科会

都市再生安全確保計画を実効性のあるものとするため、下記の業務を行うことが想定される。これらは、地方公共団体の担当者や中心的事業者、学識経験者等の第三者等により実施されることが想定される。

- ・ 訓練のレビュー結果を受けた都市再生安全確保計画の見直し方針（都市再生安全確保計画の問題点の洗い出し、改善の方向性の提案等）の作成
- ・ 実際の災害後の都市再生安全確保計画の発動結果のレビューと都市再生安全確保計画の見直し方針の作成
- ・ 定期的な都市再生安全確保計画の前提条件のレビューと都市再生安全確保計画の見

直し方針の作成

## 2) 災害時応急対策における枠組み

### ■統括班

災害時に都市再生緊急整備地域内外の災害情報の集約、関係者への情報提供と必要に応じた指示、都市再生緊急整備地域外の関係機関等への情報提供・支援依頼等を行い、応急対策、復旧対策を実施する。

統括班の業務内容については、地方公共団体、退避経路・退避施設等施設関係者、退避誘導を実際に行う関係者等により検討されることが想定される。

#### 【統括班の防災活動の例】

- ・ 災害時に、都市再生安全確保計画の目標を達成するために、一時退避場所、救護所、屋外等の災害情報を把握し、関係者に情報の発信等を行うために統括班を設置する。
- ・ 災害時に都市再生安全確保計画の目標を達成するため情報提供・指示を行うために、統括班には本部長を置く。また、本部長就任者はあらかじめ就任順位をつけて複数決めておく。
- ・ 災害時に統括班を円滑に運営するために、統括班の設置場所をあらかじめ決めておく。
- ・ 災害時に統括班が円滑に情報収集できるように、統括班を設置する場所は、多重の通信手段を確保する。場合によっては、通信機器等の必要設備を統括班設置場所またはその近傍に常備する。

〔必要となると考えられる設備の例〕

テレビ、ラジオ、電話、携帯電話、公衆無線LAN、パソコン、カメラ、ビデオカメラ、ビデオデッキ、ファックス、トランシーバー、電池、発電機、事務用品、自転車、オートバイ等

- ・ 統括班を円滑に運営するために、統括班が必要とする設備の整備・保管の負担ルールを作成する。
- ・ 統括班を円滑に運営するために、統括班は設備の適切な保管・保守のルールを作成する。
- ・ 統括班を円滑に運営するために、統括班は、統括班の業務を定めた業務マニュアルを作成する。
- ・ 統括班を運営する人材を確保するために、統括班の構成員を人選し、統括班に登録する。
- ・ 統括班の構成員が確実に参集できるよう、統括班の構成員は公共交通機関の途絶や公道の閉鎖も想定し、徒歩での参集が可能な人選とする
- ・ 統括班の構成員が確実に参集できるよう、統括班は現地→自宅、自宅→現地の両ル

ートの移動方法を想定しておく。

- ・勤務時間外に災害が発生した場合に統括班に構成員が参集できるように、統括班は非常招集ルールを作成する。
- ・都市再生緊急整備協議会構成団体の防災意識の啓発・高揚を図り、安全で安心なまちを維持するために、統括班は計画に基づく地域における防災に関する訓練等の企画し、実施する。
- ・都市再生安全確保計画の実効性の検証のために、統括班は実施した訓練の評価を行う。
- ・都市再生安全確保計画の関係者の意識啓発のために、統括班は訓練等の充実や災害情報の周知等、地域の防災性能向上に向けた取組を実施する、
- ・火災・地震・水害等の災害に対する知識や災害体験の伝承を行うために、統括班は定期的に訓練や教育活動のプログラム案を作成する。
- ・まちに関係する多くの人達が一体感・連帯感をもち、高い防災意識を共有するために、統括班は積極的な広報活動を行う。

なお、訓練等の実施に際しては、関係者間で以下の事項を協議・検討しておく必要がある。少なくとも、これらの協議・検討を「都市再生安全確保計画全体の統括する組織」や「統括班」が担うのか、「都市再生緊急整備協議会」等の別の仕組みで担うのかは、検討する必要がある。

- ・関係者間の費用分担
- ・訓練実施時の事務局組織

#### ○人材育成・意識啓発について

都市再生緊急整備地域において、滞在者等の安全の確保を図るための取組、立地企業の事業継続性の確保の取組を進めるために、防災を担う人材の育成や滞在者等の防災意識の啓発は重要である。また、都市再生安全確保計画に記載された事業等の実施の取組だけでなく、事業者単体による防災活動の両方が、都市再生緊急整備地域の防災性の向上に欠かせない。

ここで記載する人材育成・意識啓発等の活動は、平常時から実施するものであり、都市再生安全確保計画全体を統括する組織が中心となって継続的に実施する必要がある。上記の訓練分科会の行う事項として掲げたもの以外にも、以下のようなものに人材育成・意識啓発を図る上で配慮する必要がある。

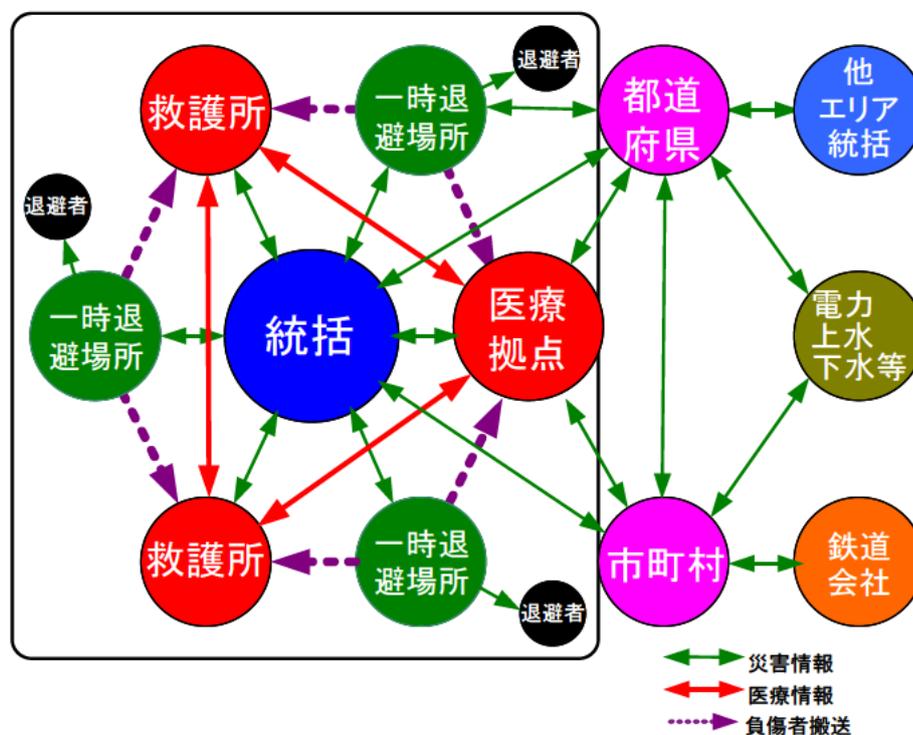
- ・訓練の実施等の取組により企業等の枠を超えた交流を地域内で促進することで、災害時にも円滑に活動できるような人間関係の構築の促進
- ・地域のイベント活動、環境改善活動の機会に、物資配給班が炊き出しを実施する等

の都市再生安全確保計画に関連する活動を行うことで、平常時からの地域の防災意識の向上

- ・ 都市再生緊急整備地域の防災性能の向上を図るために、周辺地域住民・周辺自治会等に連携を働き掛ける必要がある。例えば、合同で「防災展」や「総合防災訓練」を実施すること等が考えられる。

【統括班の災害時応急対策】

- ・ 統括班が担う業務は以下のようなものが考えられる。
  - 関係企業従業者及び在館者の安否情報の集約
  - 被災情報の把握・提供
  - 救出・救助の応援・指示
  - 退避施設等における帰宅困難来訪者受入状況の把握
  - 退避施設等への物資供給状況の把握、物資融通の調整
  - 必要機器材、資金等の調達
  - 地域防災情報の広報
  - 公共団体、近隣事業所・関連会社との情報交換、支援要請
  - その他、防災対策上重要事項の決定、指示、報告



【図3】 統括班と関係機関との情報伝達のイメージ

## ②直接被害の防止に係る組織

### 1) 事前対策における枠組み

#### ■建築物改修分科会

災害時に建築物の倒壊、破損等により、滞在者が負傷等をしないように建築物の耐震性の確保の促進や、災害時に建築物に残留可能かどうかの判断を円滑にできるような環境を整えるために、下記のような業務を行う。業務内容については、建築物所有者等と建築士等の専門家等により実施されることが想定される。

- ・ 建築物等の耐震改修計画の立案及び建築物所有者に対する提案等
- ・ 建築物等の耐震改修計画等に対する助言
- ・ 建築物健全度判定システムの導入計画の立案及び建築物所有者に対する提案
- ・ 建築物健全度判定システムの導入計画に対する助言

### 2) 災害時応急対策における枠組み

#### ■建築物被災程度確認班

災害時に建築物からの退避の必要があるのか、退避施設として予定していた施設が予定通り使えるのか判断するため、建築物被災程度を確認を行う建築物被災程度確認班を設置する。業務内容については、地方公共団体、建築物管理者、退避施設等の施設関係者を中心に、地域内の建築専門家等を加えて検討されることが想定される。

##### 【建築物被災程度確認班の防災対策】

- ・ 災害時に都市再生緊急整備地域内の建築物の建築物被災程度を確認を効率的に行うために、建築物被災程度確認班を設置する。
- ・ 災害時に迅速に建築物被災程度確認班が活動を開始するために、建築物被災程度確認班の構成員には、応急危険度判定士の資格を有する者を登録する。
- ・ 災害時に建築物被災程度確認班が効率的に活動を行うために、上記によるものの他、都市再生緊急整備地域内若しくは都市再生緊急整備地域近傍の従業者で応急危険度判定士の資格を有する者が参加を申し出た場合には、建築物被災程度確認班に登録する。
- ・ 都市再生緊急整備地域の防災性能向上を図るために、建築物被災程度確認班は定期的に地域内を巡回し、危険個所の把握と改善策（耐震性確保、建物健全性判定システムの導入等）を検討する。
- ・ 災害時に効率的な建築物被災程度を確認を行うため、建築物被災程度確認班はあらかじめ災害時の建築物被災程度の確認の手順等を定めた建築物被災程度の確認マニュアルを整備する。
- ・ 災害時に効率的な建築物被災程度を確認を行うために、優先的に建築物被災程度を確認を行うことが必要な建築物（病院、退避施設予定場所等）を考慮した判定順序

等を含む判定マニュアルを整備する。

#### 【建築物被災程度確認班の応急対策】

- ・ 災害時に建築物被災程度確認班が担う業務は以下のようなものが考えられる。
  - 優先的に建築物被災程度の確認が必要な建築物から建築物被災程度の確認を行う。
  - 建築物被災程度の確認の結果を、当該建築物のあらかじめ定められた場所に掲示する。
  - 建築物被災程度の確認の結果を、統括班に連絡する。

### ③退避に係る組織

#### 1) 事前対策における枠組み

##### ■退避経路分科会

災害時に滞在者が、混乱なく退避できるような環境を整えるために、下記のような業務を行う。業務内容については、退避経路設置場所関係者と退避誘導を実際に行う者等により計画されることが想定される。

- ・ 建築物等から一時退避場所等への退避経路の選定
- ・ 建築物等から一時退避場所等への退避経路の広幅員化、バリアフリー化等整備・修繕等またはその計画等
- ・ 退避経路に私有地が含まれる場合の退避経路協定の立案・締結の推進
- ・ 退避経路沿いの案内標識等の設置等またはその計画等
- ・ エレベーターの安全対策の実施、または計画等の立案
- ・ 退避経路の退避経路沿いの建築物、工作物等の耐震化等計画の立案
- ・ 臨時救護所・医療スペースの整備または整備計画等の立案

#### 2) 災害時応急対策における枠組み

##### ■退避誘導班

災害時に建築物等から退避する人々を一時退避場所、避難場所等に適切に誘導し、混乱の発生を抑制するとともに、退避した人々のうち帰宅困難来訪者を安全が確認された退避施設に適切に誘導するために、退避誘導班を設置する。業務内容については、地方公共団体、地元警察署、建築物所有者等を中心に検討されることが想定される。

#### 【退避誘導班の防災対策】

- ・ 災害時に発生する退避者の誘導のために、避難誘導班を設置する。
- ・ 災害時の退避者の誘導を円滑に行うために、退避誘導班は誘導ルール（地震時、火災時、水害時等）を整備する。
- ・ 災害時の退避者の誘導を円滑に行うために、退避誘導班は退避誘導マニュアルを作

成する

- ・ 災害時の退避者の誘導を円滑に行うため、退避誘導班は退避経路マップ等の作成を行う。
- ・ 災害時に一時退避場所、退避施設等への円滑な誘導等を実施するために、退避誘導班は退避施設マップ等を作成する。
- ・ 災害時の退避者の誘導を効果的に行うために、退避誘導班は構成員の役割分担をあらかじめ定める。
- ・ 災害時の退避者の誘導を円滑に開始するため、退避誘導班は構成員の役割分担に応じた参集場所をあらかじめ定める。
- ・ 災害時の退避者の安全性を確保するため、退避誘導班は平常時から退避経路や一時退避場所の危険個所の把握に努め、改善の提言に努める。
- ・ 災害時の退避者の誘導を円滑に行うため、退避誘導班は案内標記等と管理・点検等を行う。
- ・ 災害時の安全な退避を実現するため、退避誘導班は定期的に退避誘導訓練を行う。

#### 【退避誘導班の応急対策】

- ・ 災害時に退避誘導班が担う業務は以下のようなものが考えられる。
  - 退避経路の安全の確認
  - 退避者の一時退避場所、避難場所への誘導、経路情報の掲示
  - 帰宅困難来訪者の退避施設への誘導
  - 退避者の状況についての統括班への連絡

### ■救出・救護班

---

災害時に発生する負傷者・要支援対象者を適切に保護し、混乱等を抑制するために、救出救護班を設置する。業務内容については、地方公共団体、地元消防署、医療機関、臨時救護所の設置が予定される建築物の管理者等を中心に検討されることが想定される。

#### 【救出救護班の防災対策】

- ・ 災害時に発生する負傷者を適切に保護するために、救出救護班を設置する。
- ・ 災害時に発生する負傷者を適切に保護するために、エレベーター閉じ込め事故、家具等の転倒事故等の際の、救出のためのマニュアル等を整備すると共に、資機材の備蓄を行う。
- ・ 災害時に発生する負傷者・要支援対象者を適切に保護するために、救出救護班は負傷者・要支援対象者の搬送等のルールを整備する。
- ・ 災害時に発生する負傷者を適切に保護するために、救出救護班は臨時救護所の運営ルールを整備する。

- ・ 災害時に発生する重傷者を適切に保護するために、救出救護班は重傷者を医師等の医療関係者が待機する医療スペース、医療施設等へ搬送するためのルールを整備する。
- ・ 災害時に発生する重傷者を適切に保護するために、救出救護班は災害時に医療スペースに勤める医療スタッフの確保に努める。
- ・ 災害時に発生する負傷者を適切に保護するために、救出救護班は応急手当等の訓練を実施する。
- ・ 災害時に発生する負傷者を適切に保護するために、救出救護班は構成員に対し応急手当普及員の資格の取得等の支援を行う。
- ・ 災害時に要支援対象者を適切に保護するため、救出救護班は要支援対象者の所在地の把握に努める。

#### 【救出救護班の応急対策】

- ・ 災害時に救出救護班が担う業務は以下のようなものが考えられる。
  - 負傷者、エレベーターの閉じ込め者等の救出・保護
  - 要支援対象者の退避支援
  - 臨時救護所・医療スペースの設置・運営
  - 負傷者の臨時救護所への搬送
  - 負傷者への応急手当の実施
  - 重傷者の医療スペースへの搬送
  - 医療器具、薬品等の臨時救護所・医療スペースへの搬送
  - 臨時救護所の稼働状況等の統括班への連絡

## ④一時滞在に係る組織

### 1) 事前対策における枠組み

#### ■退避施設分科会

災害時に帰宅困難者が、一時的に滞在するための環境を整えるために、下記のような業務を行う。業務内容については、退避施設候補地の建築物所有者、退避施設の運営予定者、移動の誘導を実際に行う者、備蓄倉庫の設置が予定される建築物の所有者、備蓄物資の管理を行う事業者（地方公共団体）等により計画されることが想定される。

- ・ 帰宅困難来訪者を受け入れる退避施設候補地の選定
- ・ 帰宅困難者に配給する非常用物資を備蓄する備蓄倉庫設置候補地の選定
- ・ 退避施設候補地を退避施設が設置可能な場所として整備等またはその計画等
- ・ 退避施設の付随施設（備蓄倉庫、マンホールトイレ、ゴミ集積場所等）の整備等またはその計画等
- ・ 備蓄倉庫の整備等またはその計画等

- ・ 退避施設候補地が私有地にある場合の退避施設協定の立案・締結
- ・ 備蓄物資を地方公共団体が管理する場合の備蓄倉庫協定の立案・締結
- ・ 退避施設の運営マニュアルの作成
- ・ 退避施設への移動誘導マニュアルの作成
- ・ 備蓄倉庫の管理マニュアルの作成
- ・ 備蓄物資の配給マニュアルの作成

## 2) 災害時応急対策における枠組み

### ■物資配給班

災害時に退避施設等で一定期間過ごす帰宅困難来訪者に対し円滑に必要な物資等を配給するとともに、都市再生緊急整備地域外からの非常用物資の円滑な受入を実現するために、物資配給班を設置する。業務内容については、地方公共団体、建築物所有者等を中心に検討されることが想定される。

#### 【物資配給班の防災対策】

- ・ 災害時に退避施設等で円滑に必要な物資等の配給を実現するために、物資配給班を設置する。
- ・ 災害時に退避施設等に円滑な誘導等を実施するために、物資配給班は退避施設マップ等を作成する。
- ・ 災害時に円滑な配給を実現するために、物資配給班は日常から必要な物資等の保管場所を確認する。また、必要に応じて備蓄倉庫マップを作成する。
- ・ 災害時に円滑な配給を実現するために、物資配給班は備蓄物資の維持・管理や補充に配慮する。
- ・ 災害時に円滑な配給を実現するために、物資配給班は、災害時の必要な物資等の配給基準、炊き出し等の物資配給活動の手順や作業場所、配給場所を確認する。
- ・ 災害時に円滑な配給を実現するために、物資配給班は災害時の手順等をまとめたマニュアルを整備するとともに、定期的に訓練等を実施し、炊き出し等の模擬活動によって手順を確認する。
- ・ 災害時に円滑な配給を実現するために、物資配給班はトイレ等に使用する生活用水の貯水場所を日頃から確認するとともに、訓練時に実際に採水・配水を行い、災害時の操作を習熟する。

#### 【物資配給班の応急対策】

- ・ 災害時に物資配給班が担う業務は以下のようなものが考えられる。
  - 退避施設の設置、運営
  - 退避施設での炊き出し等物資配給活動の実施
  - 備蓄倉庫から退避施設への備蓄物資の搬送

- 退避施設間の備蓄物資の融通の調整
- 都市再生緊急整備地域外からの救援物資の受入作業

## ■消火班

災害時に発生する火災や、延焼等を抑制するために、消火班を設置する。業務内容については、地方公共団体、地元消防署、地元消防団、建築物管理者、占有者を中心に検討されることが想定される。

### 【消火班の防災対策】

- ・ 火災の早期発見、早期通報、火災の延焼の抑制のために、消火班を設置する。
- ・ 効果的な消火活動、延焼防止活動のために、消火班は構成員の役割分担のルールを整備する。
- ・ 効果的な消火活動等を行うために、協議会は、消火班が必要する装備等の整備・保管・費用負担のルールを作成する。
- ・ 災害時に適切な活動を可能とするために、消火班は平常時から火災危険場所の把握とその改善策の企画立案を行う。
- ・ 災害時に適切な活動を可能とするために、消火班は平常時から消火器具の点検を行う。
- ・ 災害時の出火抑制に係る意識の啓発を図るために、消火班は情報通信班と協力して防災関連の広報・PRに努める。
- ・ 災害時の適切な活動を可能とするために、消火器の使用法、スプリンクラーの放水制御等の消防関連設備の使用に係る訓練を実施する。
- ・ 被災現場の保存、二次被災の防止、被災後の盗難対策のために、消火班は現場保存のための措置のルールを整備する。
- ・ 災害時の退避施設等の環境の維持、地域内でのけが等の防止のため、消火班は災害時のゴミ、がれき等の集積場所の選定とその整備または整備計画を作成する。(ゴミ、がれき等の搬送活動は、災害発生後1日以上経過後に始まると考えられるため、消火班の活動として整理した。)

### 【消火班の応急対策】

- ・ 災害時に消火班が担う業務は以下のようなものが考えられる。
  - 火災の発生に備え集合場所への参集
  - 装備の確認後、火災の有無等の確認のための巡回活動
  - 火災を確認した場合は、消防署、消防団へ通報
  - 火災発生場所で消火等の延焼抑制活動
  - 火災現場及びその周辺等で、二次被害の抑制のため人の誘導
  - 火災の鎮火後、地元消防署等の指示・助言により現状の確保措置

- 火災状況の統括班への連絡
- ゴミ・がれき等の搬送活動

## ⑤情報に係る組織

### 1) 事前対策における枠組み

#### ■情報施設分科会

災害時に、都市再生安全確保計画の関係者同士による災害情報の共有、都市再生緊急整備地域内外の災害情報の収集、事業者、帰宅困難者への情報提供を可能とする情報通信機能を確保するために、下記のような業務を行う。業務内容については、情報通信機器を設置するような情報関連事業者、情報発信機器を設置する建築物所有者、情報収集機器を設置する建築物所有者、情報収集・発信を担う事業者等、備蓄倉庫の設置が予定される建築物の所有者等、備蓄物資の管理を行う事業者（地方公共団体）等により計画されることが想定される。

- ・ 統括班設置予定場所における情報機器の整備
- ・ 災害情報の提供を行う情報通信機器の設置場所等の調整、整備
- ・ 情報通信機器の耐震化等災害に強い情報通信機器の整備・改修等またはその計画等
- ・ 都市再生緊急整備地域内外の災害情報の収集を行う情報通信機器の整備、情報提供機関との調整

### 2) 災害時応急対策における枠組み

#### ■情報通信班

災害時に都市再生緊急整備地域内外の災害関連情報の収集と発信を担う情報通信班を設置する。業務内容については、地方公共団体、建築物管理者、交通機関、退避施設等の施設関係者を中心に検討することが想定される。

##### 【情報通信班の防災対策】

- ・ 災害情報の効率的な収集・整理・発信のために、情報通信班を設置する。
- ・ 情報機器の適切な維持・管理等のために、情報通信班は機器の管理または管理計画等の立案を行う。
- ・ 災害情報の効率的な収集・整理・発信のために、情報通信班は構成員の役割分担のルールを定める。
- ・ 災害情報の効率的な収集・整理・発信のために、情報通信班は災害時の情報収集・発信の手順・方法を定めたマニュアルの作成を行う。
- ・ 災害情報の効率的な収集・整理・発信のために、情報通信班は災害情報収集等の様式を定めて、関係者に周知する。
- ・ 災害情報を迅速に発信するために、地震速報・水害情報・火災情報・公共交通機関

の運行情報等を受信した場合には、滞在者に情報提供施設を通じて速やかに情報を提供する。

- ・ 災害情報を確実に発信するために、情報通信班は平常時から災害情報提供施設を通じた情報発信訓練を実施する。
- ・ 災害情報を確実に収集するために、情報通信班は平常時から災害情報収集施設を通じた情報収集訓練を実施する。
- ・ 災害情報を確実に発信するために、情報通信班は平常時から地域情報の発信、防災広報等を行い、情報通信機器の維持管理を行う。

#### 【情報通信班の応急対策】

- ・ 災害時に情報通信班が担う業務は以下のようなものが考えられる。
  - 災害状況の把握、周辺地域の被災状況の収集
  - 災害時の情報通信機器の管理、通信の確保
  - 安否確認情報の集約・発信
  - 交通機関や道路の状況把握
  - 病院、ライフラインの状況把握
  - 退避施設、救護所等の状況把握
  - 関係者への情報伝達
  - 帰宅困難者への情報提供
  - 建築物の被災状況調査（遠隔カメラによる被害状況の記録等）

## ⑥ライフラインに係る組織

### 1) 事前対策における枠組み

#### ■ライフライン強化分科会

災害時に帰宅困難者の生活環境や事業者の業務継続性の確保に必要となるライフラインの確保や代替設備を確保するために、下記のような業務を行う。業務内容については、ライフライン事業者（水道事業者、下水道事業者、ガス事業者、電力事業者、エネルギー事業者、通信事業者、地域冷暖房事業者等）のほか、退避施設の運用者、業務機能継続に係る関係者等により計画されることが想定される。

- ・ ライフラインの防災性能強化の実施、または強化計画の作成
- ・ 建築物のライフラインの接続部の防災性能強化、またはその助言
- ・ 耐震性貯水槽、非常用発電機、燃料備蓄等の代替ライフラインの整備

### 2) 災害時応急対策における枠組み

#### ■ライフライン班

災害時にライフラインの確保を担うライフライン班を設置する。業務内容については、地方公共団体、ライフライン事業者、建築物管理者、退避施設等の施設関係者を中心に検討することが想定される。

#### 【ライフライン班の防災対策】

- ・ 災害時にライフラインを確保するために、ライフライン班は代替ライフライン（自家発電機、非常用発電機、備蓄燃料等）の相互融通等のサービス提供に係るルール整備を行う。
- ・ 災害時にライフラインを確保するために、ライフライン班は代替ライフラインの管理マニュアルを作成する。
- ・ 災害時に円滑なライフラインのサービスを実施するために、ライフライン班は代替ライフラインの災害時の運用マニュアルを作成する。
- ・ 災害後、速やかなライフラインの復旧を行うために、ライフライン班は災害時の復旧作業の段取りの仕組みづくりを行う。
- ・ 災害時に業務機能を確保するために、ライフライン班はライフライン・サービス提供水準のルール整備を行う。（例：病院等公益性の高い施設に対するライフライン・サービスを優先する。等）
- ・ 災害時に業務機能を確保するために、ライフライン班はライフライン・サービスの相互融通ルールの整備を行う。（例：個別ビルごとに断水、下水使用の可否等の条件が異なった場合に、飲料水の提供、トイレの提供等についてあらかじめ定めておく。等）

#### 【ライフライン班の応急対策】

- ・ 災害時にライフライン班が担う業務は以下のようなものが考えられる。
  - 災害時の電力、燃料等の相互融通
  - 非常発電機の運転、可搬型非常用発電機の運搬・運転
  - 耐震性貯水槽からの給水支援（機器の運転）

## ⑦事業継続性確保に係る組織

### ■事業継続性確保支援分科会

災害時に企業の事業継続性を確保するために、事業継続の前提となる事業スペース等の確保等のために、下記のような業務を行う。業務内容については、業務機能の確保を希望する関係者等により計画されることが想定される。

- ・ 業務機能を確保するための代替業務スペースの相互融通ルールの整備と災害時の実施（例：最低限の事業継続性を確保するために貸会議室、空会議室等のスペースを相互に融通する。等）
- ・ 業務機能を速やかに復旧するために、使用できなくなった建築物から、周辺の空き

オフィスに優的に入居できるルールを整備（例：災害時に空室を提供しあう相互のルール整備）

- ・ 業務機能を速やかに復旧するために、業務機器（例：パソコン、プリンター、ファクシミリ等）、事務機器（例：机、いす、その他事務用品）、事務消耗品（例：紙、トナー、鉛筆等）の相互利用、相互融通のルールを整備

都市再生安全確保計画 作成の手引き

第4版

（令和4年3月発行）

内閣府地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎

電話：03-6206-6175 e-mail：toshisaisei@cao.go.jp

国土交通省都市局まちづくり推進課、市街地整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 中央合同庁舎 3号館

電話：03-5253-8111（内 32563、32738）